



これからの大磯町

これからの大磯町



© 2011 OISOMACHI

大磯町第四次総合計画後期基本計画 2016-2020



大磯町

大磯町第四次総合計画後期基本計画

平成 28 年 3 月 発行
〒 255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯 183 TEL 0463-61-4100 FAX 0463-61-1991
編集 大磯町 政策総務部 政策課 制作 (株)地域計画建築研究所



町章

大磯の大を三つ組み合わせ、それぞれ飛躍、発展、勤労、友愛を意味づけ、町の発展を抽象化したもので、昭和39年8月15日に制定されました。



シンボルマーク

「高麗山と鷹取山の豊かな自然と、目の前に広がるこゆるぎの浜に抱かれて発展する町」をデザインしているもので、平成元年5月29日に制定されました。



(昭和50年4月1日制定)
[くろまつ]



(昭和50年4月1日制定)
[さざんか]

町の木

大磯町と国府町の合併20周年を記念して、豊かな自然と野鳥の住める快適な環境を整え住みよいまちづくりをしていくために公募され、大磯に最もふさわしい高木として「くろまつ(左)」、最もふさわしい低木として「さざんか(右)」に決定しました。



(昭和59年12月1日制定)
[かもめ]



(平成22年11月3日制定)
[アオバト]

町の鳥

大磯町と国府町の合併30周年を記念して、町のイメージにふさわしい鳥として公募され「かもめ(左)」に決定しました。また、照ヶ崎海岸の岩礁に集団飛来し、美しい羽色で知られる「アオバト(右)」に決定しました。

町の花

豊かな自然と歴史が調和した風格あるまちづくりの一環として、町のイメージにふさわしい花として公募され、西小磯の砂浜に群生が見られる「はまひるがお」に決定しました。



(平成10年2月1日制定)
[はまひるがお]



未来の扉へ

大磯町は、平成18年に15年間を計画期間とする第四次総合計画を取りまとめ、前期基本計画、中期基本計画と、青い海、緑の丘陵、そして豊かな自然、先人から受け継いだ伝統・文化を大切に守りながら、地域で暮らす皆さんとともに、着実に取組みを進めてまいりました。

平成27年度をもって中期基本計画の計画期間である5年間が終了することから、第四次総合計画の集大成として、後期基本計画を策定しました。

この後期基本計画では、少子高齢化・人口減少社会を乗り越えるため、重点プロジェクト「花・鳥・風・輪」を計画の柱に据え、「交流人口の増加」と「定住人口の安定化」を目標に、未来に向けて安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

本計画の策定にあたりまして、ご協力いただいた皆さんに感謝申し上げますとともに、今後も、未来の子どもたちに誇れる大磯町を創るため、新たな扉を開け、皆さんとともに歩んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成28年3月

大磯町長 中崎久雄



第1章 基本構想と基本計画 P4

1. 基本計画の役割	4
2. 総合計画の構成と期間	4
3. 基本構想の目的	4
4. 基本構想の期間	5
5. まちの将来像	5
6. まちづくりの基本理念	5
7. 将来人口	6
8. 産業	8
9. 土地利用	10
10. 施策の大綱	12
安全で安心なあたたかみのあるまちづくり	12
町民の力や知恵が集まるまちづくり	13
人と自然が共生する循環のまちづくり	13
心豊かな人を育てるまちづくり	14
個性と魅力と活力のあるまちづくり	15

第2章 社会経済情勢と方向性 P16

1. 大磯町をとりまく社会経済情勢	16
2. 町民アンケート・おいそまちカフェ	17
3. 重点的に取り組むべき方向性	19

第3章 重点プロジェクト P20

1. 重点プロジェクト	22
2. 総合戦略	24
3. 実効性の確保	25
4. 4つの重点プロジェクト	26

第4章 部門別の計画 P34

柱Ⅰ 安全で安心なあたたかみのあるまちづくり	36
安全なまちづくりの推進	36
子どもを育てやすい環境づくりの推進	42
高齢者の生きがいつくりの推進	44

健康づくりの推進	46
こころとふれあう福祉社会の充実	50

柱Ⅱ 町民の力や知恵が集まるまちづくり	58
交流とひろばづくりの推進	58
開かれた町政と情報化の推進	60
効率的な行財政の運営	62

柱Ⅲ 人と自然が共生する循環のまちづくり	64
身近な自然環境空間の形成	64
良好な地域環境の形成	70
循環型地域社会の形成	74

柱Ⅳ 心豊かな人を育てるまちづくり	76
次代を担う人づくりの形成	76
ゆとりを育む生涯学習の推進	82
誰もが尊重される社会づくりの形成	84
地域に根ざした文化の継承と創造	86

柱Ⅴ 個性と魅力と活力のあるまちづくり	88
魅力ある空間の形成	88
快適に移動できる交通基盤の推進	94
活力と個性あふれる産業の振興	96
資源を生かした特色ある観光の推進	102

第5章 計画の着実な推進 P104

1. 計画の進捗管理	104
2. 次期計画の策定に向けて	105
3. 参考	106
後期基本計画策定の経過	106
大磯町総合計画審議会委員名簿	107
後期基本計画（素案）諮問及び答申	107
計画等所管一覧	109
合併60周年記念事業	
「未来のおおいそ」ポスター	110

第1章 基本構想と基本計画

1 基本計画の役割

本計画は、第四次総合計画基本構想に基づき、町の将来像とまちづくりの目標（施策の大綱）を具体化するための計画として、今後5年間に取り組むべき施策の概要を示すものです。

2 総合計画の構成と期間

総合計画は、長期的な展望のもと、めざすべき将来の姿と、それを実現するために必要となる諸施策の指針を定めるものです。

大磯町第四次総合計画は、2006年度（平成18年度）から15年間を見通し、2020年度（平成32年度）を目標年度とする計画となっています。

この計画は、将来像から事業への実現移行をあらわす次の3段階で構成されています。

■基本構想

町の各種計画体系の頂点に立つもので、長期にわたる行政運営の根幹となるべき姿勢と必要施策の大綱を示し、将来推計人口、産業構造、土地利用構想に基づく基本的な方向性を示しており、計画の期間は2006年度（平成18年度）から2020年度（平成32年度）までの15年間になります。

■基本計画

基本構想によって策定された町の将来像及び施策の大綱を具現化するための計画として位置づけ、各部門ごとに体系化した施策として示しており、後期基本計画の期間は2016年度（平成28年度）から2020年度（平成32年度）までの5年間となります。

■実施計画

現実の行財政状況を踏まえ、基本計画の各施策に位置づけられる事業について、予算額を入れて体系化したものです。計画の期間は3年間ですが、毎年度、見直しを行います。

3 基本構想の目的

基本構想は、大磯町のめざすべき将来像と、これを実現するための施策の方向を明らかにするものであり、総合的・計画的なまちづくりを進めるための指針とするものです。

また、町民などに対し町政運営の方針を明らかにし、町政に対する理解と協力のもと、町民と行政が協働してまちづくりを進めていく方向性を示すものです。

4 基本構想の期間

基本構想は、2020年度（平成32年度）を目標年度とし、2006年度（平成18年度）からの15年間とします。

5 まちの将来像

「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」

美しい自然と由緒ある歴史、文化に恵まれた大磯を愛し、誇りを持つことにより、さらに住みよいまちづくりをめざし、「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」をまちの将来像とします。

6 まちづくりの基本理念

まちの将来像の実現に向け、「自然とくらしとの共生」「手づくりと創造」の2つの基本理念を掲げ、まちづくりを進めます。

■自然とくらしとの共生

私たちのまちには、高麗山や鷹取山などの丘陵、こゆるぎの浜などの海辺、花水川や葛川などの河川といった豊かな自然があり、町の誇りとなっています。この恵まれた自然環境を次の世代に引き継ぎ、自然と調和したまちづくりを行っていくことは、私たちの使命であり責任でもあります。

私たち一人ひとりが、限りある資源を大切に、環境にやさしい取組みを進めていくことが、極めて重要になってきます。

これからのまちづくりは、自然や環境との新しいかわり方のなかで、美しい景観や快適な環境を未来に引き継ぐとともに、大磯で育まれてきた生活文化に、新しい息吹を吹き込みながら、未来につながる自然とくらしとの共生が図れるまちづくりを推進していきます。

■手づくりと創造

まちづくりの主役は町民であり、自治の原点でもある町民本位のまちづくりを実行するためには、町民一人ひとりがまちや地域への愛着を持ち、まちづくりに積極的に参加することが重要となってきます。

こうした、町民のまちづくりを支える、地域コミュニティ活動やボランティア活動などの、自主・自立的な活動・活躍の場や仕組みをつくることで、新しい創造性や活力が期待されます。

これからのまちづくりは、こうした町民の力を背景に、情報の共有化を図るとともに、町民、行政、事業者などが協働して、手づくりと創造の協働社会を築き、新しい仕組みや活動を創り出していくことができる、まちづくりを展開していきます。

<計画の期間>

西 暦	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
平 成	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
基本構想	基本構想 (15年間)														
基本計画	前期基本計画 (5年間)					中期基本計画 (5年間)					後期基本計画 (5年間)				
実施計画											実施計画 (3年間)				
												実施計画 (3年間)			
													実施計画 (3年間)		

7 将来人口

将来人口は、推計値では目標年次の2020年度（平成32年度）は約32,000人と見込まれますが、今後、現状の人口維持を基本に、各種施策を積極的に推進することにより、2020年度（平成32年度）の目標人口を33,000人と想定します。

人口の現状

本町の総人口は、2011年（平成23年）以降、ゆるやかではありますが減少が続いています。自然動態（出生と死亡の差）では、死亡が出生を上回り減少が続いていますが、社会動態（転入と転出の差）では、2012年（平成24年）を除くと転入が転出を上回っています。世帯数は、増加傾向が続いており、年齢別人口では、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が減少、65歳以上の高齢者人口が増加しており、少子高齢化が進んでいます。

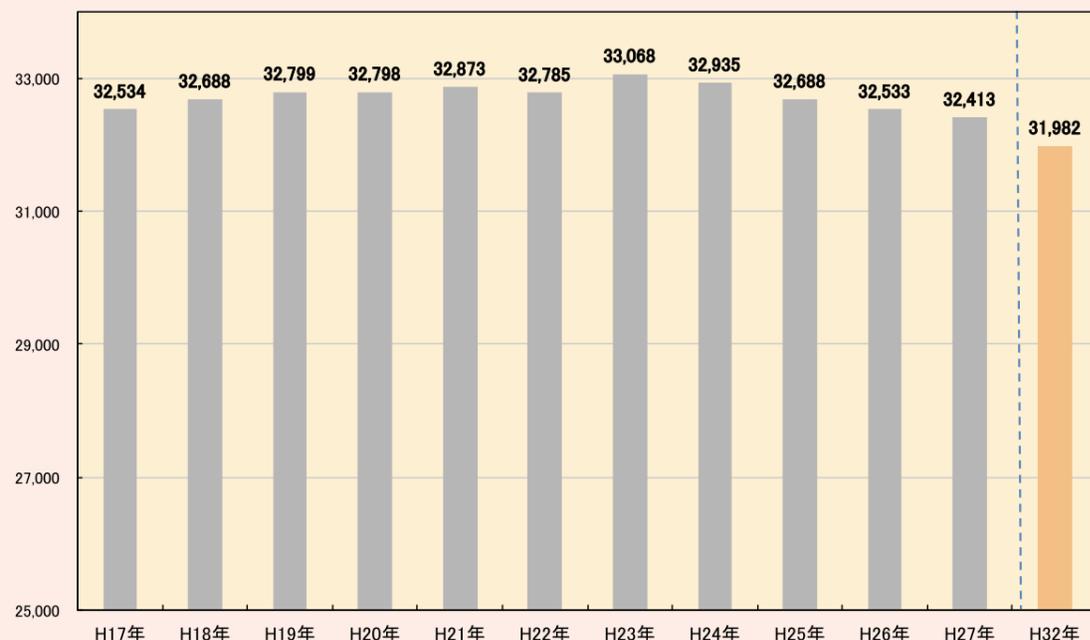
人口・世帯数の推移（各年1月1日現在） (単位：人、世帯)

年次	総人口							世帯数
	自然動態			社会動態				
	出生	死亡	転入	転出				
2005(平成17)年	32,534	△ 76	229	305	230	1,544	1,314	11,750
2006(平成18)年	32,688	△ 96	208	304	207	1,610	1,403	11,839
2007(平成19)年	32,799	△ 91	224	315	90	1,502	1,412	12,017
2008(平成20)年	32,798	△ 99	236	335	174	1,374	1,200	12,159
2009(平成21)年	32,873	△ 127	187	314	39	1,361	1,322	12,361
2010(平成22)年	32,785	△ 124	216	340	178	1,374	1,196	12,451
2011(平成23)年	33,068	△ 141	212	353	8	1,238	1,230	12,462
2012(平成24)年	32,935	△ 156	184	340	△ 91	1,207	1,298	12,563
2013(平成25)年	32,688	△ 158	201	359	3	1,226	1,223	12,615
2014(平成26)年	32,533	△ 174	169	343	54	1,230	1,176	12,695
2015(平成27)年	32,413	-	-	-	-	-	-	12,852

資料：神奈川県人口統計調査、政策課

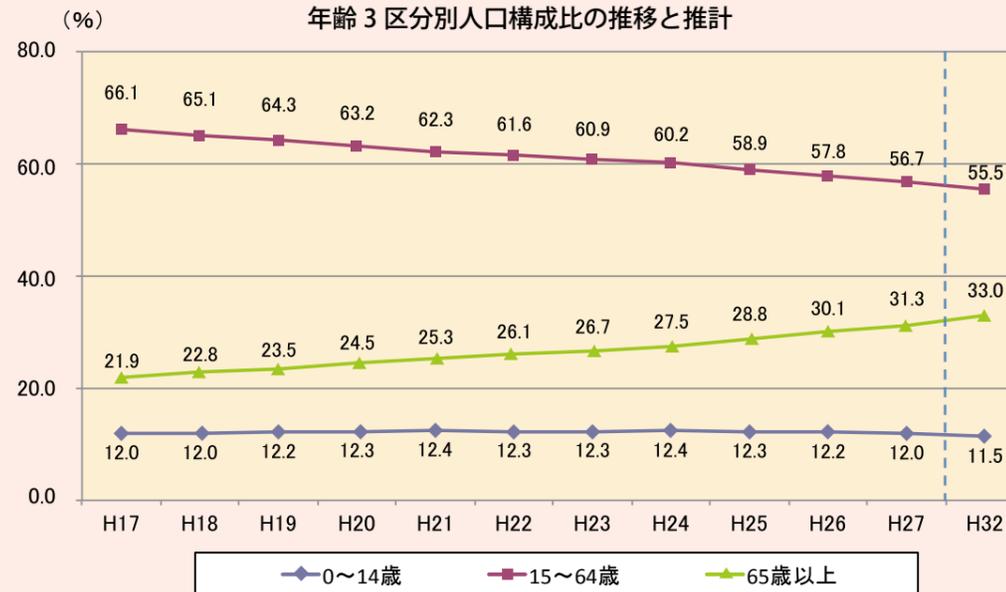
注)2015(平成27)年は自然動態及び社会動態の数値が未公表のため掲載していない。

人口の推移と推計



資料：神奈川県人口統計調査、政策課(推計値)

年齢3区分別人口構成比の推移と推計



資料：神奈川県年齢別人口統計調査(推移値)、政策課(推計値)

年齢3区分別人口

(単位：人、%)

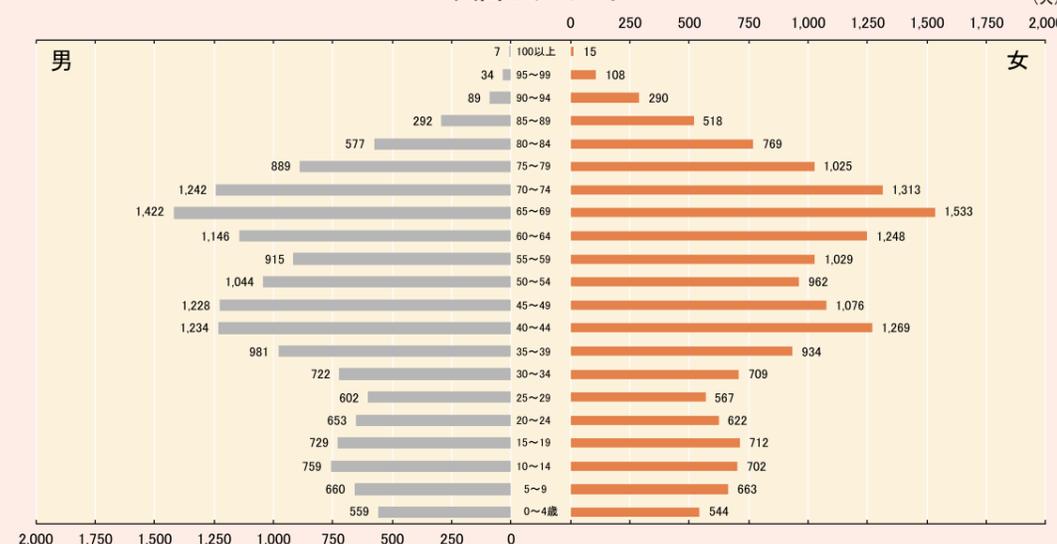
年次	総人口	0～14歳		15～64歳		65歳以上		年齢不詳
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
2005(平成17)年	32,534	3,905	12.0	21,474	66.1	7,124	21.9	31
2006(平成18)年	32,688	3,926	12.0	21,274	65.1	7,463	22.8	25
2007(平成19)年	32,799	3,995	12.2	21,088	64.3	7,691	23.5	25
2008(平成20)年	32,798	4,039	12.3	20,707	63.2	8,027	24.5	25
2009(平成21)年	32,873	4,086	12.4	20,456	62.3	8,306	25.3	25
2010(平成22)年	32,785	4,037	12.3	20,186	61.6	8,537	26.1	25
2011(平成23)年	33,068	4,078	12.3	20,129	60.9	8,840	26.7	21
2012(平成24)年	32,935	4,067	12.4	19,810	60.2	9,037	27.5	21
2013(平成25)年	32,688	4,005	12.3	19,252	58.9	9,410	28.8	21
2014(平成26)年	32,533	3,956	12.2	18,785	57.8	9,771	30.1	21
2015(平成27)年	32,413	3,887	12.0	18,382	56.7	10,123	31.3	21
推計 2020(平成32)年	31,982	3,678	11.5	17,750	55.5	10,554	33.0	-

(注)各年1月1日現在(推移)

資料：神奈川県年齢別人口統計調査(推移)、政策課(推計)

人口ピラミッド

平成27年1月1日現在(人)



8 産業

産業構造が大きく転換している中で、地域経済を活性化していくために、時代の変化に柔軟かつ的確に対応した産業振興を図り、産業と観光施策などと連携し、本町の持つ優れた自然環境と調和した新たな産業発展の仕組みづくりを展開していきます。

農林漁業については、多様な担い手を育成・確保していくとともに、地場産物の消費を拡大するために生産物の付加価値を向上させ、安定した生産基盤をつくる必要があります。

商工業については、消費者の様々な要望などにこたえることができるサービス機能を強化していくことにより、独自性や個性が生まれることが期待され、高度情報化社会に対応した新たな産業環境の創出に努めていくことが必要となってきます。

また、町民などの自発的な活動を支援していくことにより、新たな視点での産業の活性化に取り組んでいくことが望まれます。

第1次産業の現状

農業においては、農家総数の減少とともに経営耕地面積も減少しています。漁業経営体数は、2003年(平成15年)を境に、その後は回復基調にあります。

農業指標の推移

年次	農家総数 (戸)	専業農家 (戸)	兼業農家		農業就業人口 (人)	経営耕地面積 (ha)
			第1種 (戸)	第2種 (戸)		
1995(平成7年)	357	68	96	193	1,654	240
2000(平成12年)	255	55	66	134	1,543	225
2005(平成17年)	217	70	45	102	903	176
2010(平成22年)	195	67	38	90	760	153

資料:農業センサス、農林業センサス

漁業経営体数の推移

年次	個人経営	団体経営	総数
1993(平成5年)	22	0	22
1998(平成10年)	18	2	20
2003(平成15年)	14	2	16
2008(平成20年)	14	3	17
2013(平成25年)	16	4	20

資料:漁業センサス

第2次産業の現状

製造業においては、年により多少の増減はあるものの、事業所数及び従業者数は長期的には減少傾向となっています。

工業指標の推移

年次	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (百万円)
2004(平成16年)	25	458	7,120
2005(平成17年)	26	468	7,231
2006(平成18年)	22	429	5,911
2007(平成19年)	22	411	7,056
2008(平成20年)	20	374	5,805
2009(平成21年)	21	366	4,577
2010(平成22年)	15	442	3,745
2011(平成23年)	18	360	5,228
2012(平成24年)	18	416	6,000
2013(平成25年)	12	309	6,047

資料:工業統計調査

第3次産業の現状

1店舗当たり、従業者1人当たりの商品販売額は、卸売業では減少する傾向にあります。小売業では1店舗当たりの商品販売額は増加する傾向にあります。

商業(卸売業・小売業)指標の推移

年次	商店数(店)			従業者数(人)			商品販売額(百万円)			1店舗当たり商品販売額(百万円)		従業者1人当たり商品販売額(百万円)	
	卸売業	小売業		卸売業	小売業		卸売業	小売業		卸売業	小売業	卸売業	小売業
1994(平成6年)	353	37	316	1,728	366	1,362	38,078	19,024	19,054	514.2	60.3	52.0	14.0
1997(平成9年)	352	36	316	1,836	255	1,581	34,615	12,993	21,622	360.9	68.4	51.0	13.7
1999(平成11年)	355	46	309	1,985	373	1,612	31,223	12,025	19,198	261.4	62.1	32.2	11.9
2002(平成14年)	314	37	277	1,881	298	1,583	35,492	11,818	23,674	319.4	85.5	39.7	15.0
2004(平成16年)	312	44	268	1,999	364	1,635	35,120	10,873	24,247	247.1	90.5	29.9	14.8
2007(平成19年)	290	47	243	1,887	310	1,577	32,971	10,224	22,747	217.5	93.6	33.0	14.4
2012(平成24年)	207	33	174	1,228	178	1,050	24,523	6,836	17,687	207.2	101.6	38.4	16.8

資料:商業統計調査、平成24年経済センサス

注)平成19年までの商業統計調査と平成24年の経済センサスではデータの取り方が異なるため比較することができない。

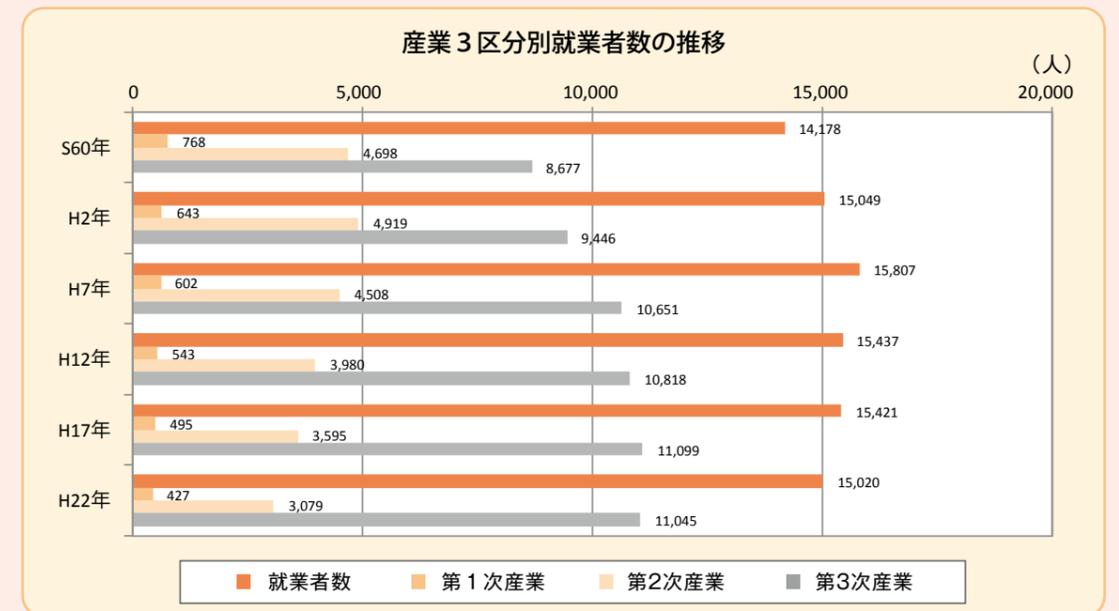
就業人口の現状

就業者数は2010年(平成22年)には15,020人で、総人口に対する割合は45.5%です。産業別就業者数の推移をみると、2010年(平成22年)では第1次産業と第2次産業だけでなく、第3次産業についても減少しています。

産業3区分別就業者数の推移

年次	総人口 (人)	就業者数(人)						分類不能	就業率	
		第1次産業	第2次産業	第3次産業	構成比					
1985(昭和60年)	31,211	14,178	768	5.4%	4,698	33.1%	8,677	61.2%	35	45.4%
1990(平成2年)	31,599	15,049	643	4.3%	4,919	32.7%	9,446	62.8%	41	47.6%
1995(平成7年)	32,285	15,807	602	3.8%	4,508	28.5%	10,651	67.4%	46	49.0%
2000(平成12年)	32,259	15,437	543	3.5%	3,980	25.8%	10,818	70.1%	96	47.9%
2005(平成17年)	32,590	15,421	495	3.2%	3,595	23.3%	11,099	72.0%	232	47.3%
2010(平成22年)	33,032	15,020	427	2.9%	3,079	20.5%	11,045	73.5%	469	45.5%

資料:国勢調査



9 土地利用

まちづくりに向けて、これまで築き上げてきた良好な居住空間など、地域ごとの特性を生かし、豊かな自然環境と共生した土地利用を進めていくための方向性を示すものとして、次のようなゾーンに区分します。

■自然環境ゾーン

高麗山や鷹取山などの山並みや、それを取りまく緑地の自然環境維持、保全を図っていきます。

しかし、丘陵の麓などの地域には、生活基盤上から都市的な土地利用には向かないものの、環境の保全や周辺への影響に十分配慮することにより、公共的な土地利用が可能な地域もあります。

また、農業振興地域内の農用地については、安全で新鮮な農産物を供給する場として維持・保全の促進を図るとともに、田園などの風景の保全に努めていきます。

■文化レクリエーションゾーン

海岸線一帯は海浜レクリエーション地域とし、海と親しめる憩いの場や民間施設との提携など、町民の余暇や観光資源として機能の充実を図ります。

また、運動公園や城山公園などを中心に一体的な活用を図ることにより、歴史、文化、スポーツなど、やすらぎやゆとりのある、ふれあい交流空間としての土地利用を図っていきます。

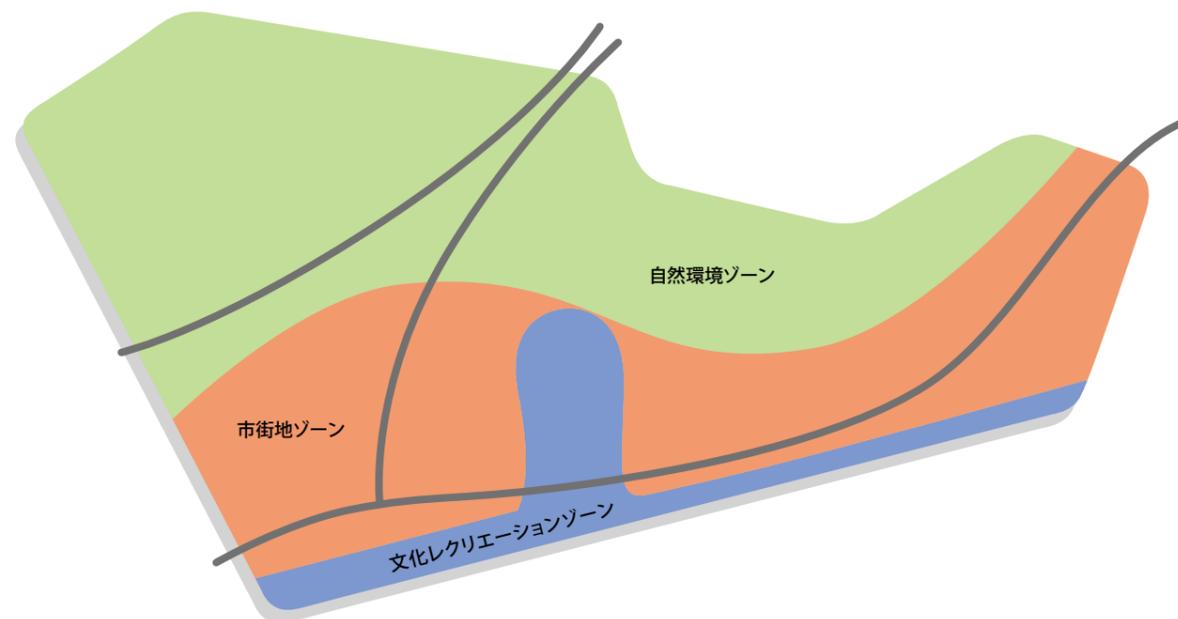
■市街地ゾーン

恵まれた自然環境との共生を図りながら、都市基盤の整備を推進し、地域特性に応じた住環境の整備を行っていくことにより、調和のとれた良好な市街地の形成を進めていきます。

商業地については、現状の地域を中心として、個性や特色を生かした魅力ある商業空間の形成を図っていきます。

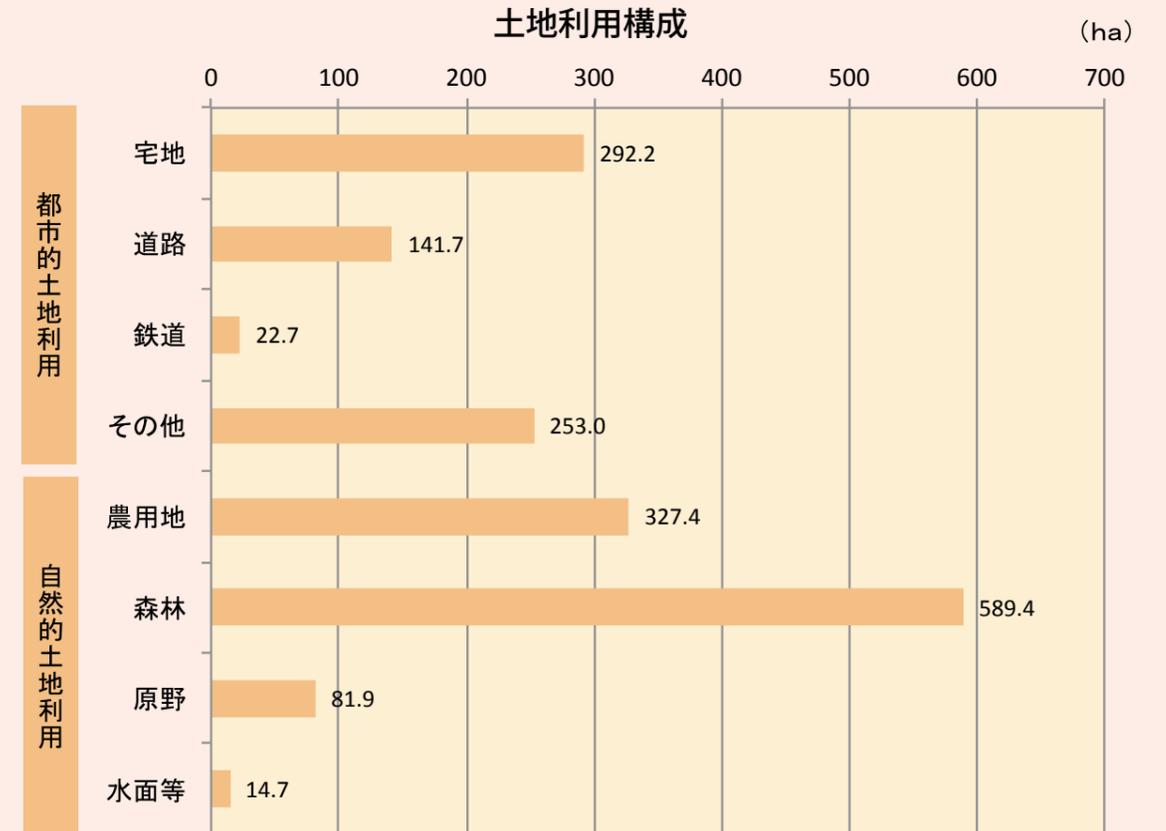
また、新たな市街地の開発については、社会経済情勢の変化などにより、土地利用の転換が必要となった場合には、環境の保全や周辺への影響に十分配慮し検討していきます。

■土地利用構想図



土地利用の現状

本町の面積は1,723haであり、都市的土地利用が709.6ha、自然的土地利用が1,013.4haとなっています。都市的土地利用では宅地が最も多く、自然的土地利用では、森林が多くなっており、緑に恵まれた環境を有しています。また、近年の土地利用の推移は、農地の減少と宅地の増加が見られます。



資料:平成22年度神奈川県都市計画基礎調査集計結果データ

土地利用の推移

年次	総面積 (ha)						
	田	畑	宅地	山林	原野	その他	
2004(平成16)年	1,723.0	60.8	319.2	358.0	492.9	64.8	427.3
2005(平成17)年	1,723.0	60.7	317.3	359.8	493.6	64.8	426.8
2006(平成18)年	1,723.0	60.5	316.1	361.1	493.5	64.7	427.1
2007(平成19)年	1,723.0	59.9	313.8	363.2	493.5	64.7	427.9
2008(平成20)年	1,723.0	59.9	311.6	363.9	492.5	64.7	430.4
2009(平成21)年	1,723.0	58.4	306.9	362.5	485.5	56.8	452.9
2010(平成22)年	1,723.0	58.0	306.0	363.4	485.1	56.8	453.7
2011(平成23)年	1,723.0	57.6	305.0	364.9	484.6	56.8	454.1
2012(平成24)年	1,723.0	57.6	305.0	364.9	484.5	56.8	454.2
2013(平成25)年	1,723.0	57.6	303.2	365.0	484.8	56.8	455.6
2014(平成26)年	1,723.0	57.4	302.3	366.1	484.3	56.8	456.1

資料:固定資産税概要調書

10 施策の大綱

まちの将来像である「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」の実現に向けて、「自然とくらしとの共生」と「手づくりと創造」の2つの基本理念のもと、次のとおり5つのまちづくりの目標を定め、施策を展開していきます。

安全で安心なあたたかみのあるまちづくり

安全なまちづくりの推進

予測できない災害から、かけがえのない命や財産を守るため、普段からの防火・防災意識の高揚と緊急時の対応知識の普及を図るとともに、緊急時に的確かつ迅速な対応ができるよう、防災体制の強化と消防・救急体制の整備を推進します。
また、地域ぐるみの交通安全対策や防犯対策を推進し、町民生活の安全の確保を図ります。

子どもを育てやすい環境づくりの推進

少子化への対応や女性の社会進出に伴い、安心して子どもを産み、育てられる子育て環境づくりを促進します。
また、家庭・地域・行政が連携し子どもを育てていく体制づくりを促進するとともに、多様な保育サービスなど子育て支援機能の充実を推進します。

高齢者の生きがいづくりの推進

これまでの知識・経験を幅広く生かした地域活動やボランティア活動などに積極的に参加する機会を通じて、いきいきと生活できる地域づくりや仲間づくりの促進に努め、高齢者の生きがい対策や社会参加の充実を図ります。

健康づくりの推進

自らの健康管理に高い関心を持ち、自分の健康は自分で守り、自分でつくり上げることを基本に、子どもから高齢者まで年齢に応じた健康の維持増進と疾病予防を図ります。
また、医療機関との広域連携を図り、町民が安心できる医療体制の充実を図ります。

こころとふれあう福祉社会の充実

高齢者や障がいを持つ人が、地域で自立した生活が送れるような支援体制の確立を図り、思いやりと助けあいによる福祉活動を活発にし、地域福祉の連携づくりの確立に努めます。

町民の力や知恵が集まるまちづくり

交流とひろばづくりの推進

世代間交流や自治会、各種団体などの地域活動の支援を行うとともに、交流の機会を積極的に創設してコミュニティ活動の活性化を図ります。
また、まちづくりに対する人材育成や自主的なまちづくり団体の活動・育成・支援に努め、交流・参加型のまちづくりをめざします。

開かれた町政と情報化の推進

様々な手段や機会を通じて、広報・公聴活動を充実するとともに、情報公開の一層の推進を図り、町民と行政が同じ問題意識を持ちまちづくりに取り組めるよう、情報の共有化に努め、町民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

効率的な行財政の運営

多種多様な行政需要や地方分権の推進に的確に対応するため、長期的な財政状況を見据えるとともに、行政管理システムの構築、広域行政など効率的な行政運営に努め、積極的に行財政改革を推進します。

人と自然が共生する循環のまちづくり

身近な自然環境空間の形成

高麗山や鷹取山などの豊かな山林や緑地、こゆるぎの浜などの美しい風景や貴重な生態系など、優れた自然環境の保全に努めます。
また、身近に自然とふれあうことができるよう、海岸や河川、里山などの人と自然がふれあい、楽しめる環境づくりを促進します。

良好な地域環境の形成

町民、行政、事業者などあらゆる主体が適切な役割分担の基に、それぞれに、または連携して環境保全や美化活動の促進を図ります。
また、生活関連施設としての根幹である公共下水道や合併処理浄化槽の整備・普及を推進するとともに、環境に負荷の少ないくらしや自然エネルギーの活用などを進め、身近な地域環境の保全を図ります。

循環型地域社会の形成

環境にやさしいくらしの実現を図るため、町民、行政、事業者が協力し、家庭や事業所における廃棄物の再利用や、資源の循環利用などを進める循環型社会の構築を促進します。

心豊かな人を育てるまちづくり

次代を担う
人づくりの形成

児童・生徒の個性、能力、自主性を尊重し、教育内容や教育環境の充実を図ります。国際化や情報化などの時代に対応した教育を進めるとともに、地域との交流や体験学習など、多様な総合学習の機会を提供していくことにより、本町の特色を生かした人づくりを推進します。

また、児童の健全育成と子どもの居場所を確保するための環境整備を図り、学校、家庭、地域の連携により、青少年の社会参加活動や体験学習など、地域ぐるみで青少年の健全育成を図ります。

ゆとりを育む
生涯学習の推進

町民の一人ひとりが、自ら学び、活動することができるように、学習の場や学習情報の提供の充実を図ります。

また、様々な活動を通し、喜びや生きがいを見出すことができる環境づくりや心豊かな人づくりを推進します。

誰もが尊重される
社会づくりの形成

誰もがいきいきと暮らせる社会を実現するため、一人ひとりの町民が人権意識を高め、差別や偏見のない思いやりのあるまちをめざし、人権啓発、人権教育を推進します。

また、男女共同参画社会の実現に努め、あらゆる分野で、能力や個性が発揮できる環境づくりを進めます。

地域に根ざした
文化の継承と創造

地域に根ざした郷土の文化財や伝統行事など、本町の持つ歴史や文化に誇りと愛着心を持ち、将来に伝えていく環境整備を図ります。

また、様々な文化活動を支援することにより、香り高い文化のまちづくりを推進します。

個性と魅力と活力のあるまちづくり

魅力ある空間
の形成

安全で快適な暮らしやすい住まいの場を整備するとともに、魅力ある町並みの整備を促進し、そこに暮らす人、訪れる人がゆとりと活力を感じることでできるまちづくりを推進します。

また、町の中央部に位置する運動公園や城山公園などの施設の一体的な活用を図ることにより、町民のふれあい交流の空間としての整備を推進します。

快適に移動できる
交通基盤の推進

安全かつ便利に移動できる町道の計画的な整備を進めるとともに、広域的な交通網としての国・県道の整備を促進します。

また、これからの時代にあった公共交通のあり方や、人が快適に移動できる交通対策に取り組みます。

活力と個性
あふれる
産業の振興

地域経済の活力を生み出すため、地域資源を生かした産業や、歴史・文化などの資源を生かした観光施策などと連携し、活力ある産業振興を図ります。

資源を生かした
特色ある観光の
推進

恵まれた自然環境や歴史・文化的資源を観光資源として幅広く活用するとともに、観光基盤の整備を図ります。

また、観光情報の充実を図り、行政、町民、事業者が連携し、特色ある観光振興を推進します。

第2章

社会経済情勢と方向性

1 大磯町をとりまく社会経済情勢

大磯町では1968年（昭和43年）の第一次総合計画策定時から「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」をまちの将来像とし、美しい自然と由緒ある歴史、文化に恵まれた大磯を愛し、誇りを持つことにより、さらに住みよいまちづくりをめざしてきました。

第四次総合計画の計画期間中には、未曾有の被害をもたらした東日本大震災、地球温暖化等が原因とされる集中豪雨等の大規模な自然災害、人口減少、少子高齢化のさらなる進行、非正規雇用の増加、消費税率の引上げなど、依然として大磯町をとりまく社会経済情勢は厳しい状況にあります。

また、その一方で、「新しい公共」といった新しい地域自治の動きや、NPO（特定非営利活動）法人をはじめとする様々なコミュニティ活動の活発化、若年層での地元意識の高まりなど、これまでにない新しい動きも出てきており、こうした動きを生かした取組みを展開することにより、大磯の魅力を高めていくことが重要です。

少子化の進行

- ・全国合計特殊出生率 1.26(平成17年時点)
- ・2060年(平成72年)には、日本の人口は8,674万人になる見込み
- ・人口減少社会の到来

高齢化の進行

- ・65歳以上の人口比率は39.9%へ(平成72年推計)
※国立社会保障・人口問題研究所推計
- ・高齢者1人を支える現役世代は、2012年(平成24年)の2.6人から2060年(平成72年)には1.3人に半減

人口構造の変化

- ・年金や医療等の社会保障制度に大きな影響
- ・集落の消滅や、集合住宅の空き室、管理不全の空き家・店舗等の増加

予断をゆるさない経済状況

- ・消費税増税の影響
- ・雇用環境・経済格差問題

安全・安心への意識

- ・地震や豪雨等の大規模災害の発生
- ・黄砂やPM2.5の飛来
- ・地域のつながりの重要性

財政状況の深刻化

- ・福祉、子育てサービスにより財政需要の拡大
- ・都市インフラの維持管理・老化による負担増
- ・地方税等の収入の減少

観光立国の推進

- ・アジア圏の経済発展等に伴う海外からの観光客の増加
- ・2020東京オリンピック・パラリンピックの開催

都市間競争の激化

- ・消滅可能性自治体*の公表
- ・まち・ひと・しごと創生法の成立
- ・長期ビジョンと総合戦略(地方創生)
- ・地域経済の活性化、働く場の創出

持続可能な社会への転換

- ・世界人口は約72億人。今後も増加
- ・地球温暖化、温室効果ガスの抑制
- ・再生可能エネルギーに注目

新しい公共に向けた動き

- ・NPO法人等の活動の活発化
- ・社会的なサービス提供を担うコミュニティビジネス*などの取組み
- ・地域の絆、地域自治の機運の高まり

消滅可能性自治体 少子化と人口減少が止まらず、存続が危ぶまれると指摘された市区町村、2014年(平成26年)5月に民間研究機関「日本創成会議」が発表した。2010年(平成22年)からの30年間で20歳から39歳の女性の人口が5割以上減少することが指標。

コミュニティビジネス 地域住民が主体となって、地域資源を活用して課題解決をめざし、地域コミュニティを元気にする小規模ビジネスのこと。

2 町民アンケート・おいそまちカフェ

町民アンケート「町が今後、特に重点的に行う必要がある具体的な施策は？(町民のニーズ)」

◆調査の目的
まちづくりに対する町民の意向などを把握し、計画づくりの参考とすることを目的としてアンケート調査を実施

◆調査の概要

- ・対象：大磯町在住の20歳以上の男女2,000人(町民：1,500人、転入者500人)、転出者(町民課窓口)
- ・抽出方法：平成26年9月1日現在の住民基本台帳より無作為抽出
- ・回収状況：有効回収数(回収率) 町民：521件(34.7%)、転入者：185件(37.0%)、転出者：30件(窓口配布・回収箱にて回収)

〔町民〕 (%)				〔転入者〕 (%)					
		1位	2位	3位			1位	2位	3位
性別	全体	自然環境保護 30.9	高齢者福祉の充実 27.8	保健・医療の充実 24.4	全体	子育て支援の充実 25.9	高齢者福祉の充実 25.9	自然環境保護 25.4	
	男	自然環境保護 29.6	高齢者福祉の充実 24.7	小中学校の環境整備 22.0	男	子育て支援の充実 32.9	観光の振興 28.8	駅前周辺の整備 27.4	
	女	自然環境保護 32.2	高齢者福祉の充実 30.5	保健・医療の充実 28.8	女	保健・医療の充実 29.5	高齢者福祉の充実 26.8	自然環境保護 26.8	
年齢別	20歳代	観光の振興 29.5	高齢者福祉の充実 26.2	小中学校の環境整備 23.0	20歳代	保健・医療の充実 50.0	公共交通 50.0	子育て支援の充実 42.9	
	30歳代	子育て支援の充実 41.9	小中学校の環境整備 38.4	保健・医療の充実 31.4	30歳代	子育て支援の充実 50.8	保健・医療の充実 36.5	幼児教育 33.3	
	40歳代	保健・医療の充実 32.6	自然環境保護 32.6	小中学校の環境整備 28.4	40歳代	生活道路の整備(改良) 31.8	小中学校の環境整備 29.5	海岸の保全 25.0	
	50歳代	高齢者福祉の充実 36.0	自然環境保護 36.0	保健・医療の充実 22.1	50歳代	自然環境保護 50.0	高齢者福祉の充実 36.7	海岸の保全 33.3	
	60歳代	自然環境保護 33.3	高齢者福祉の充実 29.1	保健・医療の充実 22.7	60歳代	自然環境保護 52.0	高齢者福祉の充実 36.0	海岸の保全 36.0	
	70歳以上	高齢者福祉の充実 43.8	自然環境保護 43.8	文化財・歴史的資源の保全・活用 27.1	70歳以上	高齢者福祉の充実 50.0	生涯学習 25.0	文化財・歴史的資源の保全・活用 25.0	
地区別	東部地区	自然環境保護 32.8	高齢者福祉の充実 27.5	保健・医療の充実 22.3	東部地区	子育て支援の充実 25.6	高齢者福祉の充実 25.6	自然環境保護 25.6	
	西部地区	高齢者福祉の充実 28.2	自然環境保護 28.2	保健・医療の充実 27.3	西部地区	公共交通 37.5	保健・医療の充実 30.4	高齢者福祉の充実 28.6	

町民が重点的に取り組む施策は、自然環境保護の比率が最も高く、続いて高齢者福祉の充実、保健・医療の充実の順となっています。

転入者が重点的に取り組む施策は、子育て支援の充実と高齢者福祉の充実の比率が最も高く、続いて自然環境保護の順となっています。

町民は転入者に比べて、自然環境、高齢者福祉、保健・医療、観光や小中学校の環境に関する施策を重視している傾向がみとれます。一方、転入者は町民と比べて、子育て、海岸の保全、駅前周辺の整備、公共交通に関する施策を重視している傾向がみとれます。

特に町民、転入者の若年層では子育て、観光、保健・医療に関する施策を重視している傾向がみとれます。一方、町民、転入者の高齢層では高齢者福祉、自然環境、保健・医療に関する施策を重視している傾向がみとれます。

■ おおいそまちカフェから導き出された方向性

◆趣旨

“おおいそまちカフェ”は、第四次総合計画後期基本計画づくりの参考にするため、カフェのようなリラックスした雰囲気とオープンな場で、これからの大磯を一緒に考えながら、町民の皆さんから意見聴取する場として、アンケート調査対象者（無作為抽出）に参加を依頼し、応募された方を対象に実施

◆概要

全4回開催 延べ参加者数 54名
町に関する基礎データとアンケート調査結果を踏まえ、グループに分かれて町の取り組むべき方向性について意見交換を実施

◆方向性

健康のための運動や生涯学習などを通じて、高齢者の活躍の機会をつくり、生きがいや仲間づくりにつなげ、介護予防の充実を図りながら元気な高齢者が地域で活躍するまちをめざす方向性

子育て世代の積極的な社会参加を促すとともに、地域ぐるみで子育て世代や高齢者が協力しあい、子どもたちの見守り、世代間の交流を育んでいく方向性

自然や景観を守りながら、地域の自然環境や歴史・文化をはじめとする資源を生かして、豊かなくらしを育み、まちの魅力を高めていく方向性

人が集まることができる機会（イベント等）をつくるとともに、誰でも気軽に立ち寄り、人と人がつながることができる場（居場所）づくりを進めていく方向性

【参考】 中期基本計画の点検（平成28年3月末時点）

◆進捗状況（重点プロジェクト）のまとめ（対象事業数：32）

実施状況	実施中	28/32	後期基本計画での取り組み	要継続	31/32
	未着手	4/32		終了	1/32

◆進捗状況（部門別計画）のまとめ（対象事業数：313）

実施状況	実施中	262/313	後期基本計画での取り組み	要継続	225/313
	達成	42/313		見直し継続	36/313
	未着手	9/313		終了	52/313

※未着手とは、状況変化等により着手に至らなかった事業。
※終了とは、目的を達成した事業。

◆進捗状況（数値目標）のまとめ（対象事業数：52）

達成・達成見込み	13/52	未達成	39/52
----------	-------	-----	-------

◆定住意向（大磯町に住み続けたいと思う人の割合）

※n：アンケート回答数

前期基本計画（H18-H22） 〔2002年度（平成14年度）実施〕	中期基本計画（H23-H27） 〔2008年度（平成20年度）実施〕	後期基本計画（H28-H32） 〔2014年度（平成26年度）実施〕
85.4%（n=507）	87.9%（n=629）	81.8%（n=521）

町をとりまく社会経済情勢や町民のニーズを的確に把握し、重点的に取り組む方向性を定め、全体を定量的に測れる数値目標を設定したうえで、総合的かつ継続的に取り組みを進めることが求められています。

3 重点的に取り組むべき方向性

2006年度（平成18年度）に第四次総合計画基本構想を策定して以来、「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」の実現をめざして様々な施策を展開してきていますが、今後も人口減少や少子高齢化の急速な進行、それに伴う町税収入の減少や社会保障費の増大、公共下水道や道路・橋りょうなどの都市インフラや公共建築物の老朽化に伴う維持管理費や改修費の増加などが想定され、持続可能な、安心して住めるまちづくりを進めることが求められています。

限られた予算の中で、選択と集中の考え方にに基づき、予算配分を行っていくとともに、総合的・継続的に取り組みを進めることで、効果的・効率的にまちづくりを進めていきます。

人口減少と高齢化への対応

今後、人口の減少とともに、急速に少子高齢化が進むことが想定されており、生産年齢人口の減少に伴い町民税が減少する一方で、高齢者の増加に伴う扶助費の増加など、支出すべき費用の増加が見込まれます。

高齢者の中でも75歳以上の後期高齢者が増加することで介護保険事業などへの影響も懸念されることから、人口の年齢構成バランスを維持・改善するための若年層の定住促進、仲間づくりや生きがいづくりによる健康寿命の延伸など、多世代がバランスよく暮らす活力あるまちづくりを進めます。

子ども・子育てへの応援・支援

若年層の定住を促進するためには、出産・子育てに関する不安を解消するとともに、それぞれのライフスタイルにあった様々なサービスを受けられることが重要であり、町民や民間事業者などとの連携のもと、必要とされるサービスが提供できる体制づくりを進めます。

小学校や中学校への入学を機に、子どもの教育の場を求めて転居する若年層に対してアピールするため、子どもたちののびのびと、自己の可能性を伸ばすことができる充実した教育環境を整備することで、子育て世代の転入促進と転出抑制を図ります。

資源の保全・活用と産業の活性化

豊かな自然や歴史・文化は大磯の貴重な財産であり、魅力あるこれらの資源を生かすことで町外から観光客を呼び込み、大磯に来て、大磯を知ること、大磯のファンを増やし、将来的な定住人口の安定化につなげます。さらに、観光を中心として各産業が連携することで、町内での雇用の場や経済循環を生み出し、経済的な自立性を高めます。

省エネルギーや再生可能エネルギーへの転換、ごみの排出抑制などの取り組みを進めることで、環境への意識を高め、自然環境の保全を図ります。

家族や地域の多様化に伴う安全・安心なまちづくりの推進

ライフスタイルが多様化する中、家族のあり方も多様化が進んでいます。高齢化が進み、特に独居高齢者が増加していくことが想定され、こうした高齢者世帯が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、多世代が地域で交流する活発な地域コミュニティづくりを進め、地域の中で住民同士が相互に支えあう関係の構築をめざします。

地震や津波をはじめとする災害時の安全確保のための基盤整備や要援護者支援のための仕組みづくりを進めるなど、地域で安全・安心に暮らせる環境づくりを進めます。

かちょうふうりん
「花鳥風輪」とは、「花鳥風月」という、自然の美しさや日本らしい風流さといったイメージにちなみ、「交流人口の増加と定住人口の安定化」という後期基本計画の目標実現に向けて、今後重点的に取り組むべき4つのプロジェクトを表現するために新たに作った言葉です。

「花」は「輝き」、「鳥」は「羽ばたき」、「風」は「流れ」、「輪」は「つながり」を象徴しており、花：観光による魅力づくり、鳥：笑顔の子育てまちづくり、風：交流によるしごとづくり、輪：多世代による地域づくりの4つのプロジェクトを表現するものです。

輝き・観光による魅力づくり

豊かな自然環境と多様な地域資源を生かし、観光による魅力づくりを進め、人の循環を生み出し、交流人口の増加をめざします。

流れ・交流によるしごとづくり

起業・創業、働く場の創出など、新たな風を起し、地域産業を活性化させ、さらに花プロジェクトと連携することで、交流人口の増加をめざします。

か ちょう ふう りん
花鳥風輪

羽ばたき・笑顔の子育てまちづくり

人々が安心して結婚し、子どもを産み育てる環境づくりを進め、子どもがいきいきと笑顔で育ち羽ばたくことができるまち、子育てで選ばれるまちをめざします。

つながり・多世代による地域づくり

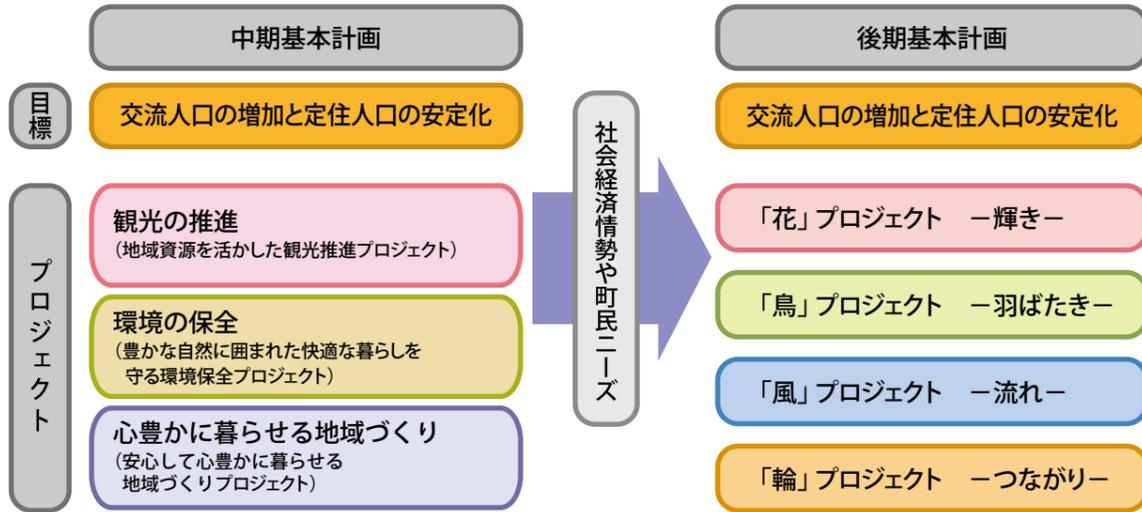
多世代が交流する中から人と人とのつながりが生まれ、多世代が地域で支えあうことで、安全・安心な暮らしを生み出し、定住の場として選ばれるまちをめざします。



1 重点プロジェクト

重点プロジェクトとは、大磯町が現在及び将来直面することが想定される問題・課題に対して的確に対応するため、後期基本計画において全町をあげて重点的に取り組むべきまちづくりの方向性と具体的な事業を位置付けたものです。

後期基本計画では、中期基本計画の重点プロジェクトの目標を踏襲しつつも、社会経済情勢や町民ニーズに対応するため、以下の4つのプロジェクトに基づいて取組みを展開します。



重点プロジェクトの目標及び重点事業

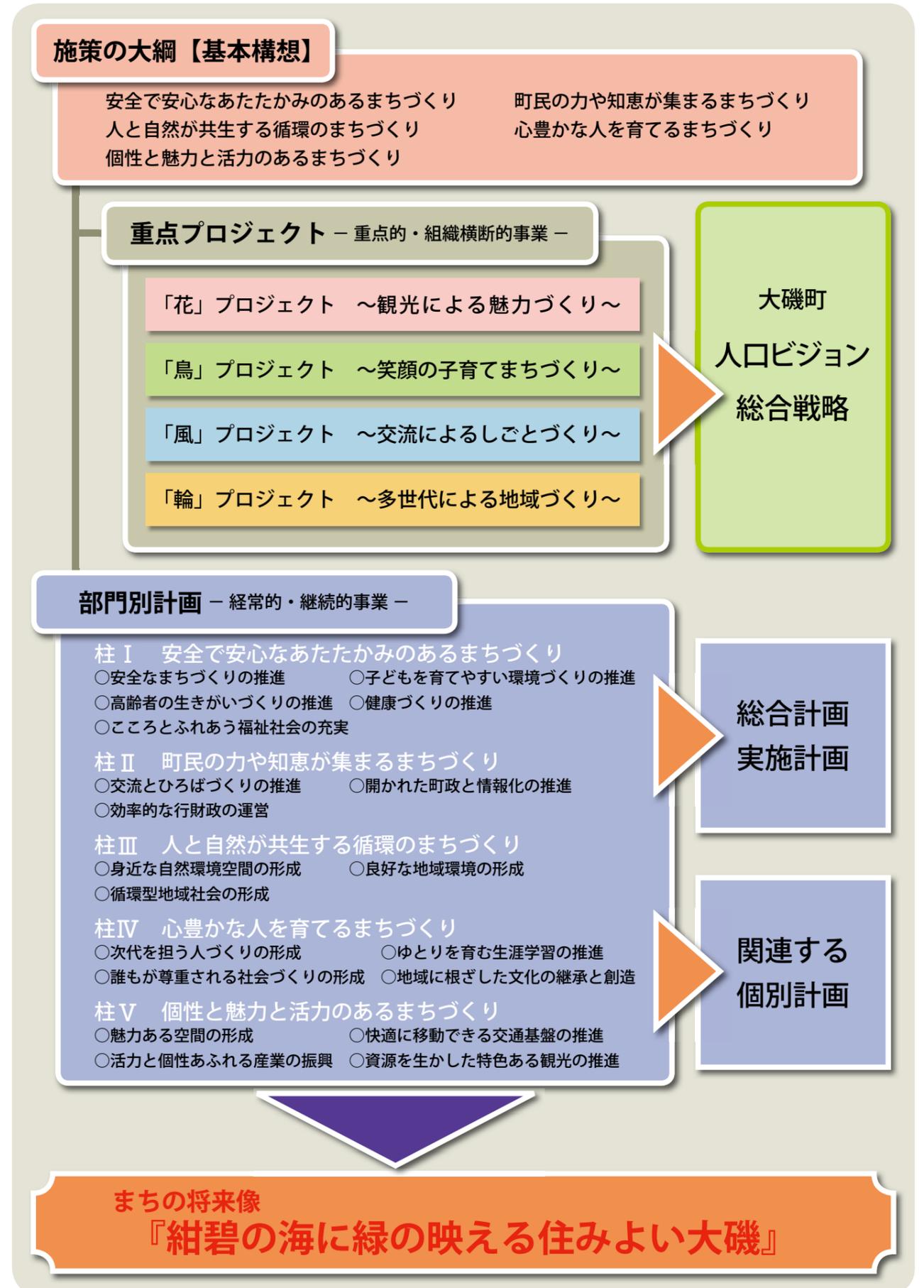
後期基本計画の重点プロジェクトでは、中期基本計画から引き続き「交流人口の増加と定住人口の安定化」を目標に掲げ、交流人口の増加から地域産業の活性化や定住人口の増加につなげていくことをめざします。

重点事業は、重点プロジェクトの目標に沿って、計画期間において重点的に取り組む事業を抽出したもので、経常的、継続的に実施する事業と異なり、事業費、人的資源の重点的な投入や組織横断的な連携体制により取り組む事業です。

4つの重点プロジェクトの連携イメージ



【参考図】後期基本計画における施策の体系



2 総合戦略

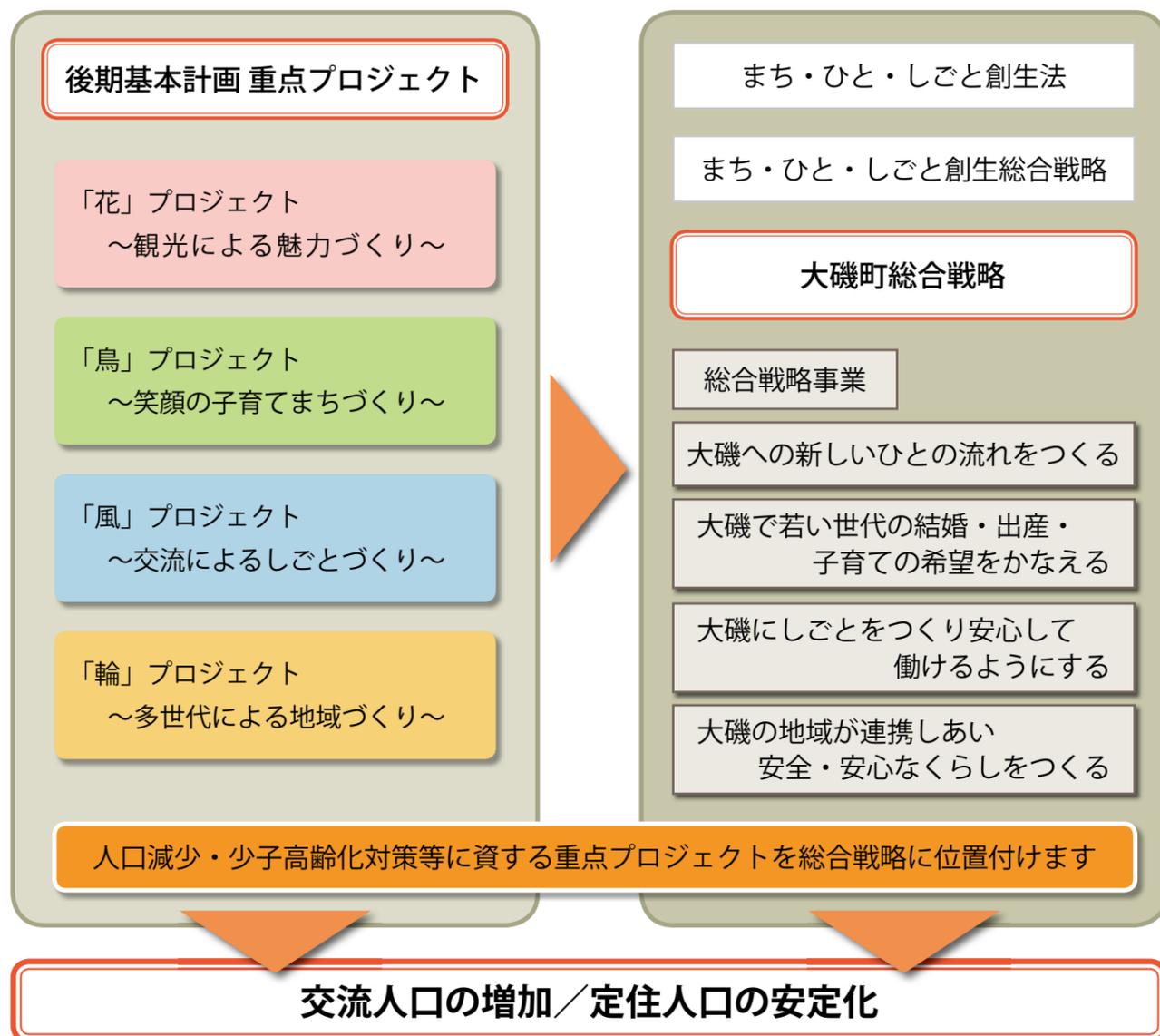
総合戦略は、2014年度（平成26年度）に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて策定される「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」のことです。国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策5原則（自立性・将来性・地域性・直接性・結果重視）などに基づいて、「人口減少と地域経済の縮小の克服」と「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」をめざして策定し、計画期間は2015年度（平成27年度）から2019年度（平成31年度）までの5年間となっています。

■重点プロジェクトと総合戦略の関係

後期基本計画は、総合的な視点で大磯町のまちづくりを推進するための計画と位置付けられ、中期基本計画から引き継ぐ重点プロジェクトの目標「交流人口の増加と定住人口の安定化」は、総合戦略のめざすべき方向性と同じものとなっています。また、町が抱えている課題である「人口減少」と「少子高齢化」も後期基本計画及び総合戦略で共通しています。

そのため、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方の枠組みに沿って、「交流人口の増加と定住人口の安定化」を目標とする共通の戦略を掲げるものとします。

後期基本計画 重点プロジェクトと総合戦略の考え方



3 実効性の確保

■今後の財政見通し <一般会計ベース>

昨今の景気動向等の状況を鑑みると町税の大幅な増収が見込めない一方、少子高齢化による扶助費（社会保障費）の増加は益々増えるものと推測されます。本計画期間中については、現時点で想定される事業実施に係る経費に対し、収入として町税のほか、国・県支出金や町債などの財源を見込んでいますが、毎年財源不足が生じる見通しになっています。

しかしながら、重点プロジェクトを着実に実現するためには、位置付けられた重点事業に配分する財源を確保する必要があります。そのためには、引き続き、既存事業の見直しなどによる経常経費の削減や受益者負担金の見直し、町税の徴収体制の強化などによる収入の増加に努めながら、公共施設等の総合的な管理に取り組むことで予算を調達し、重点プロジェクトの実効性を確保していきます。

今後5年間の町の財政推計

（単位：千円）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
歳入	自主財源	5,786,000	5,728,000	5,494,000	5,588,000	5,582,000
	町税	4,872,000	4,868,000	4,775,000	4,769,000	4,763,000
	使用料・手数料ほか	914,000	860,000	719,000	819,000	819,000
入	依存財源	3,900,000	3,649,000	3,212,000	3,129,000	3,148,000
	地方譲与税ほか	583,000	587,000	684,000	684,000	684,000
	地方交付税	640,000	640,000	620,000	520,000	520,000
	国・県支出金	1,684,000	1,582,000	1,408,000	1,425,000	1,444,000
	町債	993,000	840,000	500,000	500,000	500,000
歳入合計	9,686,000	9,377,000	8,706,000	8,717,000	8,730,000	
歳出	義務的経費	4,402,000	4,413,000	4,433,000	4,429,000	4,501,000
	人件費	2,206,000	2,170,000	2,107,000	2,066,000	2,068,000
	扶助費	1,553,000	1,561,000	1,666,000	1,682,000	1,694,000
	公債費	643,000	682,000	660,000	681,000	739,000
	投資的経費	1,674,000	1,293,000	503,000	503,000	503,000
	普通建設事業費ほか	1,674,000	1,293,000	503,000	503,000	503,000
	その他の経費	4,100,000	4,210,000	4,322,000	4,394,000	4,408,000
調整額（財源不足額）	-490,000	-539,000	-552,000	-609,000	-682,000	
歳出合計	9,686,000	9,377,000	8,706,000	8,717,000	8,730,000	

【歳入】 自主財源：自主的に歳入することができる財源

依存財源：国や県などから交付される財源

【歳出】 義務的経費：経常的に支出が義務付けられている経費

投資的経費：社会資本整備などの支出効果が長期にわたる経費

（平成29年度までは（仮称）大磯町リサイクルセンターの整備に伴う経費を見込む）

その他の経費：義務的経費、投資的経費以外の経費（物件費、補助費等、繰出金など）

調整額：行政改革などの取組みによる歳入確保と歳出削減で解消しなければならない財源不足額

4 4つの重点プロジェクト

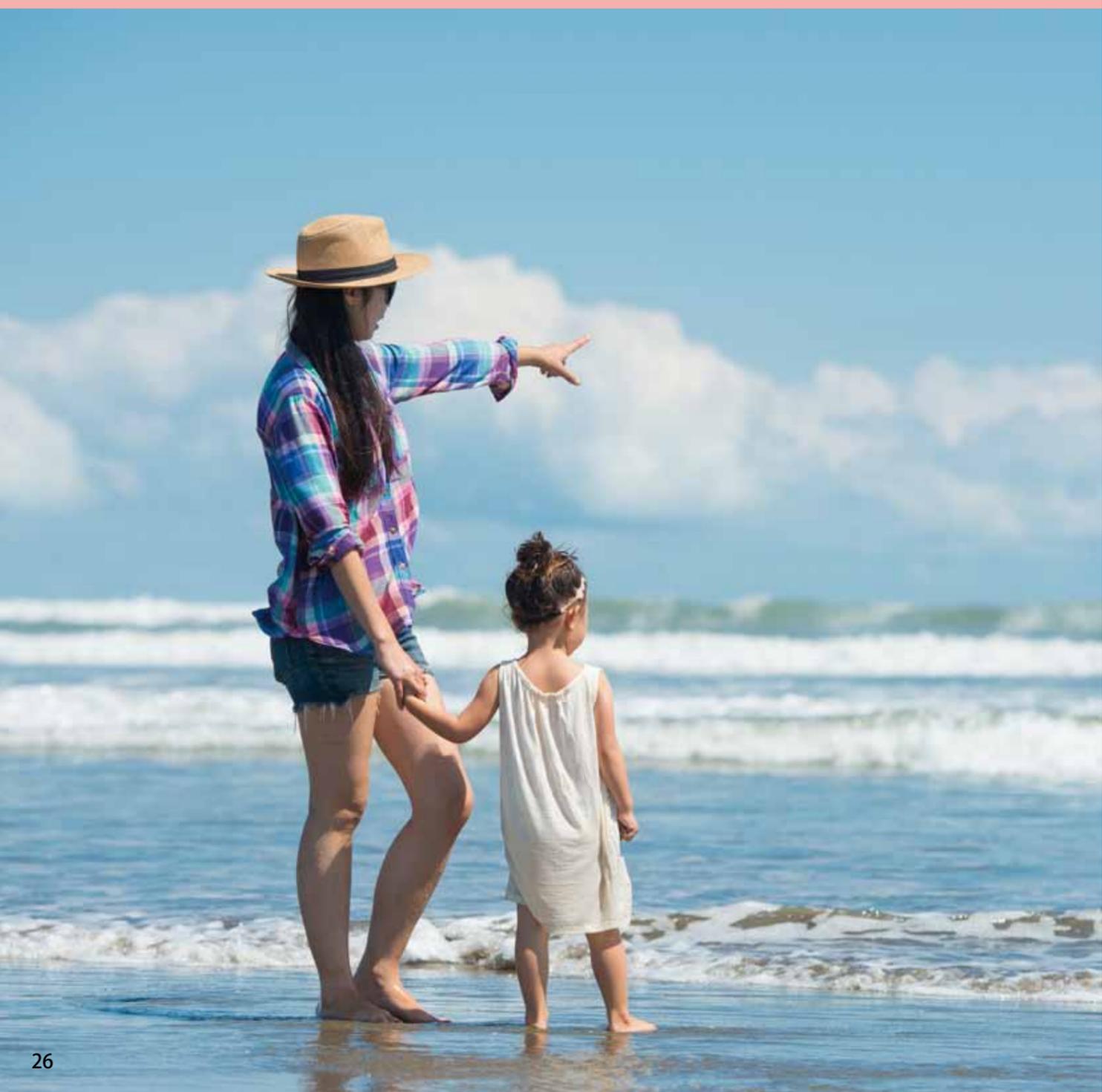
花

[プロジェクト]

観光による魅力づくり

大磯町が持つ自然や歴史・文化的な資源を守り、その魅力に磨きをかけ、輝きを増すことで、さらに多くの観光客が訪れる観光のまちづくりを進めます。

そのため、観光の拠点となる施設や回遊しやすい環境の整備、大磯でしか味わうことができない観光メニューづくりなどを通じて、大磯の魅力に関する情報発信力を高め、大磯を訪れる観光客の増加をめざします。



■入込観光客数（神奈川県入込観光客調査による町内に訪れる「日帰り客」及び「宿泊客」の総数）

現状値（H26）

85.8 万人



目標値（H32）

100 万人

新たな観光の核づくり基本計画【改訂版】（2014年（平成26年））における目標値と連動させた目標値とします。

重点事業①	地域資源を生かした観光の振興	人口ビジョン・総合戦略 戦略1-1
事業目的	伊藤博文公をはじめとする歴代首相などの政財界人が邸宅を構え、日本の近現代史の舞台となった歴史的・文化的な資源（邸園*文化圏等）など、大磯ならではの地域資源を生かし、また、町への愛着・誇りを高めることにより、来訪者が町での体験や交流活動の中から「また訪れたい」と思う保養地を創造します。	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「交流」「自然」「食」「文化」を楽しむ体験型プログラムの創出 ◆ 観光環境の整備と地域に対する愛着や誇りの心の涵養* 	

重点事業②	大磯港みなとオアシス事業による交流の促進	人口ビジョン・総合戦略 戦略1-2
事業目的	来訪者へ魅力となる情報を提供し、町の交流拠点となる施設の整備を行い、地域活性化を促進します。 また、漁業を中心とした第1次産業の活性化による6次産業化*を推進します。	
事業概要	◆ みなとを通年で集い楽しむ仕組みづくりの推進	

重点事業③	自転車ネットワークの整備	人口ビジョン・総合戦略 戦略1-3
事業目的	来訪者の回遊性を高めることで、交流人口の増加と民間企業とも連携した地域経済の活性化を図ります。	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広域的自転車ネットワークの環境整備 ◆ 来訪者の回遊性向上を生み出す仕組みづくり 	

邸園 「邸」宅と庭「園」をあわせた造語。

涵養 水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること。

6次産業化 有形無形の地域資源を有効に活用し、農林漁業者（1次産業従事者）がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら連携して加工（2次産業）・流通や販売（3次産業）に取り組む経営の多角化を進めることで、農山漁村の雇用確保や所得の向上をめざすこと。



[プロジェクト]

笑顔の子育てまちづくり

大磯で生まれ、育つ子どもたちが、常に笑顔で過ごすことができ、自己の可能性を伸ばし、大磯町教育大綱の理念である「いのち」「こころ」が輝き、未来に羽ばたいて行ける良好な子育て・親育ちの環境づくりを進めます。

そのため、妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない総合的な支援の仕組みづくりや、多様な保育環境の充実、児童・生徒の成長段階に応じたきめ細かい教育を推進し、大磯で子どもを産み・育てたい人を増加させるとともに、新しい時代を心豊かに生きる人づくりをめざします。



■ 0歳～14歳の人口割合（神奈川県年齢別人口統計調査による町内の総人口における割合）

現状値（H26）

12.2%



目標値（H32）

12.2%

推計では、11.5%にまで減少が見込まれる0歳～14歳人口の割合を維持します。

重点事業①	妊娠・出産・子育てに関する総合支援の推進	人口ビジョン・総合戦略 戦略2-1
事業目的	安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、妊娠・出産に関する支援や子育てに関する支援の充実を図ります。	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊娠・出産・医療体制の確保と子育てに関する支援体制の充実 ◆ 東海大学医学部附属大磯病院の産科再開をめざした取り組み 	

重点事業②	ワークライフバランスを支援する保育サービスの充実	人口ビジョン・総合戦略 戦略2-2
事業目的	就労を希望する子育て世代のニーズに応え、しごとと子育ての調和を実現するため、様々な保育サービスを利用できる環境整備を推進します。	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ニーズに対応した多様な保育サービスの充実 ◆ しごとと子育てを両立できる支援体制の充実 	

重点事業③	放課後の子ども健全育成への支援	人口ビジョン・総合戦略 戦略2-3
事業目的	地域や学校と連携し、子どもの成長段階にあわせた学習機会や情報提供を推進しながら、地域社会全体で心豊かに成長できる子どもの育成を推進します。	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 放課後の居場所づくりの充実 ◆ 地域の人材を生かした子育て支援の推進 	

重点事業④	時代の変化に対応した教育環境の整備	人口ビジョン・総合戦略 戦略2-4
事業目的	変化の激しい新しい時代に活躍できる子どもたちを育成するため、特色ある教育環境の整備を通じて、確かな学力を育む学校教育を推進します。	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ICT（情報通信技術）教育環境の整備充実 ◆ グローバル化（従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模でモノや情報のやり取りが行われること）に対応する外国語教育の推進 	

風

[プロジェクト]

交流によるしごとづくり

町内における町民同士の交流や、町外からの観光客と町民との交流などを通じた、町内における新たな創業を促進します。

そのため、農産物・水産物などの地域資源、空き家や空き店舗の活用などを促進し、町の恵まれた環境を守りつつ、町内でヒト・モノ・カネが循環する、自立型の地域経済の仕組みづくりをめざします。



■ 昼夜間人口比率 (国勢調査による夜間人口に対する昼間人口の比率)

現状値 (H22)

77.4%



目標値 (H32)

80.0%

しごとの場の創出により、町内で働くまたは町外から働きにくる従業者数を増加させます。
(目標の増加分には、高齢者の増加による非就労者の増も考慮)

重点事業①	地域産業ビジネスに対する創業支援の充実	人口ビジョン・総合戦略 戦略3-1
事業目的	地域に新たな「ひと」を呼び、「しごと」と連携することで、地域経済の活力を生み出すため、風土により育まれてきた資源や人材を生かしたビジネスの創業を支援します。	
事業概要	◆ 地域の資源や人材が持つノウハウを生かした産業創出への支援	
重点事業②	地域雇用の場の整備と担い手の育成	人口ビジョン・総合戦略 戦略3-2
事業目的	担い手不足等の課題に対し、地域の「しごと」に、新たな「ひと」を呼ぶことで、地域経済を活性化させ、新たな雇用を創出するとともに、安定した雇用環境を確保します。	
事業概要	◆ 地域雇用の場の創出 ◆ 担い手となる新規就業者、後継者への育成支援	
重点事業③	持続可能な社会に向けた事業の推進	人口ビジョン・総合戦略 戦略3-3
事業目的	環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、ごみの排出量の抑制や資源化を促進するとともに、環境に優しいエネルギーの利活用を推進します。	
事業概要	◆ 3R (リデュース・リユース・リサイクル) の推進 ◆ 省エネルギー、再生可能エネルギーの利活用の推進やエコビジネスの創出に向けた支援	

輪

[プロジェクト]

多世代による地域づくり

若い世代が地域の中に溶け込み、地域で多様な世代がつながることで、子どもから高齢者までが地域で元気に、いきいきと暮らせる、安全・安心な地域づくりを進めます。

そのため、高齢者などが外出しやすい環境づくりを進めるほか、地域での様々な交流機会を拡充し、地域での生活の質を高めるための活動や災害時における支えあう仕組みづくりを進めることで、地域に愛着や誇りを持ち、大磯に住み続けたいと感じる町民の増加をめざします。



■住み続けたい人の割合（町民アンケートによる町内に住み続けたい人の割合）

現状値（H26）

81.8%



目標値（H32）

88.0%

定住人口の安定化を図るため、町民の定住意向を前回調査時（平成20年度）の水準にまで高めます。

重点事業①	多世代による新たなコミュニティの創生	人口ビジョン・総合戦略 戦略4-1
事業目的	地域のニーズや町民のアイデアによるコミュニティビジネスやまちづくり活動を通じて、誰もが社会参加しながらいきいきと暮らせる仕組みづくりを推進します。	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域で暮らす人のつながりを生かしたコミュニティビジネスの創出 ◆ 地域主体のまちづくり活動の促進 	
重点事業②	健康な暮らしのサポートの充実	人口ビジョン・総合戦略 戦略4-2
事業目的	町全体で健やかに安心して生活できる社会と健康寿命の延伸を実現するため、ライフステージ（乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期など人間の一生をいくつかに分けて考えた段階）にあわせた健康づくりのサポートと医療体制の確保を図ります。	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域全体でライフステージに適した健康づくりの推進 ◆ 地域医療、救急医療体制の確保 	
重点事業③	地域防災体制の強化	人口ビジョン・総合戦略 戦略4-3
事業目的	地域防災力を高め、安全・安心なまちづくりを推進するため、地域の防災体制を充実・強化するとともに、防災意識の高揚に努めます。	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防団を中核とした地域防災力の向上 ◆ 自助、共助による地域防災活動への取組みの推進 	
重点事業④	生活環境の改善整備	人口ビジョン・総合戦略 戦略4-4
事業目的	誰もが快適に暮らせる生活環境を整備するため、町内の公共交通機関の利便性の向上や生活排水対策による水質保全、道路や公共施設等のバリアフリー化を推進します。	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域公共交通機関の利便性向上の推進 ◆ 水質保全に向けた生活排水対策の推進 ◆ 公共・公益施設等のバリアフリー化の推進 	

柱Ⅰ 安全で安心なあたたかみのあるまちづくり

安全なまちづくりの推進	1 危機管理…………… 36	2 消防・救急・救助…………… 38	3 生活安全…………… 40
子どもを育てやすい環境づくりの推進	4 子ども・子育て支援…………… 42		
高齢者の生きがいづくりの推進	5 生きがいづくりと社会参加…………… 44		
健康づくりの推進	6 保健・医療…………… 46	7 健康スポーツ…………… 48	
こころとふれあう福祉社会の充実	8 地域福祉…………… 50	9 障がい者福祉…………… 52	10 高齢者福祉…………… 54
	11 保険・年金…………… 56		

柱Ⅱ 町民の力や知恵が集まるまちづくり

交流とひろばづくりの推進	1 町民参画・交流…………… 58
開かれた町政と情報化の推進	2 広報・広聴と情報化…………… 60
効率的な行財政の運営	3 行財政運営…………… 62

柱Ⅲ 人と自然が共生する循環のまちづくり

身近な自然環境空間の形成	1 自然環境…………… 64	2 公園…………… 66	3 海岸…………… 68
良好な地域環境の形成	4 環境保全…………… 70	5 河川・生活排水…………… 72	
循環型地域社会の形成	6 廃棄物処理…………… 74		

柱Ⅳ 心豊かな人を育てるまちづくり

次代を担う人づくりの形成	1 保育・幼児教育…………… 76	2 学校教育…………… 78	3 青少年…………… 80
ゆとりを育む生涯学習の推進	4 生涯学習…………… 82		
誰もが尊重される社会づくりの形成	5 人権・男女共同参画…………… 84		
地域に根ざした文化の継承と創造	6 文化・文化財…………… 86		

柱Ⅴ 個性と魅力と活力のあるまちづくり

魅力ある空間の形成	1 土地利用…………… 88	2 住宅・住環境…………… 90	3 景観形成…………… 92
快適に移動できる交通基盤の推進	4 道路・交通…………… 94		
活力と個性あふれる産業の振興	5 農業…………… 96	6 漁業…………… 98	7 商工業・勤労者福祉…………… 100
資源を生かした特色ある観光の推進	8 観光…………… 102		

■部門別計画記載例

1 危機管理	現況と課題	部門に関する現況と課題について記載しています。	A-1) 災害・危機対応力の強化 <small>関連する個別計画</small>	施策目標	個別施策名 ・個別施策名に基づく具体的内容
	めざすべき姿	現況と課題から導き出されるめざすべき将来の町の姿を記載しています。		施策指標	現状値 ▶ 目標値 個別施策名 ・個別施策名に基づく具体的内容
【施策の概要】			A-2) 地域防災体制の強化 <small>関連する個別計画</small>	施策目標	個別施策名 ・個別施策名に基づく具体的内容
A 危機管理・防災体制の確立		(1) 災害・危機対応力の強化		施策指標	現状値 ▶ 目標値 個別施策名 ・個別施策名に基づく具体的内容
		(2) 地域防災体制の強化			

施策指標について
【現状値】 原則平成27年6月1日時点 または 平成26年度の数値
【目標値】 平成32年度末にめざす数値

柱Ⅰ 安全で安心なあたたかみのあるまちづくり

安全なまちづくりの推進

1 危機管理

現況と課題

東日本大震災などを教訓とし、防災に対する住民の関心が高まっています。本町では大磯町地域防災計画に基づき、防災活動を総合的かつ計画的に実施しており、町民の防災意識の高揚を図るため、防災関係者などによる防災ミーティングでの意見交換を踏まえた総合防災訓練、自主防災組織の育成及び各種訓練を実践しています。

また、武力攻撃事態等に対応するため、大磯町国民保護計画を策定し、有事には、国・県・関係機関と連携した迅速な対応ができるよう体制を整備しています。

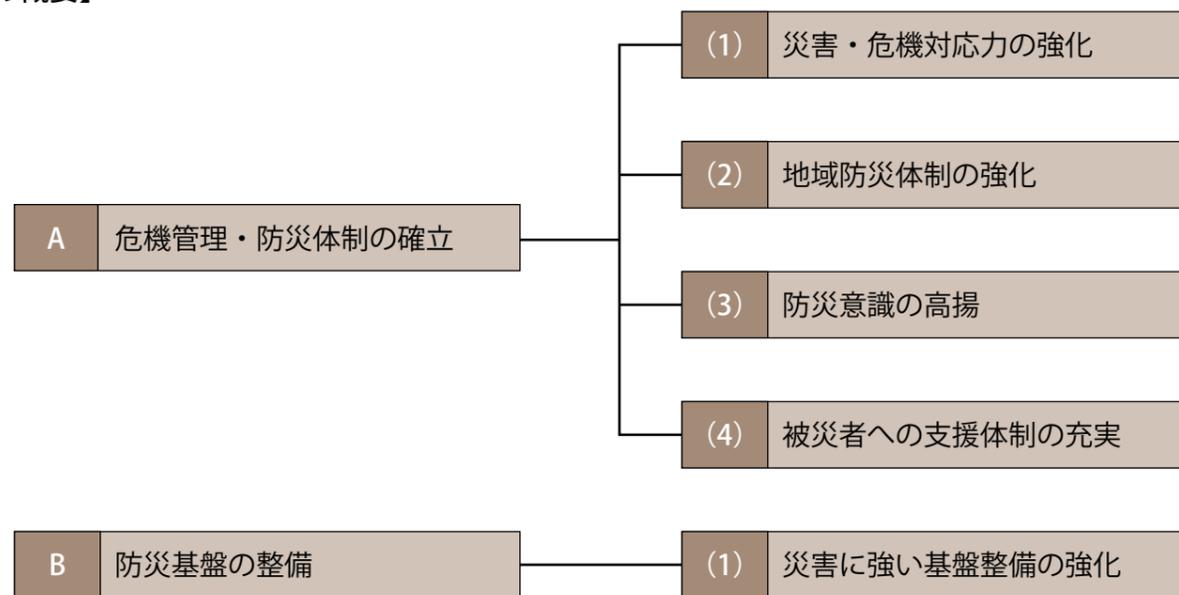
町民の生命・財産を守るため、全庁的な対応ができる危機管理体制を整備するとともに、2015年（平成27年）3月に県が発表した地震被害想定、津波浸水想定や土砂災害警戒区域の指定に伴い、ハザードマップの作成や地域防災計画の見直し、住民への正しい情報の提供及び理解を進めることが重要となっています。

また、家庭や地域の防災力を継続して高め、地震災害、津波災害及び土砂災害に備える取組みを強化していく必要があります。

めざすべき姿

- ・危機管理体制と総合防災体制が整備され、町民の安全・安心な暮らしが推進されている町。
- ・訓練や研修等を通じて自助、共助の意識が浸透し、住民の地域防災への意識が高い町。
- ・避難場所、避難施設が確保されるとともに、地震、津波、土砂災害への備えができていく町。
- ・公共施設や住宅などの耐震化の促進やバランスのとれた避難場所の配置など、災害に強い都市基盤が整備されている町。

【施策の概要】



シェイクアウト

地震の際の安全確保行動「まず低く、頭を守り、動かない」を身につける機会。さらに、シェイクアウトは個人、地域、学校、職場などの組織が、非常時対策の見直し、防災グッズを確認、ケガを防ぐための身の回りの安全対策をとるよう促すことも目的としている。

A-(1) 災害・危機対応力の強化

地域防災計画、国民保護計画

危機事態及び災害等に迅速に対応できる組織体制の確立と計画の推進に取り組みます。

- 危機管理体制の充実
- ・危機管理指針に基づくマニュアルの整備
- ・業務継続計画策定、危機管理研修の実施

防災情報メール登録者数

現状値(H27)
2,816件

目標値(H32)
3,000件

- 地域防災計画及び国民保護計画の推進
- ・防災会議の開催及び災害対策基本法に基づく計画策定
- ・国民保護計画の周知・啓発

- 防災協定の推進
- ・各種災害協定の締結

A-(2) 地域防災体制の強化

地域防災計画

住民の自助、共助の取組みを推進します。

- 自主防災組織の育成の推進
- ・自主防災組織新規結成の推進及び運営支援
- ・リーダー育成研修会の実施

自主防災組織数

現状値(H27)
22団体

目標値(H32)
26団体

- 看板等による地域防災への啓発の推進
- ・避難サインや海拔表示板の充実

- 災害弱者に対する支援の推進
- ・避難行動要支援者の名簿の更新

A-(3) 防災意識の高揚

地域防災計画

防災訓練、講演会、啓発等を通じて意識の高揚を図ります。

- 各種防災訓練の推進
- ・防災ミーティング、総合防災訓練及び津波避難訓練の実施

防災訓練(安否確認訓練)参加率

現状値(H27)
57.0%

目標値(H32)
80.0%

- ハザードマップ作成の推進
- ・土砂災害ハザードマップ、津波ハザードマップ、洪水ハザードマップの作成

- 防災講演会、出前講座、シェイクアウト*の推進
- ・防災講演会や出前講座の開催
- ・かながわシェイクアウト、シェイクアウトおおいその実施

A-(4) 被災者への支援体制の充実

地域防災計画

被災者発生時に迅速で適切な支援体制の整備を図ります。

- 災害ボランティア育成の推進
- ・災害ボランティア、コーディネーターの育成
- ・災害ボランティアセンターの開設訓練の実施

備蓄食糧品の計画数に対する確保率

現状値(H27)
122%

目標値(H32)
100%以上

- 災害時医療体制及び避難所の確保の推進
- ・医療救護所開設及び医薬品等の備蓄
- ・避難所運営に必要な物品の調達

- 防災備蓄品の整備の推進
- ・防災備蓄計画に基づく備蓄品や防災資機材の整備

B-(1) 災害に強い基盤整備の強化

地域防災計画

災害に対する情報基盤と都市基盤を強化し、災害に強いまちづくりをめざします。

- 防災行政無線の推進
- ・防災行政無線設備の維持管理、MCA無線の維持管理

防災ラジオ利用世帯数

現状値(H27)
0件

目標値(H32)
5,000件

- 新たな情報伝達手段の構築
- ・メール等による情報発信、防災ラジオの導入

- 防災性と避難の安全性の向上
- ・建築物の耐震化、道路や公園の整備、住環境の整備、地区計画の策定

安全なまちづくりの推進

2 消防・救急・救助

現況と課題

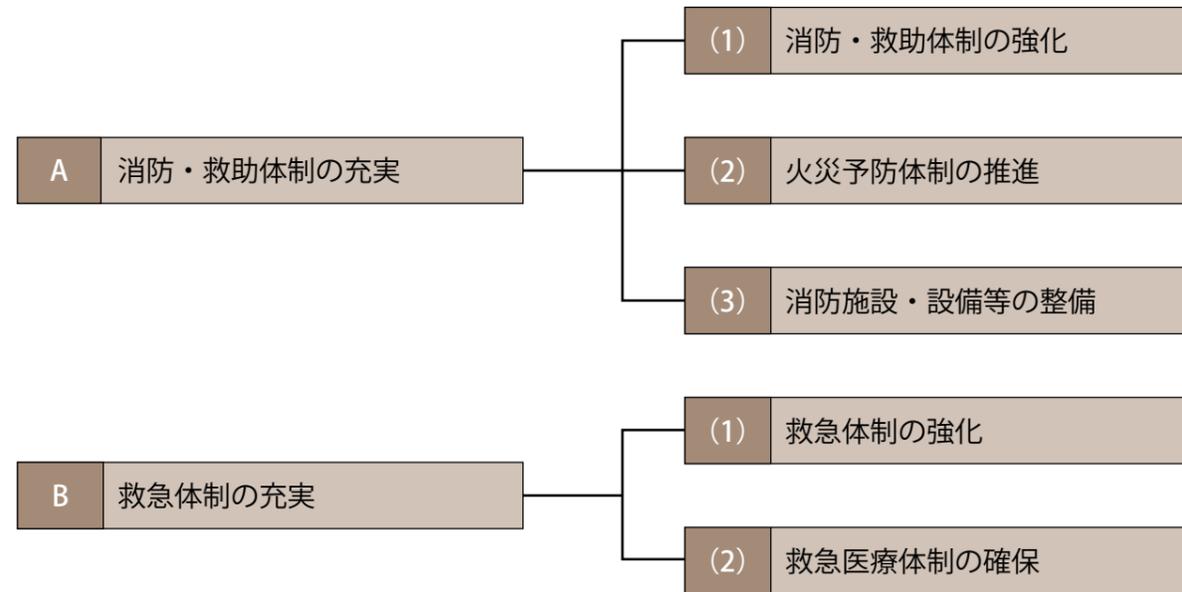
消防・救急・救助を必要とする出動件数はいずれも増加しており、形態は複雑、多様化しています。日々変化している様々な事案に的確に対応するため、消防や救急の体制整備の充実に取り組んでいます。また、防災拠点である消防庁舎は、築40年を経過し老朽化が進んでおり、災害時の安全面や機能を担う上で、課題を抱えています。

火災などの災害件数を減らすため、住宅用火災警報器や家庭用消火器の設置促進、街頭消火器の配備など初期消火体制の充実・強化を図る必要があります。さらに、複雑、多様化する災害に対応するため、資機材の充実や消防団員の加入促進、女性防火クラブの活動拡充による地域防災力の向上、近隣市町との連携を拡大するなど、消防体制の充実・強化が求められています。また、大規模災害に対応できる消防庁舎の建設なども検討していく必要があります。

めざすべき姿

- ・広域連携での利点を最大限に活用し、町全体で消防力の充実・強化が図られている町。
- ・救急車適正利用に対する意識啓発が浸透し、救助を必要とする人の命が多く助かるようになっている町。
- ・医療機関等との連携による二次救急医療体制が確保され、傷病者の受入れ先が充実している町。

【施策の概要】



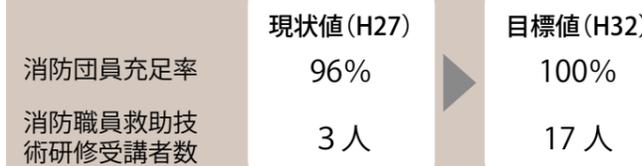
バイスタンダー 救急現場に居合わせた発見者や同伴者等で、救急車の到着までの間に、救命のため、心肺蘇生法等の応急手当を適切に行う者。

メディカルコントロール体制 (MC体制) MCとは、Medical Controlの略称で救急現場から医療機関に傷病者が搬送されるまでの間において、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置などの質を保障すること。県単位及び地区単位でメディカルコントロール体制が構築され、常時指示体制・事後検証体制・教育訓練体制の充実を図っている。

プレホスピタルケア 救急車に同乗した救急救命士による病院前救護のことを言う。救急救命士は患者を病院まで迅速に搬送するほか、人工呼吸用の酸素の通り道を確保する気道確保や心肺蘇生などの応急処置を施すことが認められている。

A-(1) 消防・救助体制の強化

様々な消防・救助事案に対応できる資機材等の導入や更新・整備及び消防体制の充実・強化と高度な専門知識と技術を備えた職員を養成します。



湘南地区1市2町での消防広域化事業の推進
・広域化に伴う調査・検討の推進、指令業務共同運用の導入
・広域災害による被害軽減対策の実施

消防団員活動の充実
・消防団への加入促進、団員の訓練や研修の充実

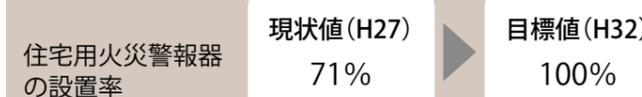
消防及び救助に関する資機材等の導入や更新
・消火資機材、水難救助資機材の更新・整備、訓練施設の充実

高度な専門知識と技術を備えた職員の養成
・各種専科教育の受講推進

初期消火体制の充実・強化
・街頭消火器の配備

A-(2) 火災予防体制の推進

一般住宅火災や危険物施設等に係る事故の未然防止に取り組めます。



火災予防体制の推進
・住宅用火災警報器や家庭用消火器の設置促進
・防火対象物・危険物施設の災害の防止
・女性防火クラブの活動の拡充

A-(3) 消防施設・設備等の整備

消防庁舎及び消防団詰所の適正な維持、出動車両や資機材の高機能化・効率化、消防水利施設等の計画的な更新を図ります。



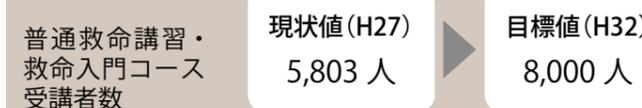
消防庁舎及び消防団詰所の維持
・拠点施設である消防庁舎及び消防分団詰所の維持

消防車両・資機材の高機能化・効率化
・消防自動車、救急自動車及び資機材の高機能化・充実
・消防団車両及び資機材の高機能化・充実

消防水利の整備・更新
・消火栓・防火水槽などの消防水利の整備

B-(1) 救急体制の強化

多様化する救急事案に対応できる高度な知識や技術の習得に取り組めます。

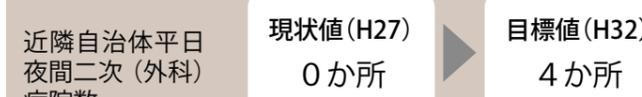


認定救急救命士の養成・確保
・救急救命士養成課程の出向推進
・病院実習による高度な知識・技術を備えた救急救命士の養成
・認定救急救命士の養成・確保・研修の推進

バイスタンダー*に対する応急手当の知識・技術の普及啓発及びAED設置促進
・普通救命講習の推進及び救命入門コースの推進
・24時間営業事業所へのAED設置推進

B-(2) 救急医療体制の確保

初期救急事案への情報提供や一次医療機関及び二次医療機関との連携強化に取り組めます。



メディカルコントロール体制(MC体制)*の充実強化
・計画的な救急救命士就業後病院実習の推進
・プレホスピタルケア*の向上
・二次救急医療機関の確保と連携

安全なまちづくりの推進

3 生活安全

現況と課題

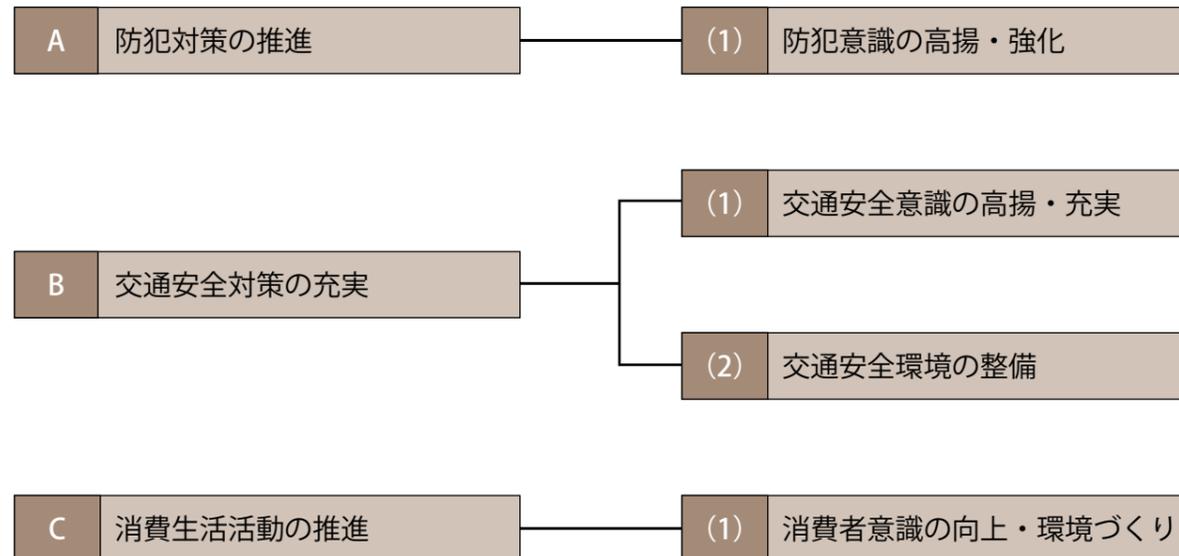
近年、犯罪の凶悪化・多様化が進み、身近な場所でも子どもや高齢者（振り込め詐欺）を狙った犯罪が増えているほか、自動車や自転車等の運転者によるルール違反やマナーの低下に起因する交通事故も多く、町民の安全・安心な日常生活を脅かしています。このことから、新たな交通安全計画を策定していくとともに、狭あい道路*や未整備歩道の整備を行うなど、道路の安全確保が求められています。また、インターネットによる個人情報の流出やマイナンバー制度の導入を受け、個人情報保護の機運が高まっています。

安全・安心な地域社会をつくるため、警察、行政、町民、団体、事業者が一体となり、運転者のマナーの向上などに取り組むとともに、道路については安全点検を実施し、点検結果に基づき通行用途にあわせた環境を整備する必要があります。また、町民が犯罪に巻き込まれないように、自らも進んで知識を身に付け、行動できる自立した消費者の育成と啓発活動を展開することが重要となっています。

めざすべき姿

- ・各地域の自主的な防犯組織と関係機関等との連携のもと、地域の安全性が保たれている町。
- ・歩行者が安全で快適に通行できる環境が整備され、通行マナー向上により交通事故がない町。
- ・町民一人ひとりが消費に対する正しい知識を身につけ、安全な消費生活を送っている町。

【施策の概要】



狭あい道路 幅員4m未満の道路の総称であり、災害時における消防・救急車両等の通行のためには拡幅対策が急務とされ、その後退用地部分は、将来に渡り道路用地として確保・保全される必要がある。

A-(1) 防犯意識の高揚・強化

警察や関係団体と連携し、防犯意識の向上に取り組みます。

防犯に係る講演会や講座等の開催回数

現状値(H26)
4回

目標値(H32)
5回

防犯啓発活動の推進
・防犯に関する講演会の開催
・街頭防犯キャンペーン等の啓発の実施

各種犯罪に対する情報提供の充実
・防犯に必要な情報収集及び情報提供

防犯教育や意識向上の推進
・警察や関係団体との協力による防犯講座等の開催
・各種行事等で防犯に関する冊子等による啓発の実施

B-(1) 交通安全意識の高揚・充実

交通安全計画

交通安全の啓発活動と交通安全教育に取り組みます。

交通安全教室等の開催回数

現状値(H26)
2回

目標値(H32)
5回

交通安全の啓発活動
・交通安全運動の実施
・運転者に交通安全に関する冊子等による啓発の実施

交通安全教育の推進
・学校や地域を対象とした交通安全教室の実施

B-(2) 交通安全環境の整備

交通安全計画

歩道等の道路環境整備と交通事故未然防止のための安全対策に取り組みます。

放置自転車台数
歩道整備延長

現状値(H26)
33台
13,001m

目標値(H32)
15台
14,000m

道路環境整備の推進
・通学路等の歩道整備
・自転車道の整備

交通安全対策の推進
・交通安全施設（ガードレール等）の整備
・カーブミラーや交通安全啓発看板等の整備
・通学路安全点検の実施
・自転車等駐車場の整備

C-(1) 消費者意識の向上・環境づくり

町民の意識の向上を図りながら、消費者の自主的な活動を推進します。

各種消費生活講座の開催

現状値(H27)
1回

目標値(H32)
3回

消費者の意識啓発
・消費生活展や各種講座の開催
・広報等による情報提供
・消費者教育や啓発の充実

消費者の自主的活動の促進
・消費者団体の活動の支援
・不用品（ゆずります・ゆずってください）登録制度の推進

不用品登録制度



交通安全ポスター

子どもを育てやすい環境づくりの推進

4 子ども・子育て支援

現況と課題

社会経済情勢などに伴う結婚や出産に対する価値観の変化から、少子化・晩婚化・未婚率の上昇が社会問題となっています。

また、共働き家庭やひとり親家庭など、各家庭の事情により多様化する子育てニーズに対応するため、施設整備やサービス拡充を積極的に進めるとともに、行政、地域、家庭が連携・協力し、社会全体でしごとと家庭が両立できる基盤づくりが必要となっています。

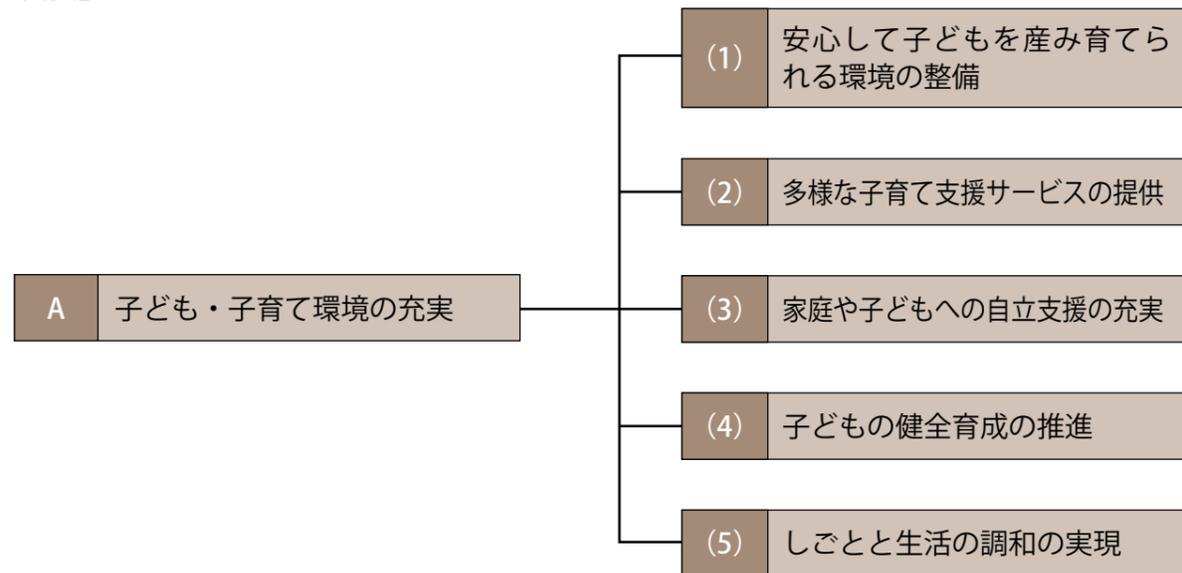
本町においては、次代を担う子どもたちが笑顔にあふれ、未来に夢と希望をもって心豊かに、たくましく成長できる環境づくりをめざし、取り組んでいます。

多様な就労形態や産後・育休後の職場復帰に対応した教育・保育施設とニーズにあった子育て支援サービスを利用できる環境整備を進めていくことが求められています。また、地域社会全体で子育てを行う協力体制を築きながら、子どもたちの成長段階に応じた支援の充実を図ることが必要となっています。

めざすべき姿

- ・安心して子どもを産み、育てられ、子育てを通じて生活に喜びを実感できている町。
- ・家庭・地域・行政が一体となり、社会全体で子どもの幸せを第一に考える環境を形成し、支援している町。
- ・将来の大磯町のまちづくりを担うすべての子どもたちが笑顔でかがやき、心豊かに成長し、社会の一員として生きる力を備えられる環境が整っている町。

【施策の概要】



放課後子ども教室

地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的に子どもたちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を行うもの。

A-(1) 安心して子どもを産み育てられる環境の整備 子ども笑顔かがやきプラン、健康増進計画、食育推進計画

妊娠・出産・子育てへとつながる支援体制を整備し、安心して子どもを産み育てられる環境整備に取り組みます。

妊娠・出産に関する支援の充実
・妊娠中、産後の健康や育児不安への適切なケア
・不妊等への支援



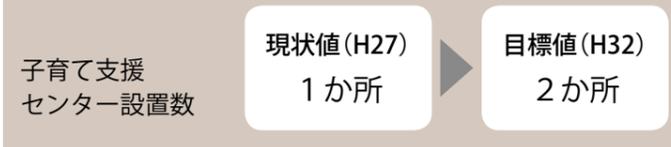
医療体制の確保と子どもの健康増進
・救急医療、周産期、小児医療の確保
・乳幼児健診、予防接種の推進、食育の推進

地域における子育て支援体制の充実
・家庭教育への支援や子育てに関する相談、情報発信の充実

A-(2) 多様な子育て支援サービスの提供 子ども笑顔かがやきプラン

質の高い保育を確保し、子育て家庭が必要とする支援サービスの提供に取り組みます。

多様な子育て支援サービスの提供
・待機児童の解消
・保育士の確保
・多様な子育てニーズに対応した支援サービスの充実
・子育て支援センターの拡充

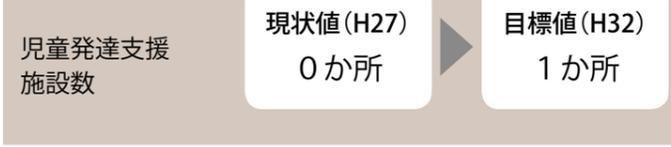


A-(3) 家庭や子どもへの自立支援の充実 子ども笑顔かがやきプラン、障がい者福祉計画、いじめ防止基本方針

悩みを抱えた家庭や子どもが社会的に自立できるよう支援の充実を図ります。

配慮が必要な子どもへの対応
・配慮を必要とする子どもを見守る人材配置や相談体制の充実

児童虐待防止体制の充実
・児童虐待を未然防止、早期発見、対応する支援体制の整備



いじめや不登校への対応
・専門職の適切な配置と保護者、児童への相談体制の充実

経済的な支援
・障がいのある子どもやひとり親家庭等への経済支援

A-(4) 子どもの健全育成の推進 子ども笑顔かがやきプラン、生涯学習推進計画、高齢者福祉計画、健康増進計画

学校教育と連携し、子どもの成長段階にあわせた学習機会や情報提供を推進し、子どもの健全育成を促します。

思春期の心と体の健康づくり
・性や薬物などに対する正しい知識の普及啓発
・地域社会と連携した子どもの健全育成の推進



放課後の居場所づくり
・学童保育や放課後子ども教室の充実

地域の人材を生かした子育て支援
・地域社会と連携した子どもの健全育成の推進

A-(5) しごとと生活の調和の実現 子ども笑顔かがやきプラン、男女協働参画推進プラン、まちづくり基本計画、バリアフリー構想、交通安全計画

しごとと子育てを両立できる支援体制と子育てしやすい生活環境の整備を促進します。

しごとと生活の調和の実現
・男女が協力し子育てするための支援・啓発活動
・子育て世代の社会参加を促す支援



生活環境の整備
・快適な道路や公園等の整備と交通安全・防犯対策の推進

高齢者の生きがいがづくりの推進

5 生きがいがづくりと社会参加

現況と課題

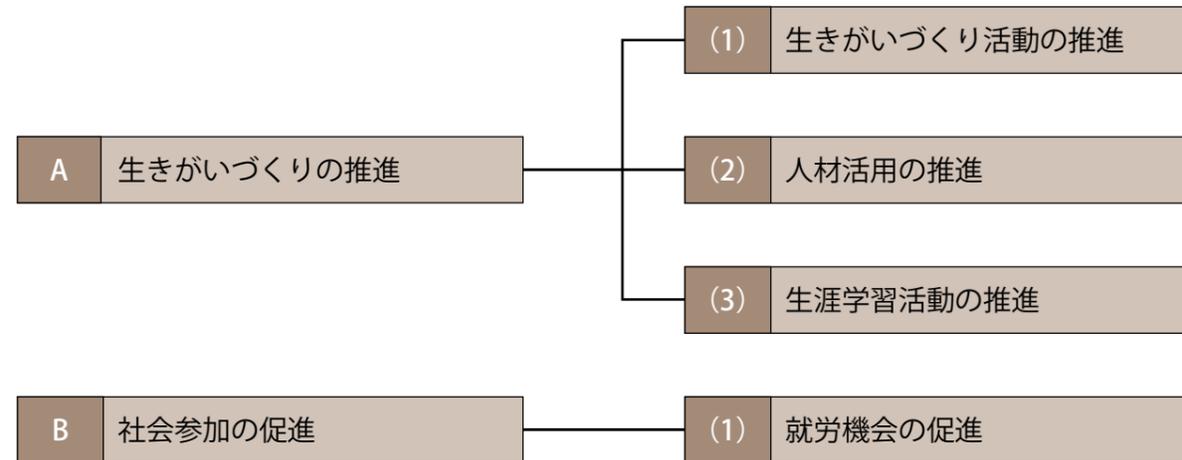
価値観や家族環境の多様化に伴い、高齢者のニーズは多岐に広がっており、幅広い年齢層にふさわしい多様な生きがいがづくりや仕組みづくりが求められています。あわせて、高齢者が生涯学習、余暇活動などを通じ、地域社会に積極的に参加できる環境を整備することが期待されています。

人口減少、少子高齢化社会が進む中、行政として関係団体等との連携を図りながら、高齢者が培った経験や知識、技能といった社会資源の発掘や情報を周知し、高齢者が地域で活動しやすい環境を整備する必要があります。また、社会の担い手として活躍を希望する高齢者への支援に取り組んでいくことが重要になっています。

めざすべき姿

- ・高齢者が今まで培ってきた豊かな経験や知識、技能を生かしながらしごとや生涯学習活動、ボランティア活動などを行い、地域の中でいきいきと暮らしている町。
- ・高齢者が充実した人生を送るために、個々の人生設計にあわせて社会参加しやすい環境が整備されている町。

【施策の概要】



生きがいがマップ 住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるよう、地域で活動する様々なグループを紹介した冊子。

おいそシニア教室 高齢者が健康でいきいきと心豊かに生活するために学習するとともに、互いの交流を図ることを目的とした講座。

A-(1) 生きがいがづくり活動の推進

高齢者福祉計画、生涯学習推進計画

高齢者本人のニーズにあった生きがい活動支援に取り組みます。

生きがいがマップ*
登録団体数



ボランティア活動や福祉活動・支えあいの促進
・高齢者相互の交流や社会活動に関する情報の提供
・生きがいがマップの更新

地域での世代間交流の促進
・地域や学校などに積極的に参加できる環境づくり
・民俗芸能・伝統行事などを通じた多世代交流

A-(2) 人材活用の推進

生涯学習推進計画

様々な知識や技術を持つ方の地域での活躍支援に取り組みます。

65歳以上の生涯
学習人材登録制
度等の登録者数



人材の発掘と情報提供
・人材の募集・登録と情報提供

知識や経験などのふれあい交流
・高齢者の知識や経験を多世代に伝える機会の提供

知識や経験などの次世代への伝承
・民俗芸能・伝統行事などを通じた多世代交流

A-(3) 生涯学習活動の推進

生涯学習推進計画

高齢者が生涯学習を行うことへの支援に取り組みます。

おいそシニア
教室*の参加者数



学習機会の提供
・生きがいがづくりを目的とした講座の開催

高齢者の活躍の機会を支援
・さざんか荘を活用した健康づくり・介護予防の参加

スポーツに挑戦する機会の提供
・健康づくり・介護予防としての各種運動教室の開催

B-(1) 就労機会の促進

高齢者福祉計画

多様な就労機会を提供し、高齢者の社会参加の促進に取り組みます。

シルバー人材セン
ター会員登録者数



シルバー人材センターの支援
・シルバー人材センター活動への助言・支援

シニア教室



生きがいがマップ

健康づくりの推進

6 保健・医療

現況と課題

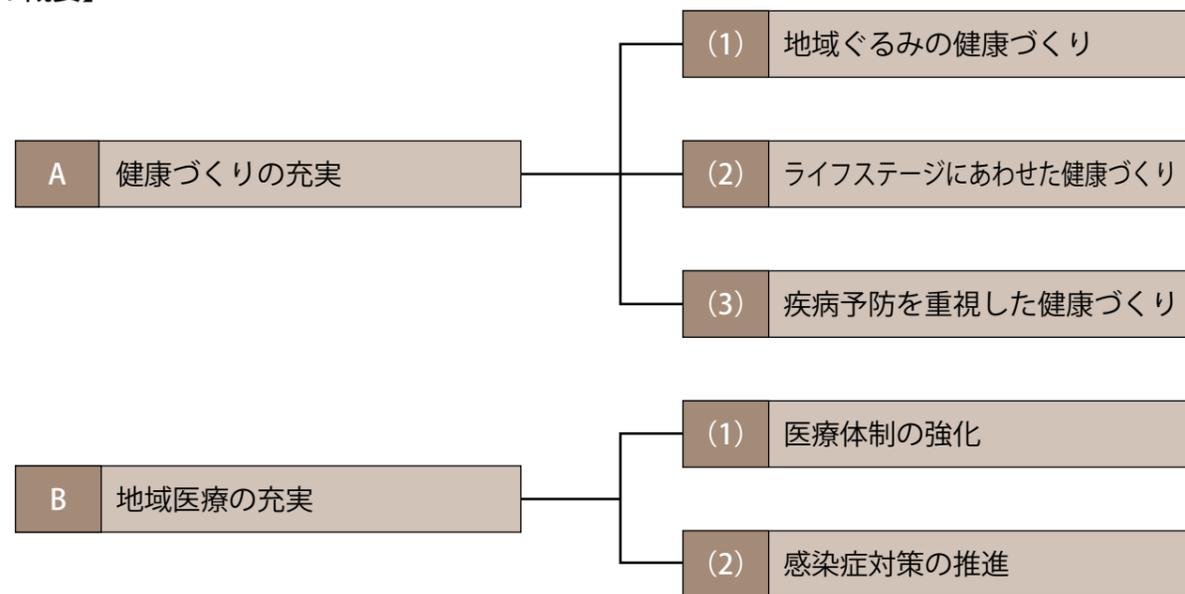
ライフスタイルの変化等による生活習慣病疾患の増加や社会的ストレスが増大しており、様々な年代の健康に大きな影響を及ぼしています。また、今後、高齢化が進む中で、安心して適切な医療を受けるために、かかりつけ医や在宅医療の推進が必要となっています。

「みんなでつくろうみんなの健康」を基本的な考えとして町全体で健康づくりを一層推進していく必要があります。そのために、ライフステージ（乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期など人間の一生をいくつかに分けて考えた段階）に適した健康づくりを推進するとともに、疾病の早期発見をめざした各種健診（検診）事業の充実が求められています。また、健やかに安心して生活できる社会を実現するために、地域医療体制、救急医療体制を継続的に確保することが重要となっています。

めざすべき姿

- ・町民と地域、行政が連携しながら地域全体で健康づくりを推進している町。
- ・充実した地域医療、救急医療体制が提供されている町。

【施策の概要】



地域健康サロン

町独自の健康増進事業で保健師、管理栄養士が地域に出向き、気軽に健康や身体の具合について相談できる機会のこと。

ロコモティブシンドローム

運動器の障害により移動機能の低下をきたし、要介護になるリスクの高い状態になること。

A-(1) 地域ぐるみの健康づくり

健康増進計画、食育推進計画

地域で健康づくりに取り組む団体の活性化を促進します。

健康づくりに
関する団体に
所属する人の
延べ人数

現状値(H27)
96名

目標値(H32)
120名

- 地域健康サロン*の実施
 - ・保健師等が地域に出向き開催する健康サロンの実施
- 町独自のオリジナル健康体操の推進
 - ・おおいそ骨太体操・大磯こゆるぎ体操の普及啓発
- 食育の推進
 - ・食育に関する講座の開催や意識啓発活動の実施
 - ・食生活改善推進団体の活動支援

A-(2) ライフステージにあわせた健康づくり

健康増進計画、食育推進計画

各ライフステージの健康課題にあわせた事業を展開します。

4か月児健康診査
受診率

現状値(H27)
98.3%

目標値(H32)
100%

- 妊娠・出産・子育ての切れ目ない継続的支援
 - ・出産に向けた健康教育や乳幼児健康診査の充実
- 健康づくり事業の推進
 - ・口腔の大切さの普及啓発
 - ・自殺予防対策の普及啓発
 - ・ロコモティブシンドローム*予防の普及啓発

A-(3) 疾病予防を重視した健康づくり

健康増進計画、食育推進計画

健診（検診）の受診率向上を図ります。

大腸がん検診の
受診率

現状値(H27)
27.7%

目標値(H32)
40%

- 健診（検診）体制の充実
 - ・がん検診、成人歯科健診受診率向上の取組み
 - ・受診勧奨者の結果確認後の効果的なアプローチ
- 健診結果を生かした生活習慣病予防の保健指導
 - ・生活習慣病の重症化予防に重点をおいた保健指導

B-(1) 医療体制の強化

救急医療・地域医療を整備するとともに、救急医療体制を維持します。

休日急患当番医制
対応医療機関数

現状値(H27)
24施設

目標値(H32)
24施設

- 救急医療体制の確保
 - ・初期救急医療体制や広域二次救急医療体制の確保
- 地域医療機関の充実
 - ・在宅医療推進の普及啓発
- 東海大学医学部附属大磯病院における産科、小児科の維持
 - ・東海大学医学部附属大磯病院の産科再開、小児科等診療科の維持に向けた取組み

B-(2) 感染症対策の推進

健康増進計画

予防接種の実施による感染症対策の推進と、あわせて蔓延時などの対策を整備します。

予防接種の接種率
(麻しん風しん
第2期)

現状値(H27)
95.1%

目標値(H32)
100%

- 予防接種の実施
 - ・小児の予防接種率の維持及びその他予防接種の受診促進
- 新型インフルエンザ等感染症対策の整備
 - ・新型インフルエンザ等の感染症対策体制の整備

健康づくりの推進

7 健康スポーツ

現況と課題

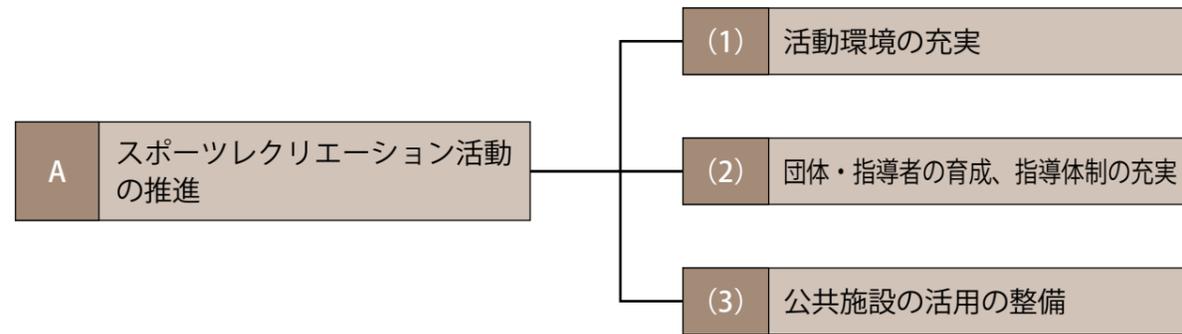
スポーツ活動は、生涯にわたり健康で明るく生きがいのある生活を送るうえで重要であり、特に幼児期や少年期では、生きる力を支える健やかな体と豊かな心を育みます。健康づくりや生きがいづくりにおけるスポーツの役割が高まっていることから、各種スポーツ大会やスポーツ教室を実施し、幼児期から親しむ機会を多く提供するなどスポーツ活動の振興に努めています。

町民が自らの体力や健康年齢に応じて気軽にスポーツ・レクリエーションや健康づくりに取り組み、学ぶことができる環境を整えることが求められています。また、スポーツ活動を取り入れたまちづくりを推進していく必要があります。

めざすべき姿

- ・スポーツと健康を視点として、誰もが参加できる多様なスポーツ教室やイベント等を実施し、町民のスポーツ推進及び健康増進が図られている町。
- ・町民と協働しながら、誰もが気軽にスポーツや健康づくりに取り組み、学ぶことができる環境が整備されている町。
- ・大磯町スポーツ健康増進計画を策定し、生涯にわたり健康・食・運動を通じて、健康寿命の延伸、生きがいづくり、生活の質の向上をめざして健康づくりを推進する町。

【施策の概要】



総合型地域スポーツクラブ

1995年より文部科学省が実施するスポーツ振興施策の1つで、スポーツ振興基本計画の中で、地域住民が主体的に運営するスポーツクラブの形態として総合型地域スポーツクラブの必要性がうたわれるとともに、全国各市区町村に少なくとも1つは設置することとなっている。総合型地域スポーツクラブは、複数の種目で子どもから高齢者まで、また様々なレベルにあわせた活動を行うことができ、地域住民が主体的に運営をすることになっている。なお、本町では、既に総合型地域スポーツクラブ（特定非営利活動法人「大磯うみくらぶ」、「星槎湘南大磯総合型スポーツクラブ」）が設置されており、活動を開始している。

A-(1) 活動環境の充実

スポーツ推進計画

ライフスタイルやレベルに応じた民間・大学等との連携によるスポーツ活動の機会を提供します。

スポーツ・レクリエーションの活動推進
・各種スポーツ教室やスポーツ大会の実施

スポーツ教室・町体育協会主催大会数

現状値(H27)
398回

目標値(H32)
420回

スポーツ活動の情報提供
・地域におけるスポーツやサークル活動の情報提供
・各種スポーツ教室の情報提供による活動促進

大磯海岸を利用したスポーツ交流の創出
・ビーチスポーツ競技の支援
・ビーチスポーツ教室の普及啓発

A-(2) 団体・指導者の育成、指導体制の充実

スポーツ推進計画

スポーツ指導者やボランティアを育成するとともに、スポーツ関係団体の育成、連携を進めていきます。

関係団体との連携した派遣等の支援
・指導者やボランティアなどの人材養成
・地域の人材発掘による指導者の確保

スポーツ指導者バンク登録者数

現状値(H27)
15人

目標値(H32)
20人

総合型地域スポーツクラブ*の支援
・総合型地域スポーツクラブの普及啓発
・各種教室の支援推進

スポーツ推進委員の積極的支援
・スポーツ推進委員協議会の自主開催イベントの支援
・スポーツ推進委員の活動への支援・普及啓発

A-(3) 公共施設の活用の整備

スポーツ推進計画

気軽にスポーツ活動ができる環境づくりとして、既存の施設の利活用を図っていきます。

学校体育施設の有効利用
・体育協会の各種スポーツ大会の実施
・スポーツ推進につながる地域に開かれた有効活用の検討

学校施設開放利用者数

現状値(H27)
2,398人

目標値(H32)
2,500人

近隣市町との体育施設の相互利用の促進
・体育施設利用団体等への周知活動

指定管理者との連携
・イベントや町民ニーズに応じた各種教室等による効果的な施設利用の促進



大磯チャレンジフェスタ

大磯チャレンジフェスタ



大磯一周駅伝大会

こころとふれあう福祉社会の充実

8 地域福祉

現況と課題

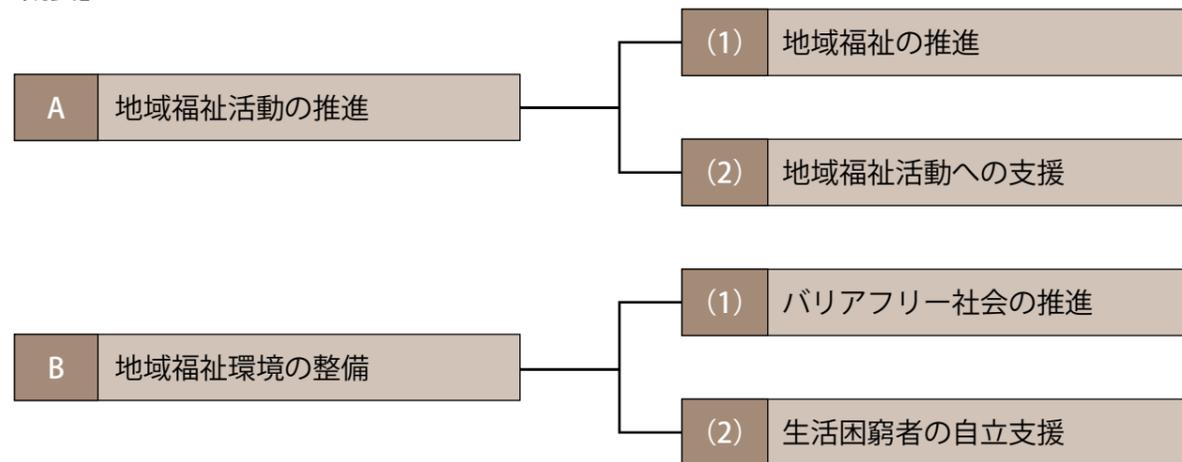
少子高齢化の急速な進行や価値観の多様化、家族構成の変化に伴う核家族世帯の増加などにより、社会環境が複雑化しており、地域で支えあいながら生活する、つながりの希薄化が現れています。そのような中で、自立、自助を基本とした「自助・共助・公助」のバランスがとれた安心して暮らせる社会を形成していくことが必要となっています。

誰もが安心して生活できるよう、地域で支えあう意識を高めるとともに、各関係機関と連携を図りながら総合的な福祉施策を計画的に推進していくことが重要となっています。また、公共・公益施設のバリアフリー化を推進するなど、福祉環境の整った都市基盤を築いていくことも求められています。

めざすべき姿

- ・誰もが社会参加しながら、自立した生活が送れるよう地域で支えあうことができている町。
- ・様々な関係機関が連携しあい、共に支えあう自助・共助・公助のバランスがとれた安心して暮らせる町。

【施策の概要】



バリアフリーアドバイザー

不特定多数の人々が利用する公共施設などのバリアフリー化を進めるために設けられた専門のアドバイザー。

カラーバリアフリー

色覚に障がいがあるために、色による識別が困難な方にもきちんとした情報が伝わるよう色使いに配慮すること。

A-(1) 地域福祉の推進

地域福祉を総合的・計画的に推進するための「大磯町地域福祉計画」の町民参画による策定に取り組みます。

日常生活自立支援
事業利用人数

現状値(H27)
13人

目標値(H32)
15人

民生委員児童委員、社会福祉協議会との連携
・民生委員児童委員や社会福祉協議会の社会福祉活動の推進

大磯町地域福祉計画の策定
・地域福祉計画の策定

福祉サービス利用の支援
・日常生活自立支援事業の支援

A-(2) 地域福祉活動への支援

社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉活動の場を確保するとともに活動支援を推進します。

ボランティア
団体数

現状値(H27)
30団体

目標値(H32)
32団体

福祉教育の推進
・様々な機会を通じた講習会や研修会の開催
・福祉教育を体験学習する機会の提供

地域活動や社会貢献活動の支援
・ボランティア団体の活動支援

地域福祉活動の場や機会の確保
・地域の拠点となる居場所づくりの確保の推進

B-(1) バリアフリー社会の推進

バリアフリー基本構想

バリアフリー化の普及に努めます。

バリアフリー化
された
公園トイレ数

現状値(H27)
4か所

目標値(H32)
7か所

公共施設におけるバリアフリー化の推進
・公園トイレのバリアフリー化の推進
・バリアフリーアドバイザー*の派遣制度の利用
・カラーバリアフリー*相談の活用

バリアフリー化に向けた普及啓発
・ポスターやチラシの配布などバリアフリー化への周知

B-(2) 生活困窮者の自立支援

生活困窮者の自立支援に向けた支援充実に努めます。

生活保護受給
世帯数

現状値(H27)
149世帯

目標値(H32)
155世帯

生活困窮者の生活を支援する体制整備の推進
・各関係機関からの情報収集、支援サービスの情報提供

相談・指導体制の充実
・関係機関と連携した職員等への研修会の実施
・生活困窮者への相談事業の実施



公園トイレのバリアフリー化

こころとふれあう福祉社会の充実

9 障がい者福祉

現況と課題

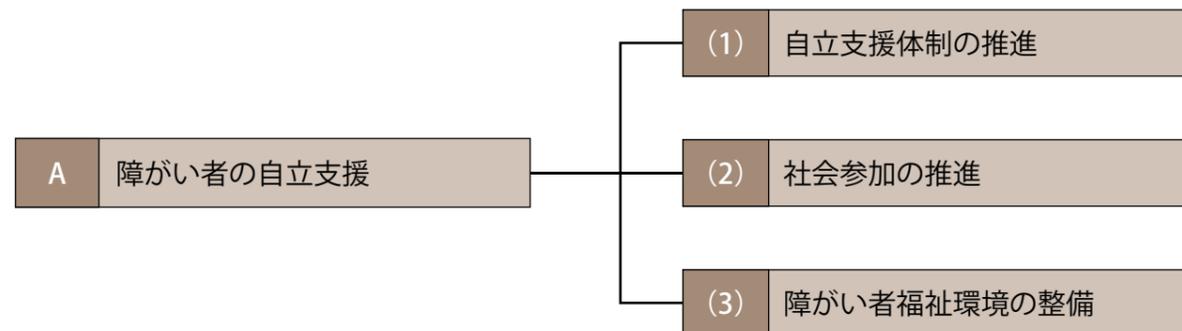
住み慣れた地域で、社会的に自立した生活を送り、安心して暮らすことを願う障がい者が増えていることに加え、障がいの状況に応じた様々な支援サービスを必要とする利用者のニーズが高まっています。こうした社会環境の変化に対応すべく、障がいのある人も無い人も地域の中で支えあい、共に生きるまちづくりを基本理念とした障がい者福祉計画を策定し、各種施策や事業を推進しています。

障がいのある人が地域の中で自立し、安心して暮らすことができるよう、総合的な障がい者相談支援体制の充実や就労環境の整備による社会参加の促進を図ることが必要となっています。また、地域社会における障がい者への理解と交流機会の提供などの環境整備も求められています。

めざすべき姿

- ・幅広い障がい者ニーズに応えるための専門的な相談支援体制の充実と労働行政関係機関と連携し一般就労を希望する障がい者への支援や多様な福祉的就労先の確保が実現できている町。
- ・障がい者と地域住民、ボランティア等が日常的に交流できる環境が整備され、障がいに対する理解が地域全体で深まっている町。

【施策の概要】



成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）の生命、身体、自由、財産等の権利を保護するための制度。

A-(1) 自立支援体制の推進

障がい者福祉計画

障がい者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らせるための支援に取り組みます。

地域での日常生活が困難な施設入所者数

現状値(H27)
42人

目標値(H32)
38人

相談支援体制の充実
・専門的な相談事業の実施

在宅生活を支援するサービスの充実
・地域生活支援事業の充実

A-(2) 社会参加の推進

障がい者福祉計画

いきいきと社会参加できるまちづくりに取り組みます。

障がい者雇用率（平塚職業安定所管内）

現状値(H26)
1.68%

目標値(H32)
2.0%以上

障がい児支援体制の整備
・児童発達支援事業の充実

障がい者の就労支援と事業主への理解促進
・福祉施設から一般就労への移行促進

スポーツ・文化活動への参加促進
・障がい者スポーツ大会への参加支援

A-(3) 障がい者福祉環境の整備

障がい者福祉計画

地域社会の中で、支えあい共に生きるまちづくりに取り組みます。

成年後見制度* 利用支援数

現状値(H27)
1件

目標値(H32)
3件

地域ぐるみのネットワークの整備
・地域活動支援センターの運営

権利擁護の推進
・成年後見制度の利用支援

障がいへの理解を深める交流イベント



手話講習会

こころとふれあう福祉社会の充実

10 高齢者福祉

現況と課題

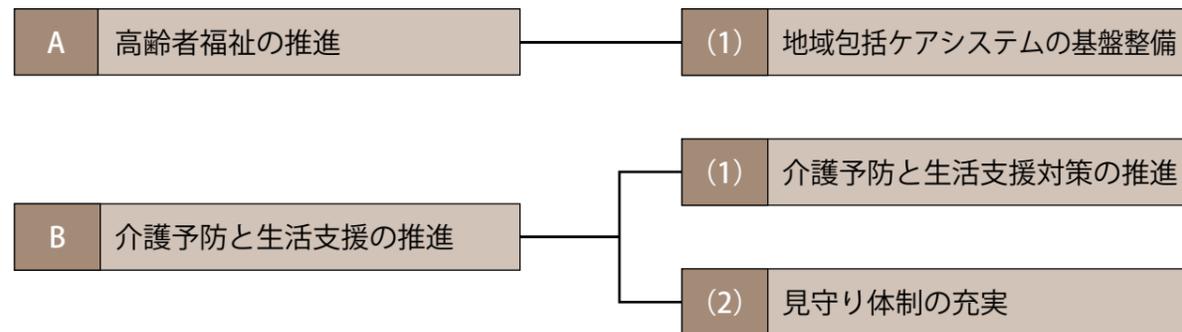
高齢化率が一層高まる中で、一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加などに伴い、医療や介護を必要とする高齢者が増えています。今後「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据え、策定した高齢者福祉計画（介護保険事業計画）に基づき、各種施策や事業を推進しています。

高齢者が安心して地域でいきいきと暮らせるように、介護保険制度による新たなサービス体系の整備や医療と介護の連携づくりなど、地域包括ケアシステム*の基盤整備を推進していくことが求められています。また、認知症高齢者などの支援を必要とする高齢者の増加に伴う総合的な支援の仕組みづくりを整備するとともに、社会の担い手として期待される元気な高齢者が地域で活躍できる仕組みづくりを整備することも必要となっています。

めざすべき姿

・社会全体で共に支えあいながら、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができる町。

【施策の概要】



- 地域包括ケアシステム** 高齢者が介護の必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現をめざすもの。団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、ますます連携の充実が求められている。
- 認知症キャラバンメイト** 認知症サポーター養成講座の講師。
- 認知症ケアパス** 認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れのこと。認知症の人を支える様々なサービスには介護保険法定サービス、自治体独自サービス、民間サービス、地域住民によるサービス等がある。

A-(1) 地域包括ケアシステムの基盤整備 高齢者福祉計画（介護保険事業計画）

高齢者が要介護状態になっても、在宅で安心して暮らせる社会を形成します。

生活支援コーディネーター配置人数

現状値(H27)	0人	目標値(H32)	2人
----------	----	----------	----

- 医療・福祉・介護サービスの充実
 - ・医療と介護の連携強化
- 生活支援・介護予防の充実
 - ・生活支援と介護予防に関する社会資源の把握と育成・マッチング
- 高齢者福祉に関する専門職の確保
 - ・地域包括支援センターの機能強化
- 高齢者福祉計画の推進
 - ・第六期高齢者福祉計画の着実な推進
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業へのスムーズな移行
 - ・在宅医療・介護連携の推進

B-(1) 介護予防と生活支援対策の推進 高齢者福祉計画（介護保険事業計画）

介護予防の推進により、要支援、要介護認定率の上昇を抑制します。

65歳以上の要支援、要介護認定者の割合

現状値(H27)	16.5%	目標値(H32)	19%以下
----------	-------	----------	-------

- 健康寿命の延伸
 - ・健康寿命延伸のための保健指導活動の促進
- 継続的な介護予防環境の整備
 - ・介護予防教室・認知症予防教室等の開催
 - ・家族介護者教室等の開催
- 自主的な健康づくり活動への支援
 - ・自主的な健康づくり団体や地域サロンへの支援

B-(2) 見守り体制の充実 高齢者福祉計画（介護保険事業計画）

地域による高齢者見守り体制を整備します。

認知症サポーターの人数

現状値(H27)	1,496人	目標値(H32)	3,000人
----------	--------	----------	--------

- 認知症への正しい理解の普及、普及体制の充実
 - ・認知症サポーター養成講座の実施
 - ・認知症キャラバンメイト*の増員
- 早期対応のための体制整備
 - ・認知症ケアパス*の作成
- 高齢者のみ世帯への不安の軽減
 - ・様々な手法による安否確認の実施



介護予防教室

こころとふれあう福祉社会の充実

11 保険・年金

現況と課題

少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化などに伴い、医療や介護に係る費用は増加し続けており、保険財政に大きな影響を及ぼしています。国民健康保険や後期高齢者医療制度、介護保険制度において、保健予防施策を充実させ、増加する医療費や介護給付費の抑制に努め、将来にわたり安定した財政基盤を築いていく必要があります。また、国民年金制度においても、制度に対する理解を一層深め、安定した運営が実現できるよう制度自体の充実改善を求めていく必要があります。

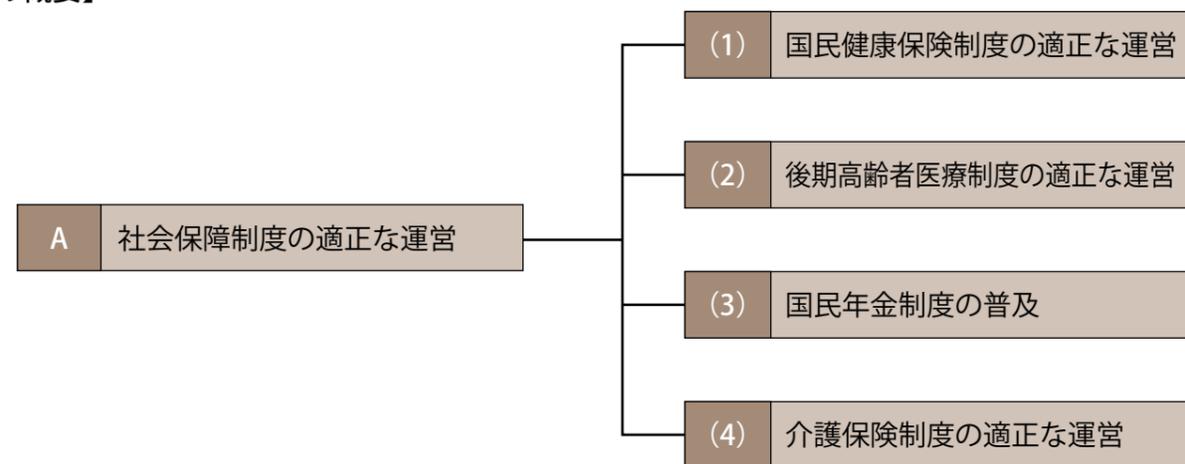
増加する医療費については、特定健診事業の受診率を向上させ、生活習慣病などを要因とする病気に係るリスクを減らしていくほか、レセプト点検体制の強化による医療費の適正化の推進、ジェネリック医薬品の啓発及び差額通知の発送などの保健事業を推進していく必要があります。

また、自立した生活が続けられるよう、介護予防の普及啓発を行い、加齢による心身機能の低下を防ぐことが重要となってきます。

めざすべき姿

・公的医療保険や介護保険、年金が適正かつ健全に運営され、町民が安心した生活を営めるようになっている町。

【施策の概要】



KDBデータ

国保データベース（KDB）システムのこと。国民健康保険団体連合会が保険者（町）の委託を受けて行う各種制度の審査支払業務及び保険者事務共同電算業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」、「医療（後期高齢者医療含む）」、「介護保険」等に係る情報を活用し、統計情報等を保険者向けに情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築された。

フォローアップ事業

特定健康診査受診結果により生活習慣病などにつながる可能性のある方に対し、改善に向けた支援を行う事業。

A-(1) 国民健康保険制度の適正な運営

KDBデータ*を活用し、疾病構造の変化や健康診査結果などを分析し、各種保健事業の充実を図り、増加する医療費の抑制に取り組みます。

一人当たりの医療給付費

現状値(H27)	264,000円	目標値(H32)	294,000円以下
----------	----------	----------	------------

国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上
 ・医療費などの状況を見据えた適切な保険税率の設定
 ・保険税の収納率向上

医療費適正化の推進
 ・レセプト点検体制の強化
 ・医療費通知・ジェネリック医薬品の情報提供の充実

保健事業の推進
 ・特定健康診査の検診項目の充実等による受診率向上
 ・フォローアップ事業*、健康教育、健康相談、保健指導の充実

広報活動の推進
 ・事業運営の周知及び制度案内、健康づくりなどの広報の充実

A-(2) 後期高齢者医療制度の適正な運営

KDBデータを活用し、疾病構造の変化や健康診査結果などを分析し、各種保健事業の充実を図り、増加する医療費の抑制に取り組みます。

一人当たりの医療給付費

現状値(H27)	780,000円	目標値(H32)	810,000円以下
----------	----------	----------	------------

後期高齢者医療保険料の収納率の向上
 ・保険料の収納率向上

医療費適正化の推進
 ・レセプト点検体制の強化
 ・医療費通知・ジェネリック医薬品の情報提供の充実

保健事業の推進
 ・健康教育、健康相談、保健指導の充実

広報活動の推進
 ・後期高齢者医療制度の理解及び啓発活動の推進
 ・制度案内、健康づくりなどの広報の充実

A-(3) 国民年金制度の普及

国民年金への加入促進に取り組みます。

国民年金の被保険者数

現状値(H27)	6,962人	目標値(H32)	7,500人
----------	--------	----------	--------

国民年金制度への加入促進
 ・国民年金制度の理解及び啓発活動の推進
 ・国及び関係機関との連携強化による普及啓発

A-(4) 介護保険制度の適正な運営 高齢者福祉計画（介護保険事業計画）

介護保険に係る給付費の抑制に取り組みます。

一人当たりの介護給付費

現状値(H27)	1,620,000円	目標値(H32)	1,700,000円以下
----------	------------	----------	--------------

介護保険制度理解に向けた啓発活動
 ・介護保険制度に関する広報等の啓発活動

介護予防施策の促進
 ・介護予防事業の充実
 ・地域サロンの設立

給付費適正化の推進
 ・給付費通知の発送

柱II 町民の力や知恵が集まるまちづくり

交流とひろばづくりの推進

1 町民参画・交流

現況と課題

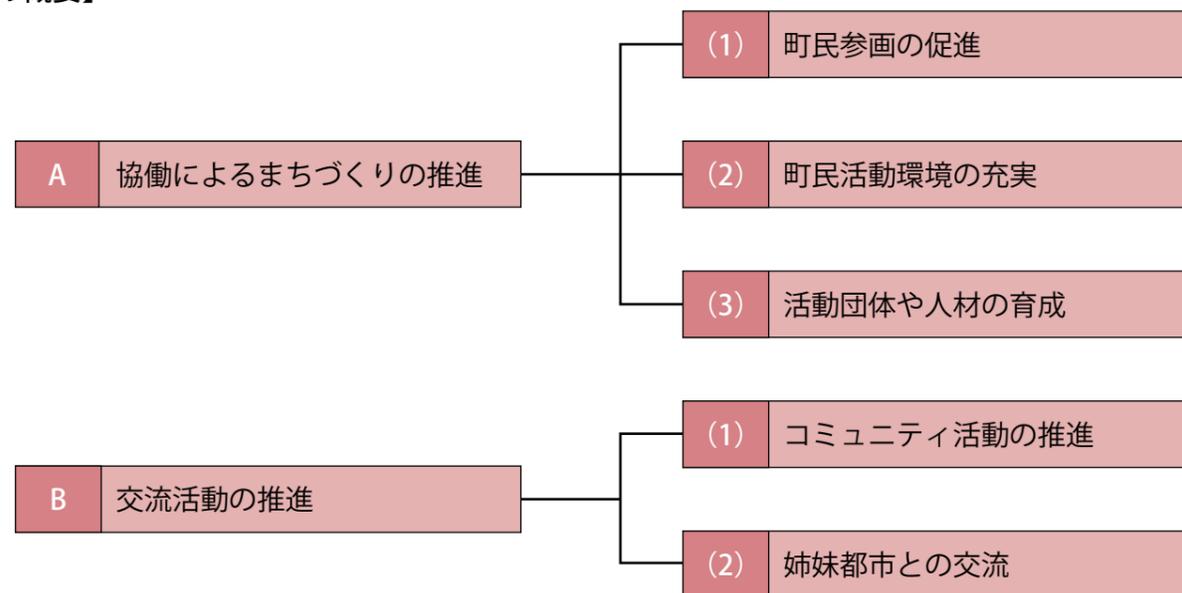
地域社会をとりまく環境が変化している中で、まちづくりに参画する町民意識の高まりから自治基本条例の策定や町民活動を推進する補助金制度を導入し、町民活動の活性化に取り組んでいます。同時に、NPO法人やボランティア団体による活動も増えており、新たな地域活動の担い手として活躍が期待されています。

町民活動の促進を図るため、町民やNPO法人、ボランティア団体など多様な主体によるネットワークづくりや活動を支援する取組みが求められています。また、若者や女性などの積極的な町政への参画を推進しながら、町民自らまちづくりを担う町民自治へと展開させていく必要があります。

めざすべき姿

・子どもから高齢者までのすべての町民が自分たちの暮らす地域に関心を持ち、積極的にまちづくりに参画している町。

【施策の概要】



A-(1) 町民参画の促進

町民の参画と協働によるまちづくりの推進に努めます。

自治基本条例の
認知度

現状値(H21)
17%

目標値(H32)
30%

まちづくりに対する参画意識の高揚
・職員出前講座の開催
・広報等を通じたまちづくり活動情報の提供

自治基本条例に基づくまちづくりの推進
・町民が参画できる機会の充実
・まちづくりや行政運営への町民参加の推進

A-(2) 町民活動環境の充実

町民活動における環境整備や情報提供に努めます。

町民活動団体数

現状値(H27)
22 団体

目標値(H32)
30 団体

活動環境の整備の促進
・町民活動の拠点場所や機会の確保

町民活動に関する情報提供
・町民活動団体の情報提供
・特定非営利活動法人(NPO法人)の普及啓発

A-(3) 活動団体や人材の育成

町民活動における団体や人材の育成に努めます。

町民活動推進
補助金申請件数

現状値(H27)
6 件

目標値(H32)
10 件

自立的な町民活動の推進
・町民活動団体の育成や支援
・町民活動推進補助金の啓発

地域主体の地域づくり活動の推進
・地域における町民活動の育成や支援
・町民活動における人材発掘や育成の推進

B-(1) コミュニティ活動の推進

地域のコミュニティ活動を推進します。

地域会館稼働率

現状値(H25)
72%

目標値(H32)
77%

コミュニティ活動に対する意識の高揚の促進
・地域コミュニティ活動の啓発
・区長連絡協議会との連携

コミュニティ活動に対する支援の強化
・自治会などの地域づくりの取組みへの支援
・地域コミュニティ活動への参加促進

コミュニティ活動の環境整備
・地域会館等を活用した交流場所や機会の確保

B-(2) 姉妹都市との交流

姉妹都市交流への取組みを支援します。

国外姉妹都市への
高校生派遣人数

現状値(H27)
2 人

目標値(H32)
4 人

取組みへの支援
・高校生派遣事業の推進
・町姉妹都市協会の実施事業の見直し

環境づくりへの支援
・町姉妹都市協会の体制強化
・ボランティア等の育成

啓発活動の支援
・啓発活動の推進

開かれた町政と情報化の推進

2 広報・広聴と情報化

現況と課題

町民へ様々な行政情報を提供し、情報の共有化を図っている一方、多様化・高度化する町民ニーズへ迅速に対応するよう努めています。

また、効率的な行政事務を行えるよう、業務用パソコン等の維持管理・更新を行うとともに、情報化社会の高度化に伴うセキュリティの脅威に対応できる体制の維持が必要とされています。

情報化社会の進展と深化により、情報公開に関する適正な対応や個人情報保護に関する適切な対応が求められています。

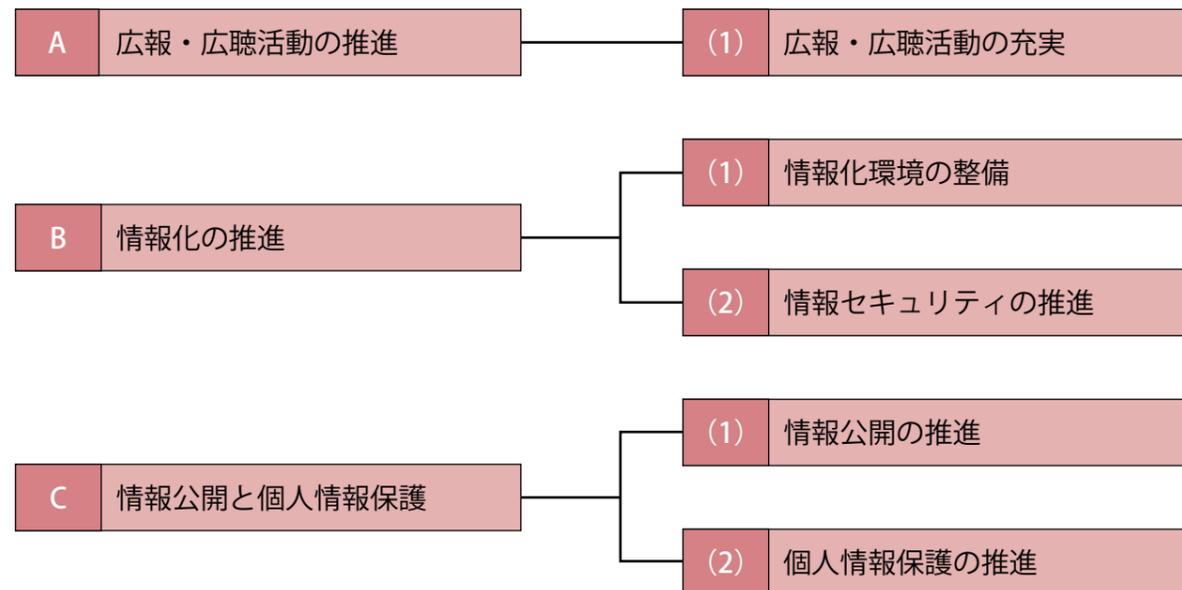
町民との相互理解や信頼関係を図るため、広聴活動を推進し、町民の声を幅広く集めるための工夫や調整を行いながら迅速な対応を図ることが必要となっています。

高度化する情報化社会に対応したサービス提供を整備するとともに、多様化するセキュリティの脅威に対応するため、専門部署の確立や職員への教育を推進することが必要です。また、情報公開や個人情報保護に対し、適正な運用体制を確立させることも重要となっています。

めざすべき姿

- ・町民と多様な行政情報が共有化され、かつ「町民の意向」と「行政施策」が共存している町。
- ・身近な情報端末機器を利用して必要な行政情報や行政手続きがいつでも、どこでもできる町。
- ・情報化推進に係る専門部署が組織され、職員のセキュリティ意識の高い町。
- ・情報公開、個人情報保護に対応できる組織体制が確立されている町。

【施策の概要】



A-(1) 広報・広聴活動の充実

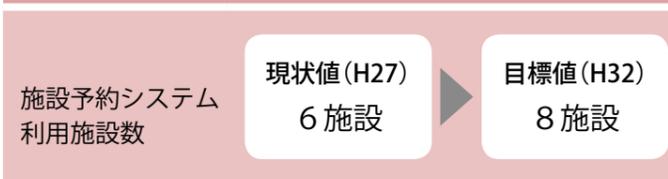
町政に関する様々な情報を、分かり易く伝えるとともに、町民の声を聴く機会の確保に取り組みます。



- 町民参加の広報紙の作成
- ・広報カメラマン、子ども記者との協力
 - ・声のボランティア団体との協力
- 様々な情報手段を利用した情報提供の充実
- ・ケーブルテレビ、メールマガジンの利用
 - ・ホームページの更新
 - ・広報掲示板の整備
- 町民ニーズを把握する機会、手段の確保
- ・卓話集会の開催
 - ・平成目安箱やアンケート調査の実施

B-(1) 情報化環境の整備

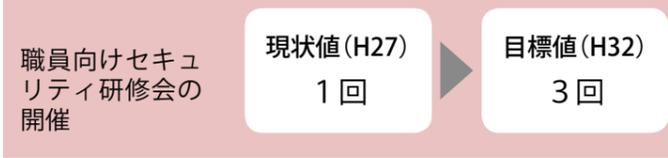
高度化・多様化する情報化社会への対応に取り組みます。



- 電子自治体の推進
- ・電子申請システムの推進
 - ・施設予約システムの推進
- 電子計算機システムの更新
- ・パソコン機器、サーバ機器の定期的な更新

B-(2) 情報セキュリティの推進

セキュリティの脅威に対応できる組織づくりに取り組みます。



- セキュリティ環境の整備
- ・ウイルス対策ソフトの適切な更新
 - ・セキュリティ対策機器の導入・検知
- セキュリティ知識の向上
- ・職員向け研修会の開催
 - ・外部セキュリティ研修会への参加

C-(1) 情報公開の推進

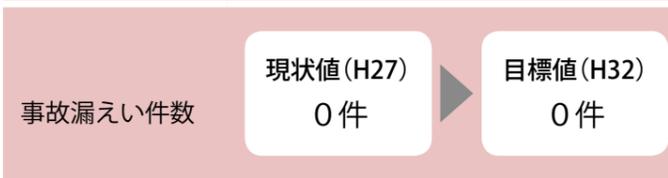
行政情報の適切な保存管理と公開を行います。



- 行政情報の適切な保存管理体制の整備
- ・ファイリングシステムの運用
- 情報公開体制の強化
- ・行政情報公開審査会の運用
 - ・情報公開制度運営審議会の運用
- 情報公開制度の推進
- ・情報公開目録の作成
 - ・町ホームページとの連携及び町民情報コーナーの運用

C-(2) 個人情報保護の推進

個人情報保護の徹底を図ります。



- 個人情報保護体制の強化
- ・個人情報保護審査会の運用
 - ・個人情報保護制度運営審議会の運用
- 個人情報保護制度の推進
- ・個人情報取扱事務登録簿の公開
 - ・町ホームページとの連携

効率的な行財政の運営

3 行財政運営

現況と課題

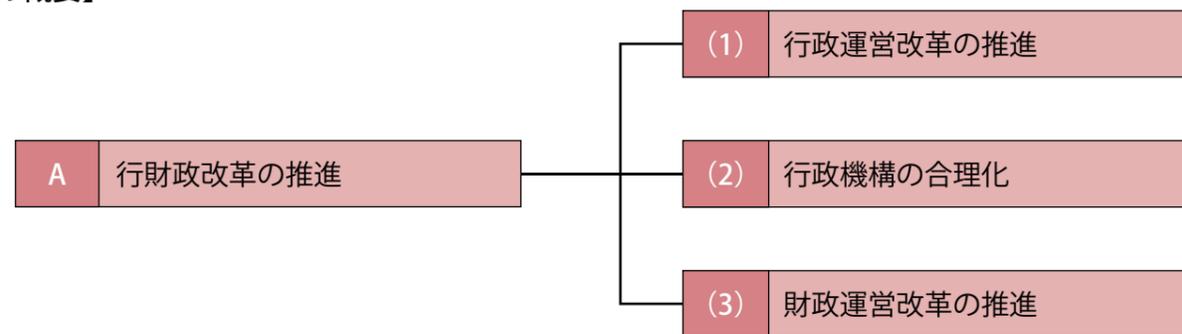
地方分権改革の進展により、自らの判断と責任による行政運営の必要性が増しています。財政運営については、少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少したことで、町税収入が伸び悩んでいることに加え、医療関係や公共施設老朽化対策に要する歳出経費の増加により、財政の硬直化を招いています。

複雑多様化する行政需要や行政課題に応えるための、組織体制の整備や広域的な行政サービスを提供していく必要があります。また、今後、町税収入の減少が見込まれる中、長期的な視点で健全で効率的な財政運営を継続していくため、公共施設の計画的な管理と最適な配置による老朽化対策を実施していく必要があります。

めざすべき姿

- ・町民ニーズに対応した組織体制が整備されているとともに、近隣市町と広域的な連携がなされ、多様な行政サービスを受けることができている町。
- ・健全で効率的な財政運営が継続的に実現できている町。
- ・公共施設の総合的なマネジメントが構築されている町。

【施策の概要】



行政経営プラン

行政運営の合理化をめざし実施してきた「行政改革」の取組みに、中長期的な財政運営の視点を持つ「財政健全化計画」を統合し、それぞれの性質をあわせ持つ新たな計画。平成 27 年度策定。

公共施設等総合管理計画

厳しい財政状況や人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的とした計画。

A-(1) 行政運営改革の推進

行政経営プラン

総合計画を実施していくための事業費確保と公共施設の適正管理に取り組みます。

歳入増・歳出減の
効果額
(平成 27 年比)

現状値(H27)

—

目標値(H32)

28億 7,200万円
(5年累計)

事務事業の整理合理化
・行政経営プラン*による取組みの推進
・行政評価の実施

行政運営の効率化
・民間活力導入の推進
・町民との協働による事業の推進

公共施設マネジメントの推進
・公共施設再編基本方針及び公共施設等総合管理計画*の策定
・個別実施計画の作成

広域行政の推進
・広域連携事業の推進と施設の相互間利用の促進
・新たな広域連携事業の検討

A-(2) 行政機構の合理化

第4次定員適正化計画、人材育成基本方針

人事管理の適正化を図ります。

町職員数

現状値(H27)

260人

目標値(H32)

260人

職員定数管理の推進
・定員適正化計画の推進
・人員配置の最適化

人事評価制度の推進
・新たな人事評価制度の運用

人材育成の推進
・人材育成基本方針の推進
・職員提案制度の推進

A-(3) 財政運営改革の推進

行政経営プラン、町税等滞納削減のための行動プラン

自立した財政運営の維持と人件費の適正化を図ります。

経常収支比率

現状値(H27)

85.9%

目標値(H32)

85.9%

自立した財政運営の推進
・効果的・効率的な予算配分や執行
・財務情報の公開や有効活用

収入の確保
・使用料や手数料の見直しによる受益者負担の適正化
・町有財産の有効活用
・町税等の徴収率の向上

人件費の適正化の推進
・職員給与水準や諸手当等の見直し



大磯町役場本庁舎

柱Ⅲ 人と自然が共生する循環のまちづくり

身近な自然環境空間の形成

1 自然環境

現況と課題

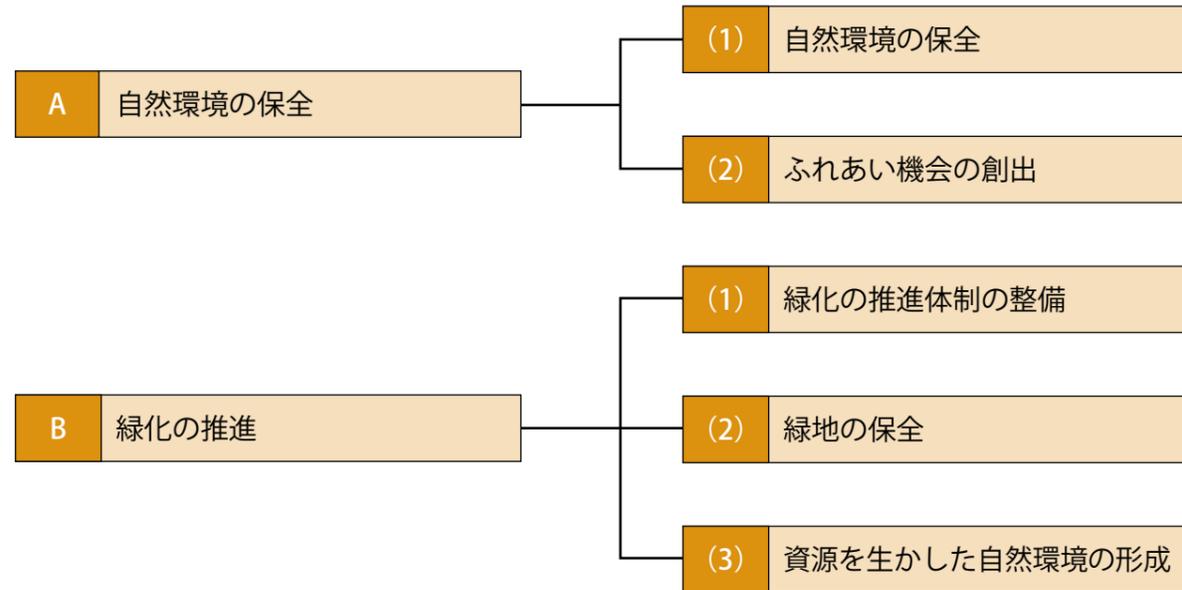
高麗山、鷹取山それに連なる丘陵地の緑地や屋敷林、そして美しい海岸があいまって良好な自然環境を形成しています。2000年（平成12年）に環境基本条例を制定、2008年（平成20年）に景観条例を制定したほか、樹林地や水辺地などの保全対策、保存樹木等の指定を行うなど豊かな環境の保全に努めています。

豊かな自然を守り育て、次世代に引き継いでいくことが重要となっています。町民、事業者、行政が一体となり、まちぐるみで豊かな自然環境を保全していくための体制を整備するとともに、具体的な取組みを進めていく必要があります。

めざすべき姿

- ・町民・事業者・行政の連携のもと、豊かな自然環境の保全及び管理が行われている町。
- ・水や緑、それらと一体となった地域の歴史・文化などについて、町民の理解が深まり、地域の緑を守り育てる活動が根付いている町。

【施策の概要】



有害鳥獣 イノシシ、アライグマやハクビシンなど、人畜や農作物などに被害を与える鳥獣。

風致地区 都市計画に定められる地域地区の一つで、自然景勝地や公園、歴史的遺産、緑豊かな住宅地など、都市の風致（自然の趣、味わい）を維持するため指定される地区。

景観重要建造物 景観法の制度で、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）として指定された建造物。

A-(1) 自然環境の保全 環境基本計画

豊かな自然生態系を保全します。

有害鳥獣駆除
件数

現状値(H27)
18件

目標値(H32)
15件

- 自然生態系の保全の推進
- ・有害鳥獣*の駆除の実施
- ・傷病野生鳥獣保護活動の推進
- 里山の保全
- ・里山調査・整備活動の推進

A-(2) ふれあい機会の創出 環境基本計画

自然とふれあい、体験することで自然環境への理解を促進し、保全活動を推進します。

里山整備の面積

現状値(H27)
71.4ha

目標値(H32)
280ha

- 自然とのふれあい活動の推進
- ・環境ワークショップの実施
- ・里山調査・整備活動の推進
- 自然歩道の保全
- ・自然歩道の維持管理

B-(1) 緑化の推進体制の整備 緑の基本計画、環境基本計画

地域の緑を守り育てる活動を推進します。

保存樹木
保存樹林指定数

現状値(H27)
13本
14.8ha

目標値(H32)
20本
14.8ha

- 宅地内の緑化の推進
- ・いけがき設置奨励制度の普及促進
- ・シンボルツリー奨励制度の普及促進
- 緑化に対する意識の高揚
- ・保存樹木奨励制度の普及促進
- まちぐるみでの緑化運動の推進
- ・花いっぱい運動などの実施団体への支援

B-(2) 緑地の保全 緑の基本計画、環境基本計画

市街地における緑地を保全します。

一人当たりの
施設緑地の面積

現状値(H27)
47.45㎡ / 人

目標値(H32)
51.99㎡ / 人

- 町に残された自然環境の保全
- ・みどり基金積立金の活用
- ・建築協定や緑地協定の活用

B-(3) 資源を生かした自然環境の形成 景観計画

豊かな自然と良好な町並みの風景を創出します。

風致地区*数

現状値(H27)
1か所

目標値(H32)
2か所

- 自然風景の保全と創出
- ・都市計画法の地域地区の指定などによる自然風景の保全と創出
- 良好な町並み風景の形成
- ・景観計画などによる良好な町並み風景の形成
- 歴史的・象徴的建築物のある風景の保全と活用
- ・景観重要建造物*の指定などによる積極的な保存と活用

身近な自然環境空間の形成

2 公園

現況と課題

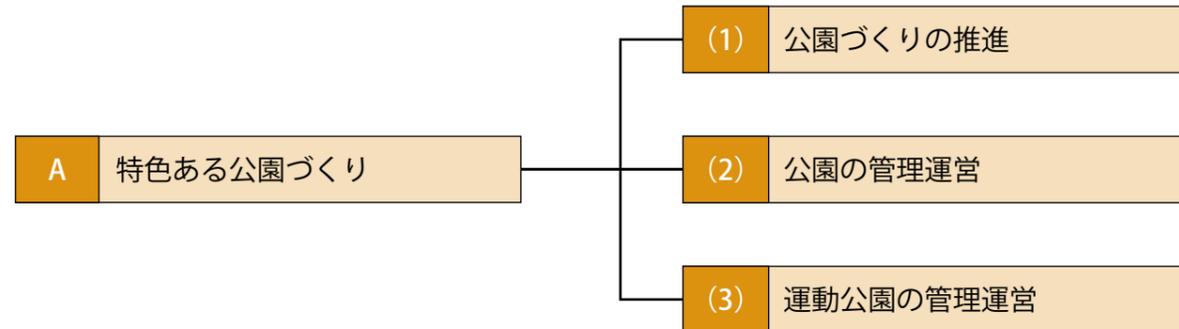
公園は、町民にとって地域のコミュニティ活動や憩いの場であるとともに、災害時の避難場所となるなど、多目的な機能を有しています。2003年（平成15年）に策定した「大磯町緑の基本計画」に基づき、計画的な公園整備に努めており、2004年（平成16年）には町民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となる大磯運動公園を整備しました。

地域のニーズや周囲の自然環境などに合わせた特色ある公園整備を推進していく必要があります。また、町民やボランティア団体、民間企業等と連携し、多世代が集い、幅広く利用される公園整備を行っていくことが重要となっています。

めざすべき姿

- ・町民参加のもと、地域のニーズや周囲の自然環境などを生かした特色ある公園整備が進められている町。
- ・子どもから高齢者まで多世代の交流を育み、地域活動に幅広く利用される公園整備が進められている町。

【施策の概要】



A-(1) 公園づくりの推進

緑の基本計画

町民の意向を反映した公園づくりを推進します。

一人当たりの
都市公園面積

現状値(H27)
9.67㎡/人

目標値(H32)
37.22㎡/人

地域のニーズや周辺環境に配慮した特色ある公園づくりの推進
・公園トイレの新設
・遊具・植栽の整備

多世代の利用ニーズに応える施設環境の整備
・遊具の更新・新設及び維持管理

新たな手法を用いた公園づくりの推進
・借地公園方式の活用

A-(2) 公園の管理運営

緑の基本計画

町民参加による公園づくりを推進します。

里親（アダプト）
制度対象公園
緑地数

現状値(H27)
6か所

目標値(H32)
8か所

協働による管理運営体制の推進
・公園緑地アダプト制度の推進

都市公園等の適正な維持管理と利用の促進
・公園台帳の整備
・ホームページを活用した都市公園等の周知

A-(3) 運動公園の管理運営

大磯運動公園施設長寿命化計画

指定管理者制度により、運動公園の多目的で効率的な管理・運営に取り組みます。

公園施設利用者

現状値(H27)
60,176人

目標値(H32)
67,000人

民間活力を生かした管理運営の継続
・指定管理者による利用サービスの向上、管理業務の効率化

インターネット環境を活用した施設利用システムの推進
・新施設予約システムの活用

長寿命化計画に基づく計画的な維持管理の実施
・大磯運動公園施設長寿命化対策事業の推進

東町二丁目公園



大磯運動公園



町屋公園

身近な自然環境空間の形成

3 海岸

現況と課題

相模湾に面した約5.4kmの海岸線を有し、アオバトの飛来地や日本の渚百選に選ばれた照ヶ崎海岸をはじめ、優れた海浜景観や自然環境に恵まれています。1995年（平成7年）に「大磯町海岸自動車等乗入れ禁止条例」を制定し、海岸動植物の保護や海岸利用者の安全確保を図っているほか、海岸清掃活動を通じて町民への意識向上に取り組んでいます。

2015年（平成27年）3月に県から発表された「津波浸水想定図」では、高潮被害に備え整備していた防潮堤を超える高さの津波想定となり、急務な対策が求められています。

また、一部の場所では海岸が侵食し、減少しています。

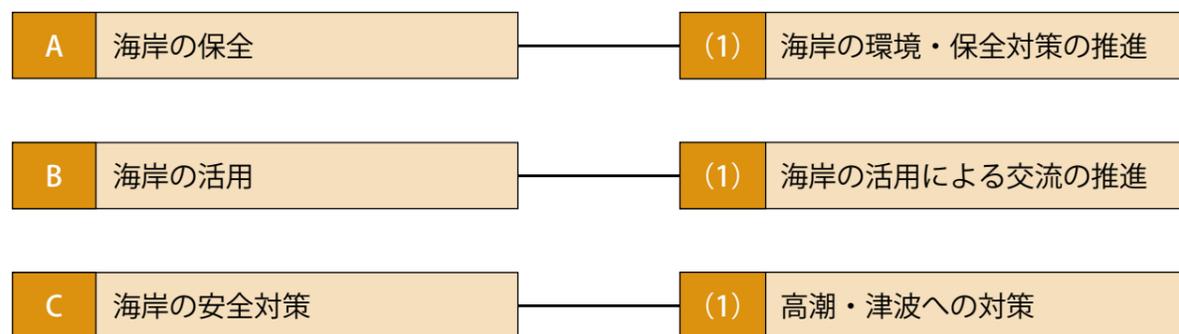
観光客に対するマナー向上への取り組みが必要となっていることに加え、海岸の浸食を食い止め、海岸の復旧作業を行うことも必要です。

また、津波浸水の想定に対応するため、ハード・ソフトの両面から整備を行い、町民の生命と財産を守る取り組みを推進することが重要となっています。

めざすべき姿

- ・住民と行政の連携のもと、海岸の自然環境が保全され、美しい海岸が維持されている町。
- ・高潮、津波による被害を最小限に抑えるため、情報配信が確立し速やかに避難行動が行える町。

【施策の概要】



(仮称) 賑わい交流施設

大磯港を中心としたエリアの再生・活用を図るべく、漁業協同組合事務所等の建替えにあわせ整備予定である、多目的スペース、飲食店、物販店、休憩施設等を備える人の賑わい・交流づくりの拠点となる施設。

A-(1) 海岸の環境・保全対策の推進

環境基本計画

海岸の自然環境の保全を推進します。

海岸清掃活動回数

現状値(H27)
147件

目標値(H32)
155件

海岸環境の保全
・自動車乗入れ禁止の徹底
・清掃活動の実施

海岸浸食に対する保全対策の推進
・海岸管理者等による保全対策の推進に向けた取り組み

B-(1) 海岸の活用による交流の推進

新たな観光の核づくり基本計画・年度計画

海岸の活用により、町民・来訪者の交流を推進します。

海水浴場・ビーチスポーツ利用者数

現状値(H27)
89,700人

目標値(H32)
107,600人

優れた地域資源である海岸の活用
・豊かな自然を生かした余暇の向上
・自然観察・海洋学習の場としての活用
・ビーチスポーツによる交流の推進

地域を活性化するみなとまちづくりの推進
・(仮称) 賑わい交流施設*の整備

C-(1) 高潮・津波への対策

地域防災計画

高潮・津波による被害の軽減に取り組めます。

津波避難訓練の参加者数

現状値(H27)
3,035人

目標値(H32)
5,000人

避難対策の推進
・津波浸水想定に対応した避難対策の推進
・防潮堤門扉(人道)の常時閉鎖、階段新設に向けた取り組み
・防潮堤門扉(大型)の遠隔操作化に向けた取り組み

津波に対する安全対策の推進
・海岸、河口管理者による安全対策推進に向けた取り組み



良好な地域環境の形成

4 環境保全

現況と課題

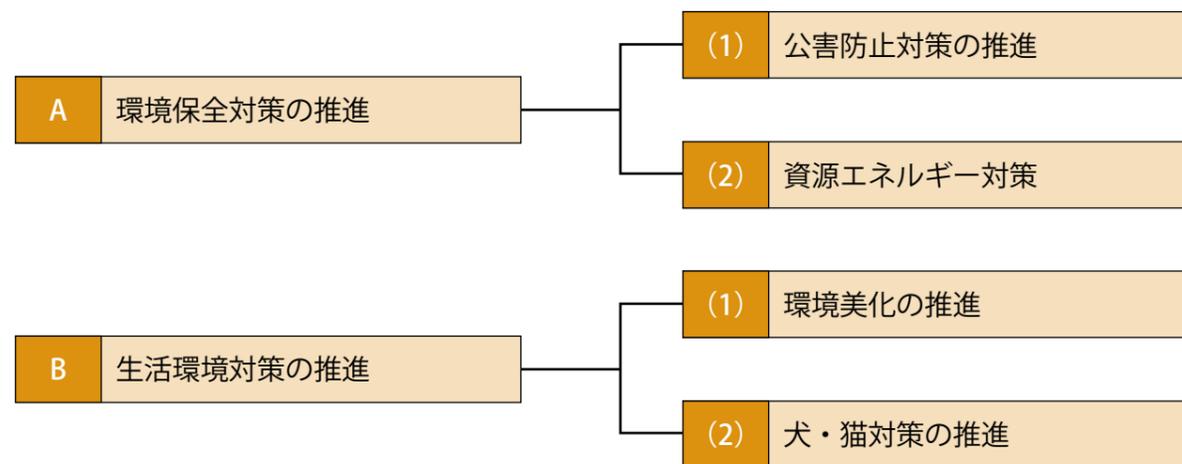
地球温暖化など様々な環境問題が深刻化する中、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成し、良好な環境を次世代へ引き継ぐことが求められています。環境保全と創造を推進するため、環境基本条例に基づき、町民・事業者・行政が一体となり、深刻化する様々な環境問題に取り組んでいます。また、環境問題に対する町民の関心の高まりから、2011年（平成23年）に「美しいまちづくり条例」を制定し、2015年（平成27年）に「省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例」を定めるなど、町全体で環境施策の展開を図っています。

環境保全に向けた取組みを町民と地域社会が一体となり推進していくため、観光客を含めた町民への啓発活動やマナー向上に努めていくことが必要となっています。また、町民へ環境保全に資する条例の周知啓発を行い、環境問題を地域の環境問題としてとらえ、町全体で環境保全の取組みを広げていくことも重要となっています。

めざすべき姿

- ・町、町民、事業者が環境保全に対する高い意識を持ち、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成に向けて、連携しながら取り組むことができている町。
- ・環境美化やペットの責任ある飼育など、地域の生活環境に関して町民が高い意識とモラルを持ちながら自発的に取り組むとともに、観光客にも環境保全の意識が浸透している町。

【施策の概要】



スマートエネルギー

低炭素化社会の実現に向けて、電力、熱、ガスなどを組みあわせたコスト効率の高いエネルギー構成で、需要者のエネルギー需要を賄おうとする考え方のこと。

A-(1) 公害防止対策の推進

環境基本計画

環境負荷を軽減する取組みをします。

環境測定調査
(大気)測定

現状値(H26)
環境基準値
以下

目標値(H32)
環境基準値
以下

大気汚染物質の排出抑制
・低公害車導入等の普及啓発
・屋外燃焼行為などへの指導

公害監視の推進
・環境測定の実施
・公害情報の提供

A-(2) 資源エネルギー対策

環境基本計画

省エネルギー及び再生可能エネルギー対策に取り組みます。

スマートエネルギー*
設備補助件数
(H26年度以降累計)

現状値(H26)
23件

目標値(H32)
170件

環境に優しい生活様式の定着促進
・省エネルギー・再生可能エネルギーに関する普及啓発
・環境に優しい製品の購入促進
・スマートエネルギー設備導入制度の活用

再生可能エネルギーの普及
・太陽光発電等再生可能エネルギーの普及促進

B-(1) 環境美化の推進

環境基本計画

地域の生活環境への意識とモラルを持って環境美化活動に取り組めます。

不法投棄件数

現状値(H26)
29件

目標値(H32)
0件

環境美化活動の推進
・美しいまちづくり条例の普及啓発
・美化推進活動の推進

不法投棄防止活動の推進
・不法投棄パトロール活動と監視体制の強化

B-(2) 犬・猫対策の推進

環境基本計画

ペットの責任ある飼育と飼い主のモラルの向上に取り組めます。

狂犬病予防接種率

現状値(H27)
85.5%

目標値(H32)
90.0%

愛玩動物の適正飼養の推進
・飼い犬登録や狂犬病予防接種の実施
・適正な飼育や飼い主のモラル向上の啓発

飼い主のいない猫対策の推進
・不妊去勢手術費助成制度の活用推進

良好な地域環境の形成

5 河川・生活排水

現況と課題

本町の河川は、公共下水道の整備・供用開始と合併処理浄化槽の普及拡大により水質保全を図るとともに、地域環境に配慮した河川整備を行っています。

下水道については、相模川流域関連公共下水道事業として、整備面積を 638.70ha、計画処理人口を 29,600 人、目標年次を 2030 年度（平成 42 年度）とした全体計画の中で事業を進めています。2014 年度（平成 26 年度）末までに、約 397ha の供用を開始し、下水道処理人口普及率は 70.1% となっていますが、人口減少による社会経済情勢の変化などから、将来人口や経済性、地域社会構造を考慮した計画へ見直しを行う必要があります。

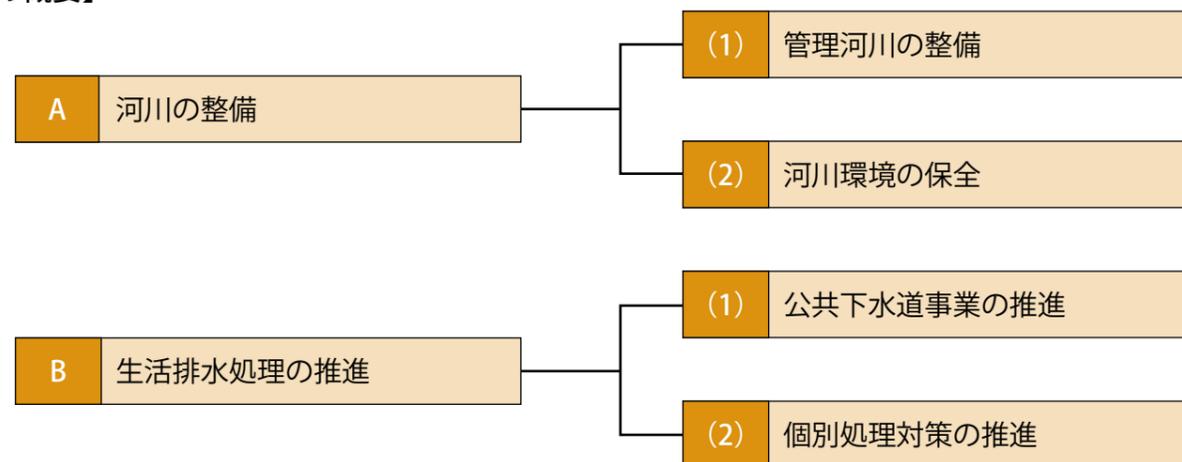
河川の水質環境の向上と快適な生活環境が享受できる整備を推進するため、供用開始区域内における公共下水道の接続普及と公共下水道区域外への合併処理浄化槽の設置及び転換を推進することが重要となっています。あわせて、公共下水道については「一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理編）」との整合性をとりつつ、将来予測を踏まえた全体計画の見直しが必要となっています。

また、低地部分の浸水対策を図るため、各排水区の雨水管整備を行うなどの安全対策を行う必要があります。

めざすべき姿

- ・公共下水道の整備と合併処理浄化槽による生活排水対策が進み、清潔で快適な生活環境と河川や海の水質が改善されている町。
- ・総合的な視点から河川整備が行われ、水域の緑化や親水性のある河川づくりが進められている町。

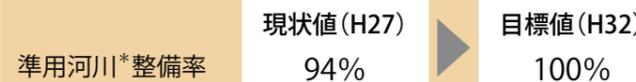
【施策の概要】



準用河川 1 級、2 級河川以外で、市町村長が指定した河川であり、2 級河川と同等に河川法を準用することとなる河川のこと。

A-(1) 管理河川の整備

町管理河川の整備を進めます。

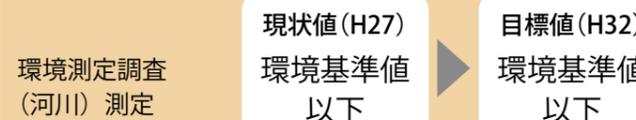


- 安全点検及び河川整備の推進
- ・未改修部分の整備の推進
- ・安全点検の実施
- ・浸水対策の推進
- 県管理河川整備の推進
- ・河川管理者への整備推進に向けた要望活動の実施

A-(2) 河川環境の保全

環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画

河川の水質保全と環境美化活動を推進します。



- 河川の水質保全
- ・水質改善に対する普及啓発
- ・河川の美化活動の実施
- ・公共下水道の普及率及び接続率の向上と適正管理
- ・浄化槽・合併処理浄化槽の適正な維持管理の普及
- 河川環境の監視
- ・環境測定の実施

B-(1) 公共下水道事業の推進

環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画

公共下水道全体計画区域の早期整備を進めます。

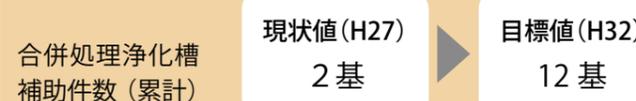


- 全体計画の見直し
- ・相模川流域関連大磯町公共下水道全体計画の見直し
- 整備計画の適正管理
- ・汚水管整備の推進
- ・雨水管整備の推進
- 下水道施設の維持管理
- ・特定施設からの排水の水質検査・指導の実施
- ・既設下水道施設の適切な維持管理の推進
- 水洗化の推進
- ・供用開始区域内の水洗化工事に対する助成及び啓発による接続の推進
- 下水道事業の経営基盤の強化
- ・公営企業会計適用の推進

B-(2) 個別処理対策の推進

環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画

合併処理浄化槽への転換を進めます。



- 河川の水質保全
- ・水質改善に対する啓発活動の実施
- ・合併浄化槽の普及啓発

循環型地域社会の形成

6 廃棄物処理

現況と課題

1市2町（平塚市、大磯町、二宮町）でごみ処理の広域化を進めており、平成27年3月に環境負荷の低減や集約した適正規模の施設整備などを示した「平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定し、数値目標を掲げて資源化、減量化に努めています。

ごみ排出量は年々減少しており、2014年度（平成26年度）で1年間に10,597 t、一人1日当たり895 gのごみが排出されています。一方、資源化率は、増加しており、2014年度（平成26年度）で34.6%となるなど、資源化、減量化の効果が表れています。また、し尿処理については、し尿及び浄化槽汚泥の処理需要が見込まれることから、引き続き適正な処理を行います。

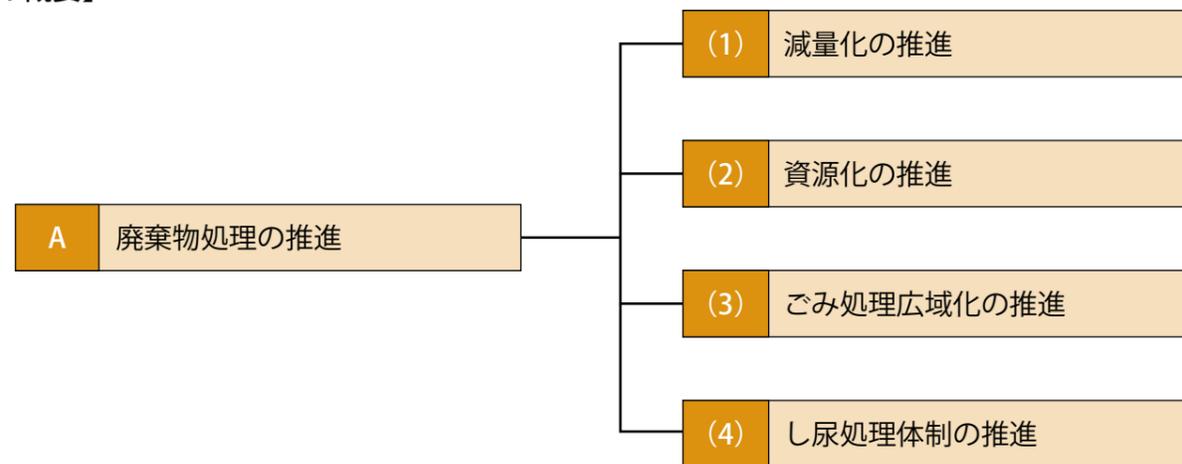
ごみの減量化目標値である一人1日当たり882 g以下をめざし、廃棄物の発生、排出を抑制するとともに、資源化率31.8%以上の目標値の達成をめざし、分別の徹底やごみの資源化によるリサイクルを促進していく必要があります。また、ごみ処理広域化実施計画に基づく（仮称）大磯町リサイクルセンターを整備する必要があります。

し尿処理施設については、老朽化が進む中、広域的な処理の観点などから、施設の延命化や適正規模の施設整備を進める必要があります。

めざすべき姿

- ・町民・事業者・行政が連携し、ごみの減量化、資源化がライフスタイルに定着しながら、自発的に取り組むことができている町。
- ・広域処理の観点から、施設の適正な維持・管理が行われている町。

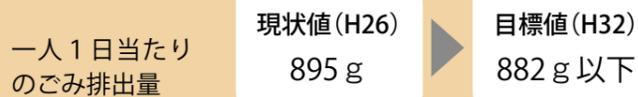
【施策の概要】



A-(1) 減量化の推進

一般廃棄物処理基本計画、平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画

ごみ排出量を削減（一人1日当たり882 g以下）することをめざします。



- ごみの排出抑制
- ・ごみの排出抑制に関する普及啓発
 - ・おおいそ廃棄物減量化等推進員制度の活用
 - ・ごみ減量・リサイクル協力店制度の推進
- 生ごみ減量化の推進
- ・生ごみ処理機のあっせん販売制度の活用
 - ・電動生ごみ処理機の購入費補助制度の活用

A-(2) 資源化の推進

一般廃棄物処理基本計画、平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画

平成32年度での資源化率31.8%以上を維持します。

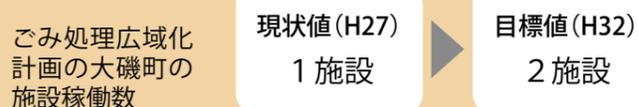


- 資源化の普及促進
- ・ごみの資源化に関する普及啓発
 - ・資源回収協力制度の活用
- 資源化品目の拡大
- ・小型家電等資源化の推進
 - ・新たな資源化品目の検討

A-(3) ごみ処理広域化の推進

一般廃棄物処理基本計画、平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画

ごみ処理広域化実施計画に基づき、ごみ処理施設の整備を促進します。

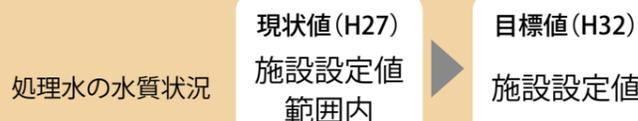


- 広域処理施設の整備
- ・（仮称）大磯町リサイクルセンターの整備
 - ・既存施設（し尿処理施設）の有効活用
- 広域処理の適正運営
- ・（仮称）大磯町リサイクルセンターの円滑な運営

A-(4) し尿処理体制の推進

一般廃棄物処理基本計画、平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画

し尿の適正処理を推進します。



- 処理手数料の検討
- ・処理手数料の賦課方法の検討
- 施設の適正管理の推進
- ・施設の維持管理の継続
 - ・施設の全面委託の継続
- 広域処理による施設整備の検討
- ・適正な施設規模・処理方式の検討
 - ・平塚市との継続協議

柱Ⅳ 心豊かな人を育てるまちづくり

次代を担う人づくりの形成

1 保育・幼児教育

現況と課題

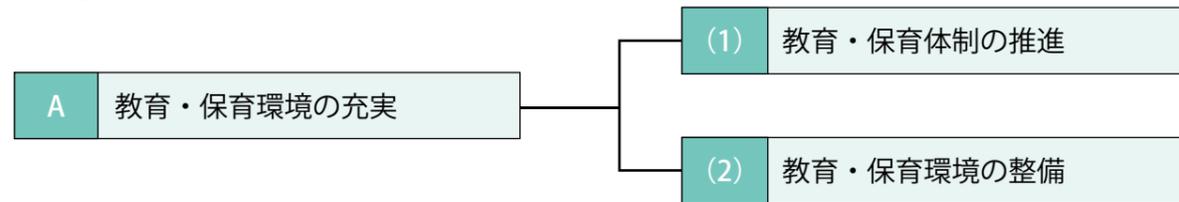
社会環境の変化に伴い、教育・保育に対するニーズは複雑、多様化しており、保育や幼児教育環境の充実が求められています。幼児期は、人間形成の基礎を培う重要な時期であることから、心豊かにたくましく思いやりのある幼児の育成のための環境づくりが重要となっています。今後は、人口減少・少子高齢化、ライフスタイルや社会経済情勢の影響により、一層、幼児教育や保育ニーズが高まることが予想されます。

心豊かな子どもの育成や求めるニーズに適した保育の実施が行えるような教育・保育環境の整備が必要となってきます。幼児期の教育・保育及び地域子育て支援の質の確保に努めるとともに、小学校教育への円滑な移行体制を確立することも必要となってきます。

めざすべき姿

- ・子どもの成長段階にあわせた心豊かでたくましい子どもの育成環境が整備されている町。
- ・幼稚園と保育園の交流を深め、様々なニーズに対応した幼保連携教育を推進している町。
- ・家庭や地域の教育力が高まり、子どもたちがいきいきと成長できる町。

【施策の概要】



キャリア教育

将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するための力を学ぶ教育。

認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人（株式会社等の参入は不可）に限られる。

A-(1) 教育・保育体制の推進

子ども笑顔かがやきプラン

教育・保育及び地域子育て支援の質を確保し、心豊かな子どもの育成に取り組みます。

1園当たりの英語指導助手による教育・保育の実施回数

現状値(H27)
9回

目標値(H32)
18回

- ・特長のある学校教育・保育、地域子育て支援の充実
- ・保育士、教諭の質の向上
- ・魅力ある教育・保育の推進
- ・少人数指導や外部人材の活用やキャリア教育*の推進

- ・小学校教育への円滑な移行
- ・子ども同士の交流
- ・幼保小のネットワーク強化

A-(2) 教育・保育環境の整備

子ども笑顔かがやきプラン

多様化するニーズに的確に対応できる教育・保育環境の整備に取り組みます。

認定こども園*の設置数

現状値(H27)
0園

目標値(H32)
2園

- ・教育・保育環境の整備
- ・老朽化した施設の整備
- ・公立幼稚園・保育所のあり方の検討
- ・認定こども園の設置

- ・多様な教育・保育サービスの充実
- ・多様な教育・保育サービスに対応する支援体制の整備



町立たかとり幼稚園

町立国府保育園

幼稚園保育発表会

次代を担う人づくりの形成

2 学校教育

現況と課題

少子高齢化やグローバル化、急速に進む技術革新等を受け、子どもたちをとりまく環境は大きく変化しています。学校教育にはこうした変化を乗り越え、自立した人間として、他者と協働しながら未来を切り開いていくことのできる人づくりが求められています。

あわせて、教職員の大量退職の時期を迎え、経験の浅い教職員の割合が高くなっていることから、研究や研修を通じた専門性の高い人材の育成が求められています。

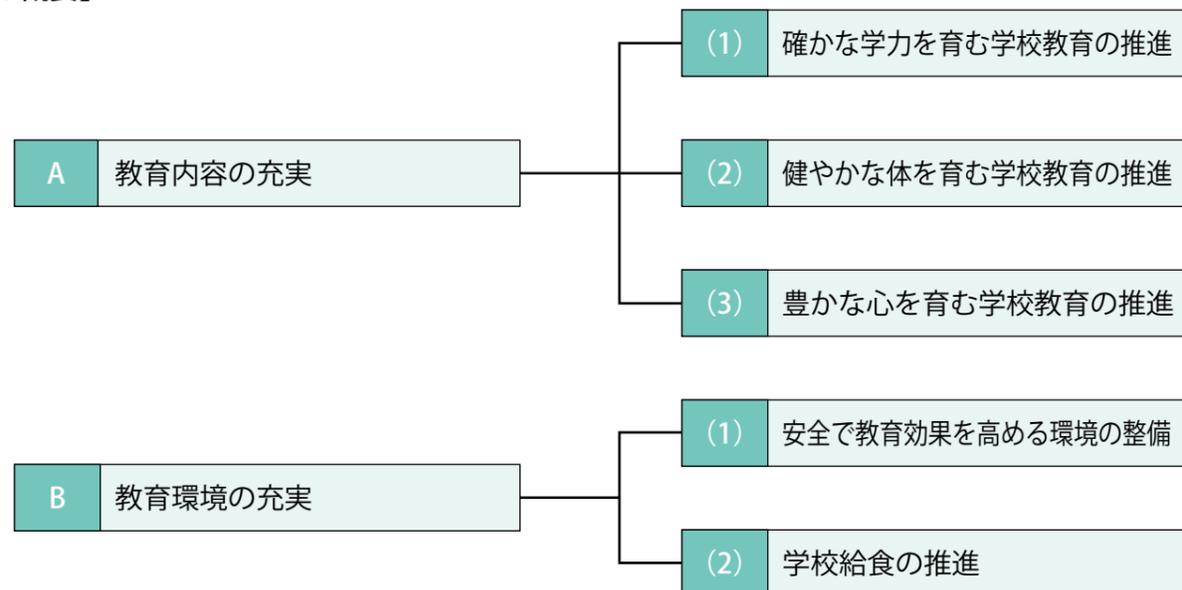
また、学校教育施設の老朽化に伴う計画的な整備を進めていく必要があります。

児童、生徒が人と人との関わりの中で、確かな学力・健やかな体・豊かな心を育む学校教育を実現するとともに、教職員の指導力の向上及び学校組織の活性化、安全・安心・快適で、多様な体験・活動を行うことができる教育環境の整備を行うことが重要となっています。

めざすべき姿

- ・「知力」「体力」「共感力」を育む教育が施され、子どもたちに確かな学力と心豊かな人間性が備わっている町。
- ・子どもと教職員がいきいきとしながら学校教育が運営できている町。
- ・教育的ニーズをとらえながら安全・安心で特色ある教育環境が整備されている町。

【施策の概要】



A-(1) 確かな学力を育む学校教育の推進

関係機関と連携し、確かな学力を育む学校教育を推進します。



教職員の実践研究・研修の推進
・学びづくり推進研究や教育研究を通じた専門性の高い研修機会の充実

関係機関と連携した教育指導体制の推進
・幼保小中で連携した教育指導等の研究

確かな学力を支える学校教育の提供
・ICT環境を活用した効果的なコンピュータ教育の推進
・学校図書館を活用した読書活動の推進

A-(2) 健やかな体を育む学校教育の推進

学校教育における子どもの体力向上に向けた取組指針

健やかな体を育む学校教育を推進します。



健康に関する正しい知識の啓発
・健康管理や適切な保健指導、食育活動の実施

生涯にわたり健康に生活できる体づくり
・体力向上に向けた取組みの推進

A-(3) 豊かな心を育む学校教育の推進

いじめ防止基本方針

地域との連携と豊かな心を育む学校教育を推進します。



学校とPTA・地域等との協働・連携の推進
・地域社会とのつながりを育む様々な交流・体験活動の推進

人権教育、いじめ問題対策の推進
・人権教育の推進
・相談体制の強化充実やネットワークづくりの構築

B-(1) 安全で教育効果を高める環境の整備

安全・安心で次世代に対応した教育効果を高める環境の整備を進めます。



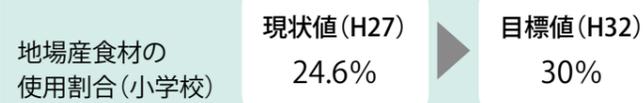
安全・安心な学校施設環境の推進
・学校施設における老朽化、防災、防犯・安全対策の実施

多様な学習活動を支える学習機能の充実
・学校図書館における蔵書の拡充や図書館司書の配置の推進
・ICTを活用したコンピュータ教育環境の整備

教育的ニーズに応じた支援教育の推進
・支援を要する児童・生徒への適切な教育と教育指導体制の充実

B-(2) 学校給食の推進

心身の健全な発達と食育を推進する学校給食を実施します。



小学校・中学校給食の実施
・地産地消や食育を推進する小・中学校における給食の実施

学校給食における管理運営の検討
・民間活力の導入の検討

次代を担う人づくりの形成

3 青少年

現況と課題

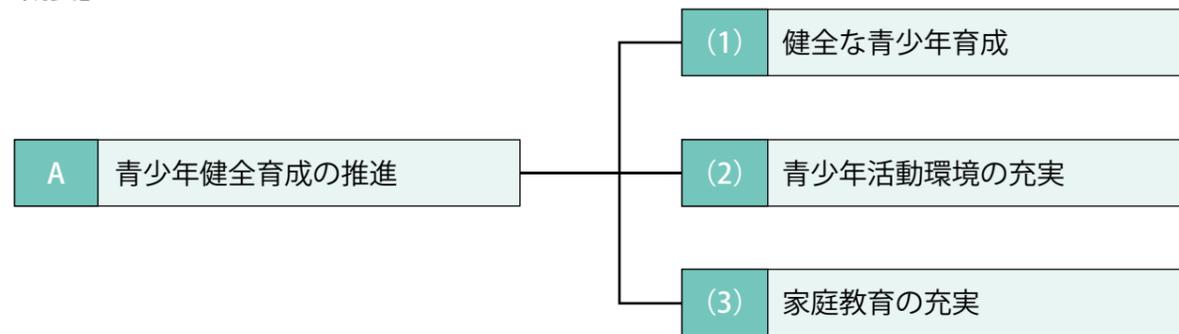
核家族化の進行や情報機器の発達、社会規範の多様化などにより青少年をとりまく社会環境は急速に複雑化しています。また、地域社会とのつながりの希薄化や子育てに関する親の意識の変化などから、親の地域内での孤立や子育てに関する悩みが増えています。

地域における教育力の向上や生活環境の改善などに努め、地域社会に参加する青少年を育成していくことが重要となっています。また、行政をはじめ、関係機関や関係団体と連携しながら地域が一体となり、青少年の健全育成を推進していくことが必要となります。

めざすべき姿

- ・家庭と学校、地域とが連携して、青少年の居場所が地域に設けられ、青少年がのびのびと育つ環境が整っている町。
- ・青少年が自らの意志で気軽に地域社会に参加し、充実した生活を送ることができる町。

【施策の概要】



A-(1) 健全な青少年育成

生涯学習推進計画

青少年指導者の養成を図ります。

青少年指導者
研修参加延べ人数

現状値(H27)
10人

目標値(H32)
13人

- 有害環境の改善
- ・社会環境実態調査の実施
 - ・ファミリー教室の開催
 - ・青少年健全育成連絡会の開催

- 指導者の養成
- ・青少年指導員連絡協議会の開催
 - ・青少年指導員研修の実施

A-(2) 青少年活動環境の充実

生涯学習推進計画

青少年が参加できる事業の拡充を図ります。

青少年関連行事
開催数

現状値(H27)
8回

目標値(H32)
10回

- 生涯学習館環境整備
- ・防音改修工事

- 青少年活動への支援
- ・青少年おもしろ講座の開催
 - ・大磯チャレンジライブの開催
 - ・成人式、新成人記念のつどいの開催

- ボランティア活動推進
- ・青少年おもしろ講座の開催
 - ・成人式、新成人記念のつどいの開催

A-(3) 家庭教育の充実

生涯学習推進計画

家庭教育に関する情報提供のため、ファミリー教室を開催します。

ファミリー教室
開催数

現状値(H27)
3回

目標値(H32)
4回

- 家庭教育学級の充実
- ・PTA家庭教育学級への支援

- 家庭教育に関する情報提供
- ・ファミリー教室の開催



ゆとりを育む生涯学習の推進

4 生涯学習

現況と課題

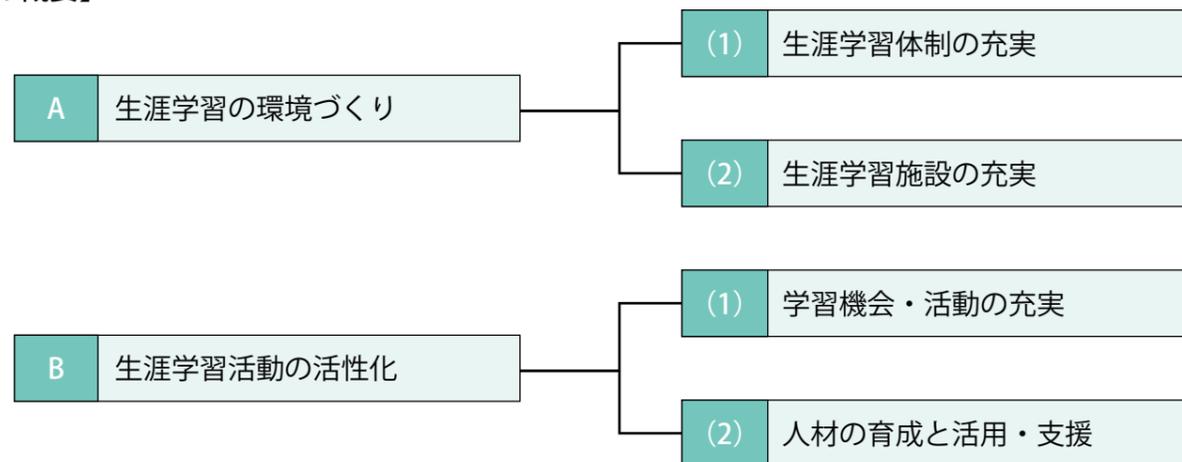
少子高齢化や家族構成の変化などにより家庭や地域での教育力の低下が懸念されている一方、まちづくりに参画する町民意識の高まりから、地域での活動が活性化することが期待されています。こうした町民ニーズに対応できる多様な学習機会の提供と、生涯のいつでも、どこでも、誰でも自由に学ぶことができる生涯学習環境の整備を推進しています。

「大磯町生涯学習推進計画」(2013年(平成25年)策定)に基づき、自らの意思で課題に応じて学習できる機会を増やすことで、地域社会に寄与できる生涯学習社会の充実を図ることが求められています。

めざすべき姿

- ・学びあい、伝えあい、つなぎあい、文化を創造する町。
- ・町民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して、学ぶことができる環境が整っている町。

【施策の概要】



PLANETかながわ

生涯学習講座や青少年ボランティア体験活動などの情報が検索できる神奈川県生涯学習情報システムの名称。

A-(1) 生涯学習体制の充実

生涯学習推進計画

町民のニーズを的確に把握し、生涯学習推進体制の整備を図ります。

アンケート調査
実施回数

現状値(H27)
0回

目標値(H32)
1回

- 生涯学習推進体制の整備
- ・生涯学習推進会議の開催
- ・生涯学習推進計画連絡調整会議の開催

- 生涯学習情報ネットワーク推進
- ・PLANETかながわ*の活用

- 学習相談業務の実施
- ・社会教育指導員の配置

A-(2) 生涯学習施設の充実

生涯学習推進計画、町立図書館サービス計画、子ども読書活動推進計画

施設環境を整備し、所蔵資料の充実を図ります。

生涯学習施設
来館者数

現状値(H27)
220,000人

目標値(H32)
230,000人

- 施設環境整備
- ・生涯学習館の整備
- ・郷土資料館の整備
- ・図書館の整備

- 学習機会の拡充の推進
- ・郷土資料館の資料収集
- ・図書館の資料収集

B-(1) 学習機会・活動の充実

生涯学習推進計画

講座アンケートを実施し、町民ニーズの把握に努めます。

講座アンケート
実施数

現状値(H27)
22回

目標値(H32)
27回

- 世代毎に応じた学習機会の提供
- ・おいそシニア教室の開催
- ・OISO学び塾の開催
- ・パソコン講座の開催

- 町民ニーズに対応した講座開催
- ・講座アンケートの実施

B-(2) 人材の育成と活用・支援

生涯学習推進計画

生涯学習人材登録制度を活用し、講座を開催します。

人材活用講座
開催回数

現状値(H27)
6回

目標値(H32)
8回

- 学習指導者の育成推進
- ・生涯学習人材登録制度の周知
- ・PLANETかながわの活用

- 学習指導者の活用支援
- ・人材活用講座の開催
- ・PLANETかながわの活用

大磯町立図書館



大磯町生涯学習館

誰もが尊重される社会づくりの形成

5 人権・男女共同参画

現況と課題

人権については多種多様な問題が生じており、互いを思いやる気持ちや人権に対する認識の欠如などを背景とする、虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）などの暴力行為、インターネット環境を介した誹謗中傷・差別を助長する表現など、人権侵害が社会問題化しています。

また、ライフスタイルや価値観が多様化し、社会で活躍する女性が増えている中で、性別に関係なく、誰もがあらゆる分野において、平等に参画できる男女共同参画社会の実現が求められています。

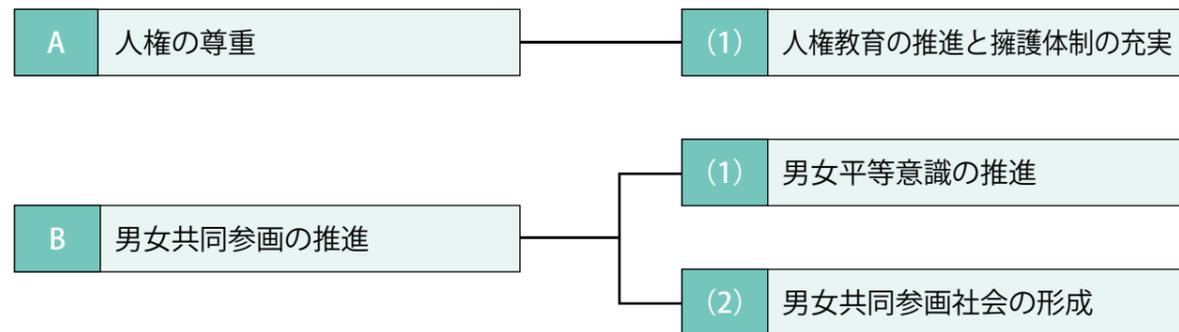
人権に対する啓発活動や人権教育に取り組み、人権意識を高められるよう人権啓発活動を推進していく必要があります。また、人権侵害や暴力行為などに対し、安心して相談できる体制を整備することも重要となっています。

男女共同参画について理解を深める機会をつくり、男女共同参画社会の形成に向けた教育や啓発活動を推進していく必要があります。

めざすべき姿

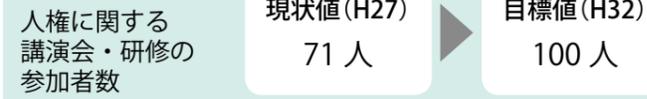
- ・お互いを思いやることを持ち、いかなる人も尊重され、自分らしく暮らすことができる町。
- ・あらゆる社会環境において、性別に関係なく、誰もが個性と能力を十分に発揮し活躍できる町。

【施策の概要】



A-(1) 人権教育の推進と擁護体制の充実

人権に対する意識を高める人権教育を推進するとともに、人権擁護体制の充実を図ります。



- 人権教育・啓発の推進
- ・人権教育講演会の開催
 - ・パネル展示、映画上映会の実施

- 人権擁護体制の充実
- ・人権問題に対する対応状況などの情報収集
 - ・定期的な相談窓口の設置

B-(1) 男女平等意識の推進

男女平等意識の向上と環境整備を推進します。



- 男女平等意識の向上
- ・講演会や講座の開催
 - ・広報等による啓発の実施

- 男女共同参画に対する環境づくり
- ・学校教育や生涯学習活動の場による啓発の実施
 - ・広報等を活用した家庭生活における意識向上の推進

B-(2) 男女共同参画社会の形成

家庭や地域社会など、あらゆる分野における男女共同参画社会を推進します。



- まちづくりにおける男女共同参画の推進
- ・町の各種審議会や協議会への女性参画の推進
 - ・町民活動への女性参画の推進

- 男女共同参画における環境づくり
- ・相談、支援体制の整備
 - ・就労や子育てにおける環境づくりの啓発



男女共同参画講演会



人権週間における啓発活動

地域に根ざした文化の継承と創造

6 文化・文化財

現況と課題

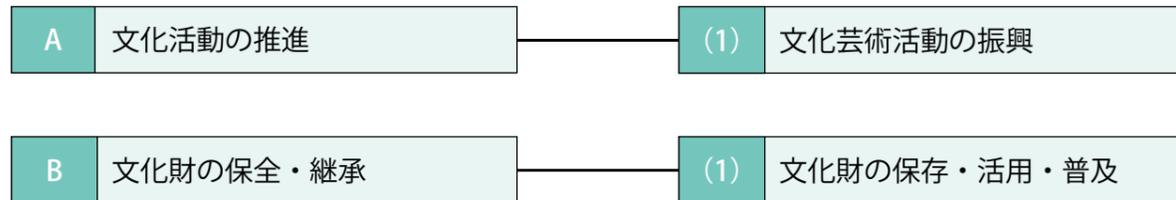
町民による文化活動への意識の高まりから、身近な地域で気軽に文化活動に取り組み、活動成果を多くの人へ発表できる場として、おおいそ文化祭とおおいそ美術展を開催しています。また、歴史、民俗などの貴重な有形文化財や左義長、相模国府祭をはじめとした無形文化財についても、町民との協働体制により、適切な保護や保存及び活用に努めています。

地域に根ざした自主的な文化活動に対し、主体的な運営による文化活動の支援を行っていくことが求められています。また、文化の継承への意識が薄れている状況に対し、貴重な文化財の収集や保存活用や伝統文化における後継者の育成及び継承を進めていくことも重要となっています。

めざすべき姿

- ・ 伝統ある貴重な文化財が適切に保護され、後世へ引き継がれるような環境が整っている町。
- ・ 町民が主体となって地域に根ざした文化・芸術活動が活発に行われている町。

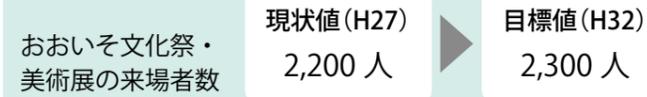
【施策の概要】



A-(1) 文化芸術活動の振興

生涯学習推進計画

町民を主体とした活動を支援し、文化芸術活動の振興を図ります。

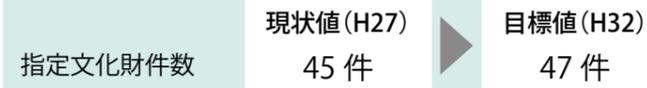


- ・ おおいそ文化祭・美術展の開催
- ・ おおいそ文化祭運営委員会への支援
- ・ 開催会場の提供
- ・ 文化活動への支援
- ・ 広報活動への支援

B-(1) 文化財の保存・活用・普及

生涯学習推進計画

貴重な文化財を後世へ引き継ぐため指定文化財を指定します。



- ・ 文化遺産の保存・活用の推進
- ・ 指定文化財保存管理奨励制度の推進
- ・ 指定文化財利活用奨励制度の推進
- ・ 文化財の調査推進
- ・ 文化財専門委員会の開催
- ・ 文化財調査依頼
- ・ 郷土を知るための機会の創出
- ・ ワークショップの開催



県指定無形民俗文化財
(相模国府祭)

おおいそ文化祭

国指定無形民俗文化財
(左義長)

文化財消火訓練の
様子

柱V 個性と魅力と活力のあるまちづくり

魅力ある空間の形成

1 土地利用

現況と課題

土地利用状況は農林地が減少傾向にあり、住宅地については増加傾向にあります。市街化区域では都市的土地利用が約8割、市街化調整区域では自然的土地利用が約8割となっており、豊かな自然環境のもと、安定的な土地利用が図られています。

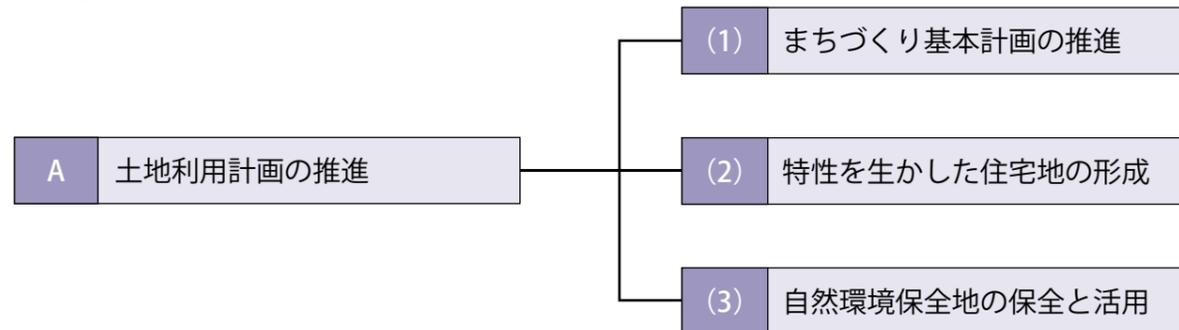
今後は、人口が減少しつつ、少子高齢社会をむかえることから、特に高齢者や子育て世代にとって、安心して快適な生活をおくれる環境を実現するとともに、財政的にも持続可能な自治体経営を可能とすることが大きな課題となっています。

将来的には、地震や津波に対する防災・減災対策をはじめ、老朽化対策を含めた公共施設等の総合的な管理計画等を考慮しつつ、新たな都市拠点づくりも検討する必要があります。

めざすべき姿

・地域の環境や土地利用状況に応じて、機能的で魅力あるコンパクトな市街地が形成され、それを取り囲むように緑豊かな自然環境が守られている町。

【施策の概要】



地区まちづくり計画

大磯町まちづくり条例第11条に基づき設置されたまちづくり協議会が地区のまちづくりの目標、まちづくりの方針に関する事項を定める計画。

A-(1) まちづくり基本計画の推進

まちづくり基本計画

地域の環境や土地利用状況に応じた住宅・住環境の形成を図ります。

地区計画指定箇所数

現状値(H27)
2か所

目標値(H32)
5か所

大磯町まちづくり基本計画の推進
・まちづくり基本計画に則した土地利用の推進

都市計画法の地域地区や地区計画等の推進
・地区計画等の指定

A-(2) 特性を生かした住宅地の形成

まちづくり基本計画

地区まちづくり計画*の策定に向けた支援に取り組みます。

地区まちづくり計画の策定数

現状値(H27)
1件

目標値(H32)
2件

地区まちづくり協議会への支援
・地区まちづくり協議会への積極的な支援を推進

地区計画制度の活用支援
・地域地区の見直しの検討や地区計画制度の活用を促進

まちづくり基本計画に則した土地利用の推進
・各地域の実績を踏まえた土地利用の推進

A-(3) 自然環境保全地の保全と活用

緑の基本計画

風致地区の指定などによる自然環境の保全を図ります。

風致地区の数

現状値(H27)
1か所

目標値(H32)
2か所

風致地区などの指定の推進
・都市計画決定手続きの推進

豊かな自然環境に応じた保全と活用
・まちづくり基本計画に則した土地利用の促進

空から見た大磯町の風景



風致地区、特別緑地保全地区

魅力ある空間の形成

2 住宅・住環境

現況と課題

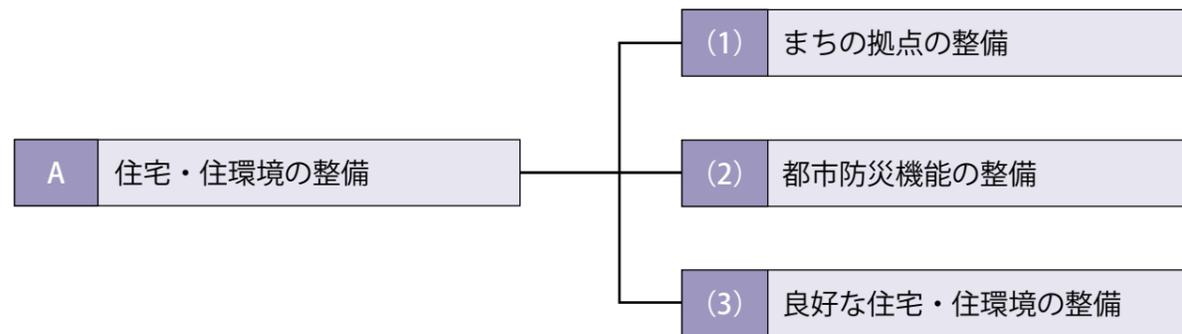
市街化区域における可住地の人口密度は約 89 人 /ha と低く、ゆとりのある市街地が形成されています。市街地の多くが 1,000㎡未満の小規模開発であり、国府本郷や西小磯地区における専用住宅の開発が多くなっています。一方、今後予測される人口減少に伴い、適正な管理がなされていない空き家が増加し、安全・安心な住環境への影響が懸念されます。

都市基盤整備が遅れたまま、老朽化した住宅などが建て込んでいる地区などにおける既成市街地の改善を図る必要があります。また、西部地区においては、中心地の活性化や若年層の定住化の誘導を図りつつ、市街化区域内の一団の農地などを有する地区で計画的な市街地への誘導を検討していく必要があります。

めざすべき姿

- ・空き家等の適正管理など人口減少社会に対応した対策が実施されているとともに、「大磯町まちづくり基本計画」に基づき、低層住宅地を中心とした自然環境に恵まれた良好な住環境が維持されている町。
- ・町民が地域のまちづくりに積極的に関わり、町民が主体となって身近な地域におけるきめ細かい土地利用のルールが作られている町。

【施策の概要】



緑陰住宅地

敷地、緑化等の状況から最もゆとりある緑に包まれた区域。低層戸建て住宅を中心とする旧別荘地などの区域で、現行の第一種低層住居専用地域（建ぺい率 50%・容積率 100%・高さ 10m）よりも良好な住居の環境の形成をめざす住宅地。

コンパクトなまちづくり

まちの拠点を中心とした病院、銀行、スーパーマーケットなどの生活利便施設等が集約されたまちづくり。

A-(1) まちの拠点の整備

まちづくり基本計画、バリアフリー基本構想

持続可能な都市経営を推進します。

緑陰住宅地*
として確保する
面積

現状値(H27)

69.08ha

目標値(H32)

136ha

コンパクトなまちづくり*の促進
・大磯東部地区、西部地区の拠点の整備を促進

都市拠点における商業・観光基盤・景観の整備促進
・景観重要建造物の指定
・生活利便施設の集約化

まちの拠点である大磯駅周辺・国府支所周辺のバリアフリー化
・大磯駅前広場周辺エリアの再整備の検討及び国府支所周辺の賑わいの創出

A-(2) 都市防災機能の整備

耐震改修促進計画、まちづくり基本計画

誰もが安心して生活することができる災害に強いまちづくりを推進します。

住宅の耐震化率

現状値(H27)

67.83%

目標値(H32)

81.7%

住宅の耐震化の推進
・住宅耐震化補助制度の推進

津波減災対策の推進
・津波に対する防災意識の向上

木造密集市街地の改善
・住宅耐震化補助制度の推進
・住環境整備事業の地区計画などの活用

A-(3) 良好な住宅・住環境の整備

豊かな自然と良好な住環境が維持されたまちづくりを推進します。

地区計画、建築協定、緑地協定の件数

現状値(H27)

8件

目標値(H32)

10件

高齢者等の安心なくらしの維持と子育て世代の定住促進
・空き家等の適正な管理及び利活用の促進

自然環境に恵まれた良好な住宅・住環境の形成と創出
・地区計画、建築協定、緑地協定の活用による良好な住環境の形成

自然環境に恵まれた住環境



耐震相談会



魅力ある空間の形成

3 景観形成

現況と課題

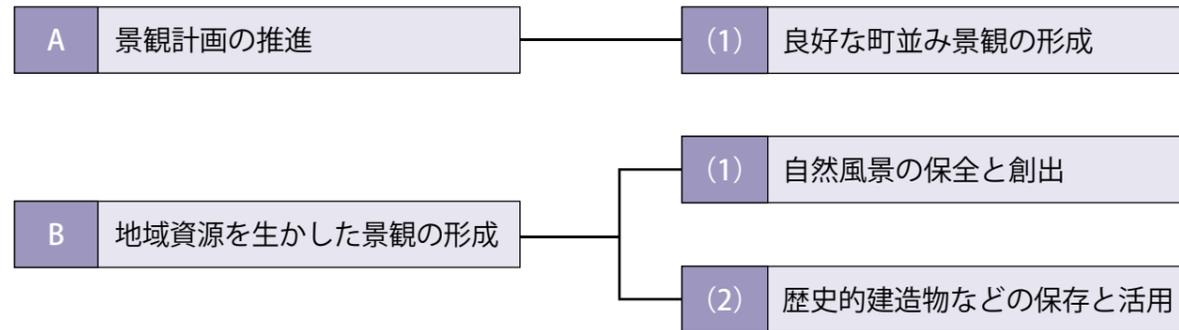
1988年（昭和63年）に策定した「大磯町景観形成計画」に基づき、都市の景観向上に向けた施策を展開し、2005年（平成17年）には、景観法に基づく景観行政団体となりました。その後、明治以降に多くの政財界人が構えた別荘群が2007年（平成19年）に「美しい日本の歴史的風土100選」に選ばれ、2009年（平成21年）には、景観計画を策定しています。

景観条例や景観計画の運用による町並みの創造や強制力を持った対応によるまちづくりを推進していくことが求められています。また、町民・事業者・行政が連携し、これまで維持されてきた自然や歴史、文化を継承する、風景の保全と創出に向けた施策を展開することが求められています。

めざすべき姿

- ・自然的、歴史的、文化的に受け継がれてきた象徴的な風景や地域の風景を特徴づける優れた建築物などが保存され、町並みを生かした魅力ある快適な都市空間が形成されている町。
- ・「景観法」や「大磯町景観計画」に基づく、景観重要建造物、景観重要樹木*、景観地区、景観協定などを活用した美しい景観が形成されている町。

【施策の概要】



景観重要樹木 景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なことから指定された樹木。

特別用途地区 都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域内の一定の地区内における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区。

A-(1) 良好な町並み景観の形成

景観計画

景観計画のさらなる周知及び法制度に基づく指導を推進します。

景観地区の指定箇所数

現状値(H27)
0か所

目標値(H32)
1か所

- 「大磯町景観計画」に基づく景観に配慮した取組みの推進
- ・景観計画区域や景観地区等の指定
 - ・良好な景観形成のための規制や誘導方策の検討

B-(1) 自然風景の保全と創出

耐震改修促進計画、まちづくり基本計画

風致地区などの地域性緑地の指定を推進します。

風致地区の指定面積

現状値(H27)
11ha

目標値(H32)
95.8ha

- 丘陵や海岸沿いの自然風景の保全
- ・風致地区などの指定
 - ・松くい虫被害対策による松の保全

B-(2) 歴史的建造物などの保存と活用

景観計画

歴史的または文化的価値の象徴となる建造物等の保全及び活用を図ります。

歴史的建造物等の指定箇所数

現状値(H27)
4か所

目標値(H32)
6か所

- 歴史的建造物などの保存
- ・歴史的建造物等整備基金の運用
 - ・特別用途地区*の指定及び活用

- 歴史的建造物などの活用
- ・パートナーシップ邸園事業への支援
 - ・民間活力を生かした駅前洋館の活用
 - ・特別用途地区の指定及び活用

歴史的建造物
(大磯駅前洋館)



快適に移動できる交通基盤の推進

4 道路・交通

現況と課題

道路ネットワークについては、広域的な道路網の役割を担う国・県道や幹線町道を含め、町内を南北に縦断する道路が少なく、また、道路や道路施設の老朽化が進んでいます。

生活交通については、鉄道と乗合バスの公共交通機関が中心となっています。乗合バスは現在町内に16系統ありますが、一部の地域では公共交通空白地が存在することから対応が必要となっています。

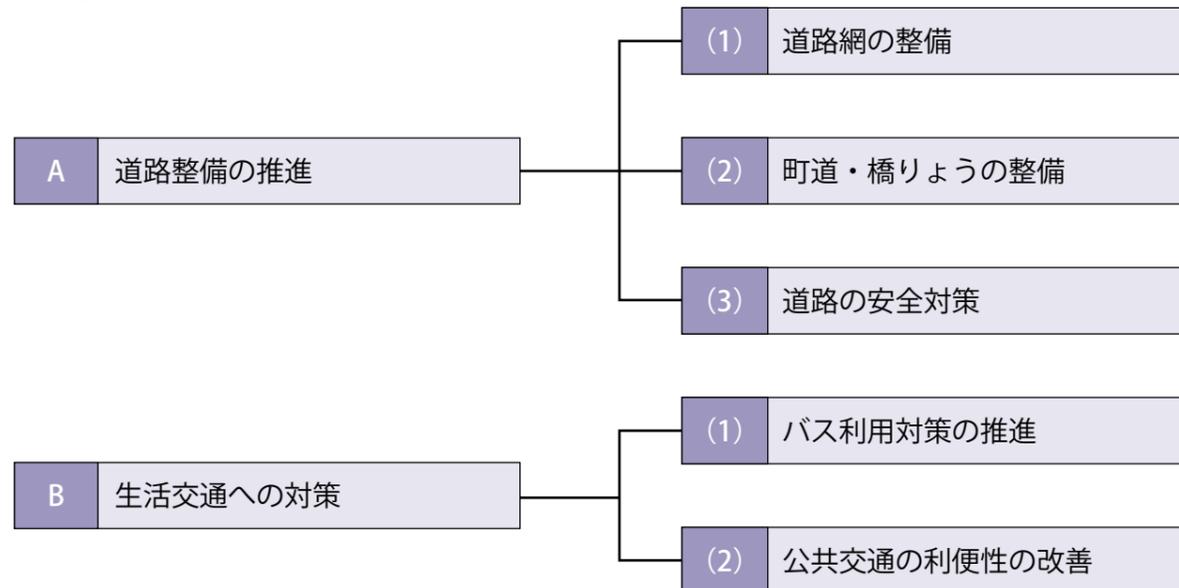
町内を南北に縦断する新たな広域道路を整備するとともに、老朽化が激しい道路や道路施設の修繕等を行い、円滑な道路交通を確保していく必要があります。また、公共交通については、撤退が予測される乗合定期バス路線の確保策や利用状況から今後のあり方を検討する必要があります。

道路や生活交通については、多様化する町民要望に対応し、誰もが安全で快適に利用しやすい交通環境を整備していくことが重要になっています。

めざすべき姿

- ・円滑な自動車交通ネットワークが形成されている一方で、歩行者、自転車等が安全に安心して通行できる道路空間が形成されている町。
- ・新たな地域公共交通の導入により公共交通空白地が解消され、高齢者や体の不自由な方でも誰もが快適に公共交通を利用しやすい環境が整備されている町。

【施策の概要】



道路ストック定期点検 道路の舗装、トンネル、橋りょう、照明灯などの道路構造物の損傷状態を定期的に点検すること。

A-(1) 道路網の整備 まちづくり基本計画

主要幹線道路網の整備に取り組みます。

主要幹線道路
整備路線数

現状値(H27)
0 路線

目標値(H32)
1 路線

体系的な路線網の構築
・体系的な路線網策定

他市町にわたる主要幹線道路整備の実現
・湘南新道等の整備に向けた要望活動の実施

A-(2) 町道・橋りょうの整備 橋りょう長寿命化修繕計画

道路、橋りょう等の計画的な修繕及び整備に取り組みます。

橋りょう長寿命化
実施済の橋りょう
数

現状値(H27)
3 橋

目標値(H32)
9 橋

道路等の修繕、整備の推進
・道路等修繕や整備の実施

橋りょう長寿命化の推進
・橋りょう長寿命化の実施

A-(3) 道路の安全対策 バリアフリー基本構想

道路の拡幅やバリアフリー化等により安全に通行できる環境を整えると同時に、定期的な点検や維持管理により安全性の向上を図ります。

狭あい道路整備
延長

現状値(H27)
21,073m

目標値(H32)
23,000m

狭あい道路の拡幅整備の推進
・狭あい道路整備事業の実施

道路等の定期点検の推進
・道路ストック定期点検*の実施
・町民等との連携による道路パトロールの実施

道路施設の維持管理の推進
・街路樹や地下道排水ポンプの維持管理の実施
・町民等との連携による道路施設維持管理の実施

道路等バリアフリー化の推進
・バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化の実施

B-(1) バス利用対策の推進

バス利用の利便性向上に努めます。

補助路線バス
利用者数

現状値(H27)
25,000 人

目標値(H32)
27,000 人

乗合バス路線の維持及び確保
・乗合バスの利用促進
・乗合バス路線維持に対する運営支援
・補助を必要とする乗合バスの運行ダイヤの適切な見直し

B-(2) 公共交通の利便性の改善 地域公共交通総合連携計画

町民と協働し地域のニーズに応じた新たな公共交通の導入を図ります。

新たな公共交通
の導入数

現状値(H27)
0 件

目標値(H32)
2 件

新たな公共交通による交通網の整備の推進
・新たな公共交通の検討及び導入
・補助を必要とする乗合バスの見直し
・公共交通事業の広域化の検討

活力と個性あふれる産業の振興

5 農業

現況と課題

本町では、落葉果樹、みかん、施設野菜、酪農などの農業が営まれており、農産物の一部は特産品として消費者の支持を得ています。しかし、農業生産規模が小さく、農家数、従事者ともに減少傾向にあります。また、農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化しており、遊休農地や鳥獣被害が増加しているなど、農業環境は厳しい状況が続いています。

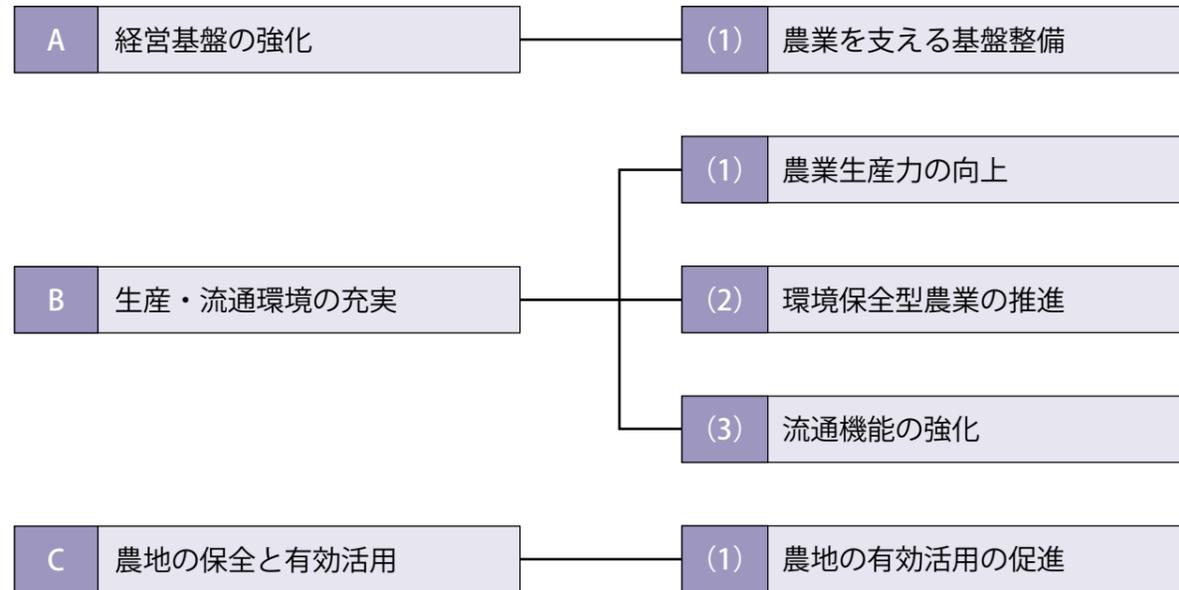
生産性や収益性が高く、安定した農業経営が確保されるよう、経営規模の合理化及び省力化、担い手の確保に努めることに加え、新規営農者及び法人参入への支援体制を強化していくことが重要となっています。

また、消費者が安全性の高い農産物を求める傾向から、地産地消を実現するための流通ルートの確立や学校給食などの地元消費を拡大させる取組みに対応していく必要があります。

めざすべき姿

- ・地産地消、農産物のブランド化、特産品づくりなどを通じた観光と農業が連携した取組みが行われている町。
- ・都市近郊の立地特性を生かした都市型農業が展開されている町。
- ・遊休農地・荒廃農地を活用し、町民や観光客が農業にふれ、農業を通じた多様な交流が生まれる町。

【施策の概要】



- 認定農業者** 農業経営基盤強化促進法に基づき、自らの農業経営を計画的に改善しようとする者が、農業経営改善計画を作成し、市町村から当該改善計画の認定を受けた者のこと。
- 中核的農家** 60歳未満の（男子）農業専従者がいる販売農家のこと。
- 農地流動面積** 経営規模を拡大したい農家や生産組織に対し、効率的な生産ができるように農用地を集めたり、相互に補充しあう面積のこと。

A-(1) 農業を支える基盤整備

経営基盤の支援と担い手の確保を促進し、農業を支える基盤整備に取り組みます。

	現状値(H27)	目標値(H32)
認定農業者*数	27人	30人
年間新規就農者数	2件	4件

- 農業・畜産業への経営支援の推進
 - ・指導体制の充実、認定農業者や中核的農家*の育成
 - ・新規就農者の支援と若手就労意欲向上施策の促進
 - ・畜産経営支援、優秀な畜種の確保、家畜防疫体制の強化
- 担い手確保の推進
 - ・後継者の確保と地域住民との情報共有、交流活動の推進
- 新規就農に対する支援の強化
 - ・新規就農者・新規参入法人への技術的、経済的な支援

B-(1) 農業生産力の向上

各地域の地形などに応じた営農類型の指導を行い、重点作物の調査選定を行います。

	現状値(H27)	目標値(H32)
重点作物選定数	0件	3件

- 生産力向上に向けた支援体制の整備
 - ・営農体験発表会、農機具利用技術講習会の開催
 - ・営農類型の指導と重点作物の調査選定や先進技術の導入
- 農業基盤の整備
 - ・用排水路、農道・林道の改善・改良
 - ・鳥獣被害対策の強化

B-(2) 環境保全型農業の推進

廃棄物等の有効利用、環境保全型農業経営を促進します。

	現状値(H27)	目標値(H32)
廃棄物・排泄物の有効利用件数	3件	5件

- 安全で高品質な農産物づくりの推進
 - ・安全・安心な農産物の供給体制及び消費者との交流活動の促進
- 環境保全に配慮した農業の推進
 - ・園芸廃棄物処理システムや自然循環システムの確立
 - ・家畜廃棄物、堆肥化施設及び堆肥化物の有効利用

B-(3) 流通機能の強化

学校給食での地場農産物の利用を図ります。

	現状値(H27)	目標値(H32)
学校給食での大磯産農産物の使用量	9,000kg	9,500kg

- 地域特産物や加工品の推進
 - ・主要作物の選定と銘柄ブランド化による商品価値向上
 - ・特産物、加工品の開発支援と販路拡大
- 流通機能体制づくりの推進
 - ・学校給食での大磯産農産物の利用促進
 - ・農産物直売所を活用した多様な流通機能体制づくりの推進

C-(1) 農地の有効活用の促進

農業振興地域整備計画

「農業振興地域整備計画」に基づき、適正な農地の保全を図ります。

	現状値(H27)	目標値(H32)
耕作放棄地面積	12.6ha	12.0ha

- 農地の有効活用の推進
 - ・農業振興地域整備計画に基づいた農地の保全
 - ・農地の適正見直し
 - ・農地流動面積*の目標設定と農地利用集積の促進
- ふれあい交流による体験型農業の推進
 - ・遊休農地解消の促進
 - ・遊休農地を活用した観光農園、滞在型市民農園、農業体験企画の拡大
- 観光型農業の展開
 - ・生産者と消費者が交流できる農業の推進
 - ・観光農園や農業体験の機会の提供

活力と個性あふれる産業の振興

6 漁業

現況と課題

魚種の豊富な漁場に恵まれ、定置網、さし網、地引網などの沿岸漁業や遊漁などが行われていますが、都市化の進行などにより漁業環境が悪化し、水産資源や漁場の減少、生産基盤である漁業施設の老朽化が進んでいます。また、零細な個人経営体が多く、収入が不安定なこともあり、若年就労者の減少が顕著となっています。

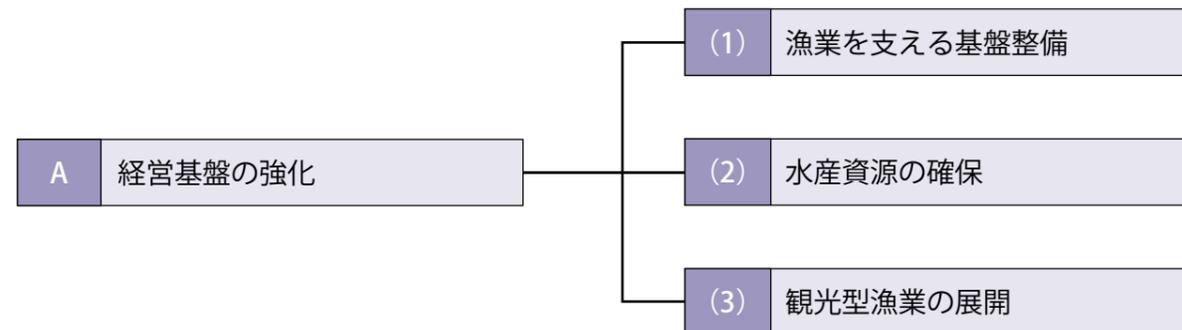
生産基盤の整備、漁場・漁獲の資源管理による漁場環境の修繕・改善を行うとともに、後継者の育成、確保に努めながら経営の安定化や近代化を図る必要があります。

また、水産資源を利用した観光・産業振興を進め、町民・事業者との協働による催しの開催など、ふれあい機能を充実させることが期待されています。

めざすべき姿

・安定した漁獲量が確保され、大磯港に整備が予定されている（仮称）賑わい交流施設を漁業観光の拠点として活用した、元気な漁業が展開されている町。

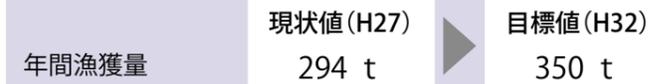
【施策の概要】



「とる漁業」から「つくり育てる漁業」 これまでのとるだけの漁業から、卵から育てた稚魚を放流してからとる栽培漁業や水槽などで育て出荷する養殖漁業へと資源管理に重点を置いた漁業への転換。

A-(1) 漁業を支える基盤整備

安定した漁獲量の確保と地産地消を促進する（仮称）賑わい交流施設の整備、若手漁業者の育成により、経営基盤整備を進めます。



漁業協同組合の経営安定
・漁業協同組合の合併促進
・経営安定支援と近代化支援

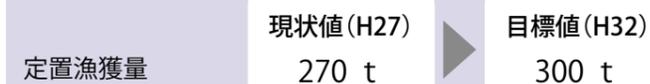
水産物の販路拡大
・（仮称）賑わい交流施設（漁業振興施設）の設置検討
・水産物のブランド化
・飲食店や物販施設への集客

担い手確保
・経営の安定と後継者の確保
・若手後継者の情報共有と住民との交流機会の提供
・新規参入者、女性、高齢者の能力が生かせる就労環境整備

新規就漁者支援
・新規就漁者への支援策拡充

A-(2) 水産資源の確保

「とる漁業」から「つくり育てる漁業」*への転換をめざします。

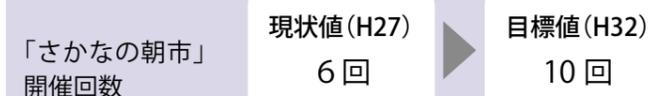


水産資源の育成管理
・水産資源の育成管理の重要性の啓発
・「とる漁業」から「つくり育てる漁業」への転換

漁場の環境保全
・不法投棄防止と海岸清掃の実施
・漁業関係者等との漁場環境美化活動の普及啓発

A-(3) 観光型漁業の展開

「さかなの朝市」など大磯港を中心とした観光型漁業を推進します。



観光型漁業の展開
・「さかなの朝市」の継続実施による観光型漁業の推進
・観光や他産業との協力体制の強化

（仮称）賑わい交流施設を活用した観光型漁業の振興
・（仮称）賑わい交流施設（漁業振興施設）の設置検討
・通年の体験型漁業の推進



大磯町漁業協同組合



獲れたての新鮮な魚



さかなの朝市

活力と個性あふれる産業の振興

7 商工業・勤労者福祉

現況と課題

消費者ニーズや産業構造の変化など、商工業をとりまく環境が急速に変化している中で、町内の商工業については、事業所数（店舗数）、従業者数ともに減少傾向にあるほか、小売業を中心とした小規模店舗が多く、町外大型店への購買力の流出、経営者の高齢化や後継者不足となっています。

また、社会経済情勢による就労形態の多様化や労働人口の高齢化など、勤労者環境の変化に加え、様々なハラスメントやメンタルヘルスの不調などの社会問題が浮き彫りとなっています。

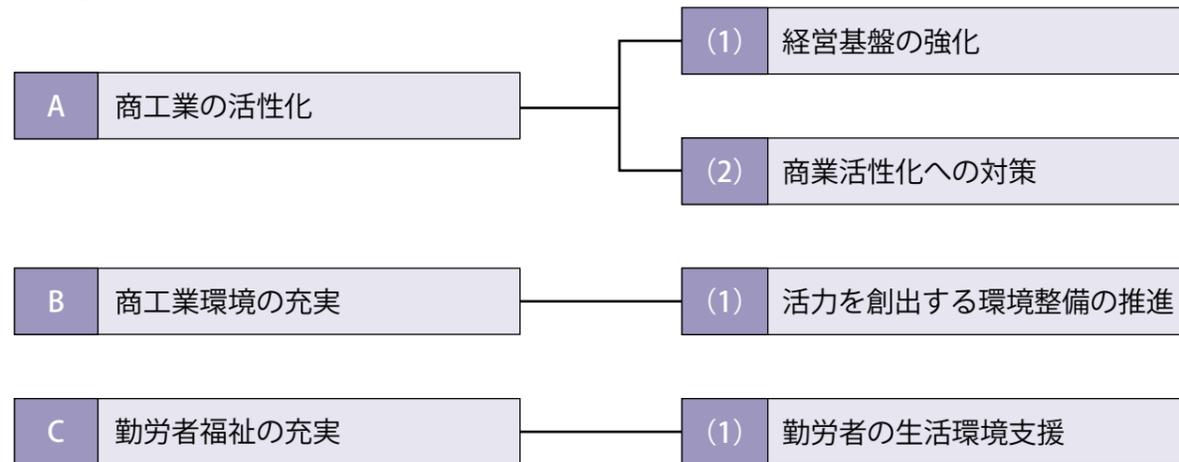
多様化する消費者ニーズへ対応するとともに、空き店舗対策も含めた町内の働く場の提供や、永続的な町内経済活動を確保するため、経営の安定化や後継者の育成を図る必要があります。また、観光との連携や店舗の個性化などによる商業振興を進める必要があります。

勤労者環境の変化に対応した就労情報を提供し、雇用促進に努めていく必要があります。事業者に対しては、勤労者の福利厚生充実、労働条件の改善、労働安全衛生対策などの普及啓発などを行うことが必要です。

めざすべき姿

- ・魅力と元気のある店舗が町内に点在し、町民の身近なニーズに対応できる環境が整っている町。
- ・地域のニーズや町民のアイデアによるコミュニティビジネスが根付き、活発に活動している町。
- ・ワークライフバランスが取れ、働く人が能力を生かしながら、心身ともに健康で働くことができる町。

【施策の概要】



大磯逸品の会

大磯町商工会による「まちおこし事業」の一環として、衣食住にわたるすべての分野の中から大磯らしい文化性を帯びた付加価値を加えた商品を商工会で選定し、認証された事業者の総称。

A-(1) 経営基盤の強化

商工業者の経営基盤の強化を支援します。

町内商工業者の
金融対策支援
利用件数

現状値(H27)
40件

目標値(H32)
45件

融資制度等の活用促進
・中小企業への融資制度、信用保証料補助制度、金融対策
資金利子補給制度による支援

経営改善指導や相談体制の充実
・商工会との連携による経営指導

担い手育成支援
・新規創業者、後継者の育成に対する支援

A-(2) 商業活性化への対策

商業の活性化を支援します。

大磯逸品の会*
登録店舗数

現状値(H27)
11店舗

目標値(H32)
15店舗

町内消費拡大支援
・ポイントカード・システムへの支援
・事業者主体による売出し・イベント開催支援

観光イベントとの連携による商業活性化支援
・大磯市との連携や各種イベントへの出店の促進

新たな商品・サービスの開発支援
・新商品の開発支援・PRの促進
・新たなニーズや業態の研究開発の促進

B-(1) 活力を創出する環境整備の推進

働く場や町に活力を提供する環境整備として、地域資源を生かした産業創出への支援や空き店舗対策への支援を行います。

町内事業所数

現状値(H27)
1,192か所

目標値(H32)
1,250か所

魅力ある店舗づくりの推進
・店舗コンクール事業支援

空き店舗への対策
・関係機関との連携による空き店舗の活用事業支援

地域資源を生かした産業の創出
・第1次産業と連携した6次産業化への支援

新規創業者に対する支援
・新規創業者に対する金融対策支援
・コミュニティビジネスに対する事業化の支援

C-(1) 勤労者の生活環境支援

働く人の就労環境や生活環境の改善を支援します。

勤労者の金融対策
支援件数

現状値(H27)
27件

目標値(H32)
30件

就労情報の提供
・関係機関との連携による就労情報の提供

就労条件の改善
・商工会等との連携による就労条件改善の普及啓発

勤労者向け融資制度の活用促進
・勤労者生活資金融資制度、勤労者住宅資金利子補給制度による支援

労働衛生相談支援
・労働衛生相談医の推進

資源を生かした特色ある観光の推進

8 観光

現況と課題

緑豊かな大磯丘陵と白砂青松のこゆるぎの浜に囲まれた自然環境や優れた景観を有している“まちなか”の邸園文化交流園*には、歴史と風格のある名所旧跡や貴重な伝統・民俗行事などの多様な地域資源が残されており、首都圏に近い身近な観光地として、個人・小グループ単位での日帰り旅行者が多く見受けられます。

神奈川県内に新たな集客力のある観光エリアを創出する新たな観光の核づくりプロジェクトの認定を受け、地域資源を活用し、町への交流人口の増加をめざした「大磯町新たな観光の核づくり基本計画」を策定しています。

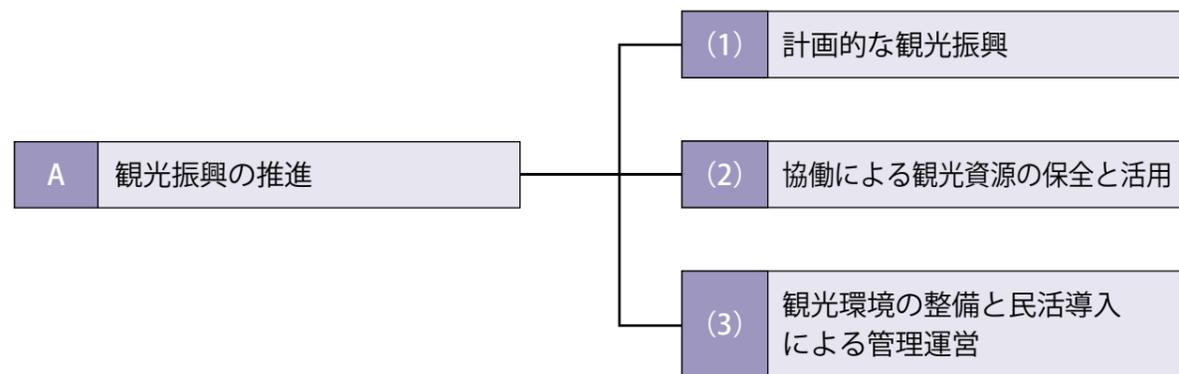
「大磯町新たな観光の核づくり基本計画」に基づき、町内を巡る交通移動手段の整備、宿泊・飲食施設の充実、ニューツーリズムの創出、トイレ・休憩所等の充実、町民のホスピタリティ*の醸成、新たな大磯ブランドの構築と効果的な情報発信など様々な取組みを進めていく必要があります。

また、計画の実現に向けて、町民、農業・漁業・商業などの各種産業、関係団体などと一体となり、事業実施に向けた連携強化を図ることが重要となっています。

めざすべき姿

- ・町の強みである「歴史」「景観」「健康」「食文化」を組みあわせ、大磯でしか得られない「感動」を体験できる町。
- ・ニューツーリズムを通じ、来訪者が町での体験・交流の中から「何度も訪れたい」と思う町。

【施策の概要】



邸園文化交流園

邸園文化圏のモデル地域として、特に大規模で、かつ著名人が構えた邸宅・庭園が連なる大磯町中心部一帯を交流ゾーンとしていく取組み。

ホスピタリティ

接客・接遇の場面だけで発揮されるものではなく、人と人、人とモノ、人と社会、人と自然などの関わりにおいて具現化されるもの。狭義の定義では、人が人に対して行ういわゆる「もてなし」の行動や考え方など。

A-(1) 計画的な観光振興

新たな観光の核づくり基本計画

観光の核づくり基本計画を推進します。

年間観光客数

現状値(H26)
85.8万人

目標値(H32)
100万人

ニューツーリズムの創出
・まち歩きマップの作成
・魅力発見ウォークラリーの実施

大磯ブランド戦略の策定・推進
・「おもてなしの心」育成講座

大磯港の活性化
・(仮称)賑わい交流施設の整備

A-(2) 協働による観光資源の保全と活用

新たな観光の核づくり基本計画

豊かな地域資源を活用した事業を支援します。

民間団体による
観光関連事業数

現状値(H27)
30回

目標値(H32)
45回

民間団体による観光関連事業の実施支援・調整
・民間団体との実施支援、調整
・観光協会等との連携による伝統行事の支援組織づくり

町内外の関係団体との連携による周知活動
・観光協会及び関連団体との連携

町民の地域に対する愛着と誇りの心の涵養、観光客に対する「おもてなしの心」の醸成
・「おもてなしの心」育成講座

A-(3) 観光環境の整備と民活導入による管理運営

新たな観光の核づくり基本計画、自転車ネットワーク計画

町有観光施設の利活用・効果的な管理運営を行います。

町有観光施設
来場者数

現状値(H27)
39,828人

目標値(H32)
48,000人

町内を徒歩・自転車で巡るコース環境の整備
・鳴立庵、旧島崎藤村邸のサイクルポート整備
・レンタサイクル事業の導入

民間活力導入による施設の管理運営
・民間活力による鳴立庵、旧島崎藤村邸、ポートハウス
てるがさきの管理・活用の推進



大磯宿場まつり



太平洋岸自転車道



ポートハウス
てるがさき

1 計画の進捗管理

P D C A

計画・実行・評価・改善

本計画の各施策・事業はP D C Aサイクルに基づき、評価を行います。そのため、施策指標を設定し、総合的に達成状況を把握します。

また、町が実施する政策・施策・事業について「どのような成果を得ることができたか」、「当初設定していた目標が達成できているか」などの視点などにより、施策目標や施策指標に基づき総合的に評価・検証を行います。

次年度以降の施策・事業の立案や見直しに活用する制度である「行政評価」と連動して実施し、その中で事業の効率性を高め、適切な改善を図るとともに、確実な進捗管理を行います。

なお、総合戦略に位置付ける事業については、K P I（重要業績評価指標）に基づき、事業の評価を行います。

さらに、総合計画後期基本計画に掲げた施策について、事業の優先順位や重点化、各施策分野における個別計画で定めた関連する事業との連携を図ることにより、施策の実効性を高めます。

町民、事業者、行政等の連携・協力により、計画の推進を図ります。

町民ニーズが複雑・多様化する中で、地域の様々な課題の解決を図るためには、町民自らができることは自ら行い、町民だけでは担うことができない共通の課題に対しては、町民相互に協力して対応することが期待されています。

また、多様な担い手がそれぞれの強みを活かして連携することをめざします。

行政評価等

**多様な
担い手との
連携**

2 次期計画の策定に向けて

地方自治法の規定により策定が義務付けられていた「大磯町第四次総合計画」の計画期間が2020年度（平成32年度）で終了となりますが、平成23年に地方自治法が改正されたため、2021年度（平成33年度）以降の“まちづくりの将来構想”となる計画等の策定義務はなくなりました。

“まちづくりの将来構想”となる計画は、全国的に進行する人口減少や少子高齢化、税収入の減少や社会保障費の増大による財政の悪化など、10年後、20年後の社会の流れを見据え、長期的視点を持った計画は有効である一方、総花的な長期計画ではなく、実効性のある計画に転じることも必要です。

2021年度（平成33年度）以降の“まちづくりの将来構想”となる計画は、従来どおりの総合計画を策定していく考え方ではなく、計画のあり方や必要性といった根本的なところから取組みをスタートさせていかなければなりません。そのため、後期基本計画がスタートする2016年度（平成28年度）から、議会や有識者などの意見等も聞きながら、協議・検討への取組みを進めていきます。

●課題と資源の網羅的な収集及び整理等

- ・国や県の政策動向、行政計画体系、附属機関・会議体系の整理
- ・総合計画義務付け廃止後の対応事例、参考事例の収集・調査
- ・既存計画の法的位置付け、部署横断的に内容重複等の精査
- ・既存計画の実施状況の評価や課題の抽出
- ・計画体系や附属機関体系など、今後の対応に向けた有識者ヒアリング

●目標像の議論と共有（庁内外部含む議論）等

- ・大磯町の目標像、重点事業と実行体制の議論
（目標の精査、事業とその担い手、あるべき姿、広域的位置付け等）
- ・取り組むべきプロジェクトを部署横断的に長期的視点で検討・共有

●事業・制度の具体化に向けた議論等

- ・運営体制等の参考事例の収集・整理
- ・庁内計画体系・執行体制の検討、メリット・デメリット比較等

●実現の可能性や実効性の検証等

- ・計画体系素案及び個別計画の見直しの方向性提示
- ・関係者との協議（担い手等への個別意見聴取、委員会開催等）

3 参考

■後期基本計画策定の経過

おおいそ“まちカフェ”（ワークショップ）



- ◆意見交換（全4回）
- ・平成26年11月1日
 - ・平成26年12月20日
 - ・平成27年1月10日
 - ・平成27年2月21日
- アンケート結果（速報）、重点プロジェクトにつながる今後の方向性、今後の方向性を実現する具体的な取組みと課題、新しい公共や協働の視点で各主体ができることについて意見交換を行いました。

大磯町総合計画審議会



- ◆審議会（全7回）
- ・平成26年3月28日
 - ・平成27年1月29日
 - ・平成27年3月26日
 - ・平成27年8月17日
 - ・平成27年10月16日
 - ・平成27年10月28日
 - ・平成27年12月22日
- 町からの諮問に基づき、めざすべき今後の町の方向性とその実現に向けて取り組む事業内容について、審議を重ね、審議会としての意見を取りまとめ、答申を行いました。

大磯町総合計画策定委員会／専門部会



- ◆委員会（全5回）
- ・平成26年7月16日
 - ・平成26年11月27日
 - ・平成27年3月16日
 - ・平成27年7月22日
 - ・平成27年8月7日
- 計画策定に当たり、めざすべき今後の町の方向性及び重点的に取り組む課題を共有し、実現に向けて庁内の各課等が主体的または連携しながら横断的に取り組む事業内容について議論を交わしました。

■大磯町総合計画審議会委員名簿

	氏名	所属
会長	成田 康昭	学識経験者
委員	青山 啓子	大磯町教育委員会
委員	戸塚 昭雄	大磯町農業委員会
委員	岩田 全弘	大磯町区長連絡協議会
委員	児玉 佐宍子	大磯町社会福祉協議会
委員	重田 照夫	大磯町商工会
委員	井上 浩吉	大磯町観光協会
委員	加藤 孝	大磯町漁業協同組合
委員	杉山 典子	大磯町社会教育委員会議
委員	奥野 和夫	大磯町消防団
委員	梶井 龍太郎	学識経験者
委員	國久 秀雄	公募町民
委員	沼野 恵一	公募町民
前委員	吉川 修一郎	大磯町農業委員会
前委員	杉崎 英雄	大磯町消防団

■後期基本計画（素案）諮問及び答申

磯政第34号
平成27年10月28日

大磯町総合計画審議会
会長 成田 康昭 殿

大磯町長 中崎 久雄

大磯町第四次総合計画後期基本計画（素案）について（諮問）

大磯町第四次総合計画後期基本計画（素案）を下記のとおり策定したので、大磯町総合計画審議会規則第2条の規定に基づき貴会の意見を求めます。

記

大磯町第四次総合計画後期基本計画（素案） 別冊

平成 27 年 12 月 22 日

大磯町長 中崎 久雄 殿

大磯町総合計画審議会
会長 成田 康昭



大磯町第四次総合計画後期基本計画（素案）について（答申）

平成 27 年 10 月 28 日付け、磯政第 34 号にて諮問を受けた「大磯町第四次総合計画後期基本計画（素案）」について、下記のとおり意見を付して答申します。

記

近年、頻発する大規模な自然災害、消費税率の引上げ、また、全国的な少子高齢化の進行がもたらす人口構造の変化による地域社会の衰退や自治体の財政状況の悪化など、大磯町を取り巻く社会経済情勢は依然として厳しい状況にあります。大磯町が歩むべき5年間の方向を示す本計画が、確かな実効性を持ち、将来にわたり、町民が安全で安心できる環境の中でいきいきと暮らすことが出来るよう、次の事項に十分配慮されることを要望します。

1 少子高齢化・人口減少について

少子高齢化と人口減少は、町政運営に大きな影響をもたらすものであるため、最重要課題として認識するとともに、「交流人口の増加と定住人口の安定化」の達成に向けて、総力を挙げて取り組むことを要望します。

2 財政の見通しについて

本計画の実効性を確保するため、様々な手法を検討しながら収入の確保と経費の削減に向けて不断の努力を行うとともに、町の財政状況の今後の見通しを明らかにし、堅実な財政運営に取り組むことを要望します。

3 後期基本計画実施事業について

後期基本計画実施事業については各施策で掲げる目標を達成するため、着実に取組みを進めるとともに、特に重点プロジェクト事業は、計画期間において重点的に取り組む事業であることを認識し、全ての部署が横断的に連携し、事業を推進することを要望します。

4 次期計画の策定に向けて

平成 32 年度をもって、現計画が終了となる中で、本計画期間は次期計画策定に向けた検討の期間でもあります。平成 33 年度から始まる計画を検討するにあたり、社会経済情勢等の分析、第四次総合計画の検証と次期計画策定に向けた体制づくりの検討などを行う必要があるため、町民と町が一丸となり情熱をもって取り組むことを要望します。

以上

■ 計画等所管一覧

	計画等名称	計画期間等	所管課等	
あ	新たな観光の核づくり基本計画	平成 25 年度～平成 32 年度	産業観光課	
	いじめ防止基本方針	平成 26 年度策定	学校教育課	
	一般廃棄物処理基本計画	平成 23 年度～平成 32 年度	環境課	
	運動公園施設長寿命化計画	平成 27 年度～平成 30 年度	都市計画課	
か	学校教育における子どもの体力向上に向けた取組指針	平成 25 年度策定	学校教育課	
	環境基本計画	平成 25 年度～平成 34 年度	環境課	
	行政経営プラン	平成 28 年度～平成 32 年度	政策課	
	橋りょう長寿命化修繕計画	平成 24 年度策定	建設課	
	景観計画	平成 20 年度策定	都市計画課	
	健康増進計画	平成 24 年度～平成 28 年度	スポーツ健康課	
	公共下水道全体計画	平成 23 年度～平成 42 年度	下水道課	
	交通安全計画	平成 23 年度～平成 27 年度	町民課	
	高齢者福祉計画（介護保険事業計画）	平成 27 年度～平成 29 年度	福祉課	
	国民保護計画	平成 18 年度策定	危機管理課	
さ	子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おいそ～	平成 27 年度～平成 31 年度	子育て支援課	
	自転車ネットワーク計画	平成 26 年度策定	建設課	
	生涯学習推進計画	平成 25 年度～平成 32 年度	生涯学習課	
	障がい者福祉計画（障がい者計画） （障がい福祉計画）	平成 27 年度～平成 32 年度 平成 27 年度～平成 29 年度	福祉課	
	食育推進計画	平成 26 年度～平成 28 年度	スポーツ健康課	
	人口ビジョン・総合戦略	平成 27 年度～平成 31 年度	政策課	
	人材育成基本方針	平成 18 年度～平成 32 年度	総務課	
	スポーツ推進計画	平成 25 年度～平成 28 年度	スポーツ健康課	
	た	耐震改修促進計画	平成 21 年度～平成 35 年度	都市計画課
		男女共同参画推進プラン	平成 18 年度～平成 27 年度	町民課
地域公共交通総合連携計画		平成 23 年度策定	都市計画課	
地域防災計画		平成 24 年度策定	危機管理課	
町税等滞納削減のための行動プラン		平成 26 年度～平成 28 年度	税務課	
町立図書館サービス計画		平成 23 年度～平成 27 年度	図書館	
定員適正化計画		平成 23 年度～平成 27 年度	総務課	
な		農業振興地域整備計画	平成 15 年度策定	産業観光課
	は	バリアフリー基本構想	平成 22 年度～平成 32 年度	都市計画課
平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画		平成 27 年度～平成 32 年度	環境課	
ま	まちづくり基本計画	平成 18 年度～平成 32 年度	都市計画課	
	緑の基本計画	平成 15 年度～平成 32 年度	都市計画課	

※ 検索しやすいよう、「大磯町」及び「大磯」等は計画等の名称から除いています。

※ 平成 28 年 1 月 1 日時点

合併60周年記念事業 「未来のおおいそ」ポスター

目的：大磯町合併60周年（平成26年12月1日）を記念し、町内の小学5年生・6年生を対象に、町の未来に関心を持ってもらうことを目的として、自由な発想でみんなが住んでみたい「みらいのおおいそ」を描いてもらいました。
テーマ：「こんなまちに住みたい！みらいのおおいそ！」



合併60周年記念シンポジウム
未来のおおいそポスター表彰式写真



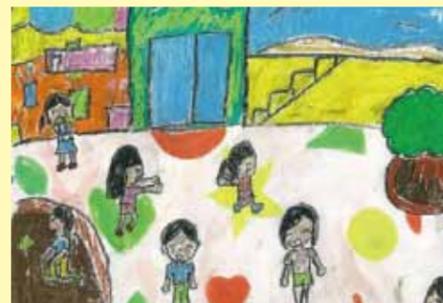
優秀作品 前田 華乃子さん



優秀作品 土肥 樹怜さん



応募作品 島ノ江 史菜さん



応募作品 小林 れいさん



応募作品 高橋 慧太郎さん



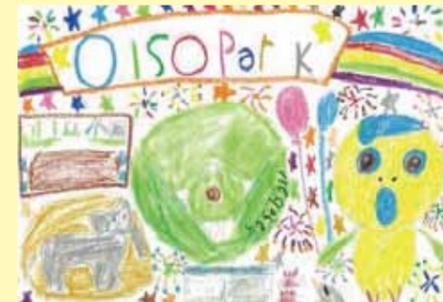
応募作品 赫 大翔さん



応募作品 池田 理葵さん



応募作品 本間 梨央さん



応募作品 (※)



応募作品 稲吉 悠羽さん



応募作品 神田 明日香さん



応募作品 井上 美紅さん

町の観光キャラクター

町の鳥「アオバト」をモチーフにしてデザインされた大磯町のキャラクターです。（平成24年3月27日制定）

アタマには、大磯の海をあらわす「波のトサカ」がついています。

明治から昭和初期の時代（大磯町にある海水浴場や名所・旧跡が作られた時代）から、現代にタイムスリップしてきたアオバトのカップルです。アオバトは地域を移動する渡り鳥なので、他の地域の様子や昔のことを、大磯町の私達に教えてくれる嬉しい存在です。

いそべえ

オスのキャラクターは「いそべえ」普段はボーっとしていますが、興味を持ったことに対しては周りが見えなくなるほど熱中する性格です。口ぐせは、「いいべえ」。（※語尾に「べえ」をつける大磯（湘南）の方言から）



あおみ

メスのキャラクターは「あおみ」頭が良く優しい性格です。口ぐせは、「いいわね」。大好物は、塩アイス！（※海水を飲むアオバトの習性から）



※ご本人の意向によりお名前は控えさせていただきます。